

第百十三回 参議院税制問題等に関する調査特別委員会會議録第九号

昭和六十二年十二月十二日(月曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月九日

辞任 喜屋武眞榮君

補欠選任 下村 泰君

十二月十日

辞任 小野 清子君

補欠選任 田辺 哲夫君

関口 恵造君

井上 吉夫君

吉井 英勝君

諫山 博君

十二月十二日

辞任 及川 順郎君

補欠選任 塩出 啓典君

諫山 博君

吉井 英勝君

野末 陳平君

秋山 肇君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

梶木 又三君

斎藤 十朗君

林 道君

平井 卓志君

降矢 敬義君

吉村 眞事君

志吉 裕君

安恒 良一君

峯山 昭範君

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

委員

井上 吉夫君

井上 孝君

板垣 正君

岩本 政光君

国務大臣

内閣総理大臣

大蔵大臣

法務大臣

外務大臣

大河原太一郎君

大木 浩君

岡部 三郎君

加藤 武徳君

久世 公麿君

後藤 正夫君

斎藤 栄三郎君

斎藤 文夫君

下村 泰君

田辺 哲夫君

谷川 寛三君

仲川 幸男君

藤井 孝男君

松浦 幸治君

村上 正邦君

森山 眞弓君

及川 一夫君

千葉 景子君

福間 知之君

矢田部 理君

山口 哲夫君

山本 正和君

太田 淳夫君

塩出 啓典君

和田 教美君

諫山 博君

橋本 敦君

吉井 英勝君

柳澤 鍊造君

秋山 肇君

下村 泰君

竹下 登君

林田悠紀夫君

宇野 宗佑君

政府委員

内閣官房内閣広報官

官報官

兼内閣総理大臣官房広報室長

内閣法制局長官

内閣法制局第三部長

公正取引委員会委員長

梅澤 節男君

津野 修君

味村 治君

高田 朗雄君

内閣官房内閣広報官

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

運輸大臣

郵政大臣

労働大臣

建設大臣

自治大臣

国家公安委員会委員長

内閣官房長官

国務大臣

総務庁長官

国務大臣

北海道開発庁長官

沖繩開発庁長官

防衛庁長官

国務大臣

経済企画庁長官

国務大臣

科学技術庁長官

国務大臣

環境庁長官

国務大臣

国土庁長官

国務大臣

中島源太郎君

藤本 孝雄君

佐藤 隆君

田村 元君

石原慎太郎君

中山 正順君

中村 太郎君

越智 伊平君

梶山 静六君

小淵 恵三君

高島 修君

粕谷 茂君

田澤 吉郎君

公正取引委員会事務局長官

総務庁長官官房審議官

兼内閣審議官

総務庁人事局次長

兼内閣審議官

総務庁行政管理局行政情報システム参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁建設部長

防衛施設庁勤務部長

経済企画庁調整局審議官

経済企画庁国民生活局長

経済企画庁物価局長

経済企画庁総合計画局審議官

科学技術庁長官官房審議官

国土庁長官官房審議官

国土庁土地局長

法務省刑事局長

外務省条約局長

外務省国際連合局長

大蔵省主計局次長

糸田 省吾君

増島 俊之君

服藤 収君

重富吉之助君

福渡 靖君

鈴木 輝雄君

依田 智治君

弘法堂 忠君

田原 敬造君

吉住 愼吾君

長瀬 要石君

末木風太郎君

勝村 坦郎君

田中 努君

富金原俊二君

須田 忠義君

公文 宏君

片桐 久雄君

根来 泰周君

斉藤 邦彦君

遠藤 實君

篠沢 恭助君

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 大藏省主税局長            | 水野 勝君  |
| 大藏省証券局長            | 角谷 正彦君 |
| 大藏省銀行局長            | 平澤 貞昭君 |
| 国税庁次長              | 伊藤 博行君 |
| 厚生大臣官房総務審議官        | 末次 彬君  |
| 厚生大臣官房老人保健福祉部長     | 多田 宏君  |
| 厚生省社会局長            | 小林 功典君 |
| 厚生省年金局長            | 水田 努君  |
| 農林水産省經濟局長          | 塩飽 二郎君 |
| 通商産業大臣官房商務流通審議官    | 高橋 達直君 |
| 通商産業省産業政策局長        | 児玉 幸治君 |
| 通商産業省生活産業局長        | 岡松壯三郎君 |
| 資源エネルギー庁長官         | 鎌田 吉郎君 |
| 中小企業庁長官            | 松尾 邦彦君 |
| 中小企業庁次長            | 三上 義忠君 |
| 運輸大臣官房審議官          | 金田 好生君 |
| 兼内閣審議官             |        |
| 運輸省運輸政策局長          | 塩田 澄夫君 |
| 運輸省地域交通局長          | 阿部 雅昭君 |
| 郵政省郵務局長            | 田代 功君  |
| 労働大臣官房長            | 清水 傳雄君 |
| 労働大臣官房政策調査部長       | 甘粕 啓介君 |
| 労働省職業安定所高齡・障害者対策部長 | 竹村 毅君  |
| 建設大臣官房総務審議官        | 木内 啓介君 |
| 自治省行政局長            | 木村 仁君  |
| 自治省行政局選舉部長         | 浅野大三郎君 |
| 自治省財政局長            | 津田 正君  |
| 自治省稅務局長            | 湯淺 利夫君 |

|    |     |
|----|-----|
| 竹村 | 晟君  |
| 片岡 | 定彦君 |
| 保家 | 茂彰君 |

本日の会議に付した案件

○税制改革法案(内閣提出、衆議院送付、)

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

衆議院送付)

○消費税法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方税法の一部を改正する法律案（内閣）

衆議院送付)

○消費譲与税法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

出(衆議院送付)

1

○委員長(梶木又三君)　たいまから税制問題等

に関する調査特別委員会を開会いたします。

税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法

律案、消費税法案、地方税法の一部を改正する注

律案、消費譲与税法案及び地方交付税法の一部を

改正する法律案の各案を一括して議題としたし

す  
百三十三  
百三十四  
百三十五  
百三十六  
百三十七  
百三十八  
百三十九  
百四十  
百四十一  
百四十二  
百四十三  
百四十四  
百四十五  
百四十六  
百四十七  
百四十八  
百四十九  
百五十  
百五十一  
百五十二  
百五十三  
百五十四  
百五十五  
百五十六  
百五十七  
百五十八  
百五十九  
百六十  
百六十一  
百六十二  
百六十三  
百六十四  
百六十五  
百六十六  
百六十七  
百六十八  
百六十九  
百七十  
百七十一  
百七十二  
百七十三  
百七十四  
百七十五  
百七十六  
百七十七  
百七十八  
百七十九  
百八十  
百八十一  
百八十二  
百八十三  
百八十四  
百八十五  
百八十六  
百八十七  
百八十八  
百八十九  
百九十  
百九十一  
百九十二  
百九十三  
百九十四  
百九十五  
百九十六  
百九十七  
百九十八  
百九十九  
百

右六案につきましては、既に趣旨説明を聴取し

てありますので、これより實業に入ります。志望

○云々各書 百戰之義之立の卒王は、國を以て國に

○志望補君 宮澤大蔵大臣の辭任に 国会と国民

に食言を繰り返した責任をとったのは当然のことでありまづ、兎則去案と成立させるこの二身と

でありますか 税制法案を成立させるために身を

引いたといふ并角に弓が材者の小と材のよりで

り垂して、決して国民を糾弾させるものでない。

ません。私は、宮澤氏に政治家として麻痺の心を

あれば、政治倫理に反したことの責任をとり、

らかでもリクルート疑惑の解明に寄与する形で

めてほしかった。宮澤さんは最後の釈明のあかし

を立てるかわりに辞任しましたが、そのことによ

つて疑惑の解明は進みませんでした。言いかえ

と、辞任することで疑惑の解明にふたをしたわけ

1

|          |        |
|----------|--------|
| 常任委員会専門員 | 竹村 晟君  |
| 常任委員会専門員 | 片岡 定彦君 |
| 常任委員会専門員 | 保家 茂彰君 |

本日 の 会 議 に 付 し た 案 件

○ 税 制 改 革 法 案 (内閣提出、衆議院送付)

○ 所 得 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 (内閣提出、衆議院送付)

○ 消 費 税 法 案 (内閣提出、衆議院送付)

○ 地 方 税 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 (内閣提出、衆議院送付)

○ 消 費 譲 与 税 法 案 (内閣提出、衆議院送付)

○ 地 方 交 付 税 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 (内閣提出、衆議院送付)

○ 委 員 長 (梶木又三君) た だ い ま か ら 税 制 問 題 等 に 関 す る 調 査 特 別 委 員 会 を 開 会 い た し ま す。

税 制 改 革 法 案、所 得 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案、消 費 税 法 案、地 方 税 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案、消 費 譲 与 税 法 案 及 び 地 方 交 付 税 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 の 各 案 を 一 括 し て 議 題 と い た し ま す。

右 六 案 に つ き ま し て は、既 に 趣 旨 説 明 を 聴 取 し て お り ま す の で、こ れ よ り 質 疑 に 入 り ま す。志 賀 裕 君。

○ 志 賀 裕 君 官 澤 大 蔵 大 臣 の 辞 任 は、国 会 と 国 民 に 食 言 を 繰 り 返 し た 責 任 を と っ た の は 当 然 の こ と で あ り ま す が、税 制 法 案 を 成 立 さ せ る た め に 身 を 引 い た と い う 弁 解 は 引 か れ 者 の 小 う た の よ う で も な り ま し て、決 し て 国 民 を 納 得 さ せ る も の で は あ り ま せ ン。私 は、官 澤 氏 に 政 治 家 と し て 廉 潔 の 心 が あ れ ば、政 治 倫 理 に 反 し た こ と の 責 任 を と り、繼 ら か で も リ ク ル ト 疑 惑 の 解 明 に 寄 与 す る 形 で も な り て は し か っ た。官 澤 さ ん は 最 後 の 釈 明 の あ か し を 立 て る か わ り に 辞 任 し ま し た が、そ の こ と に よ っ て 疑 惑 の 解 明 は 進 み ま せ ン で し た。言 い か え る と、辞 任 す る こ と で 疑 惑 の 解 明 に ふ た を し た わ け と、

であります。宮澤さんは結局臓腑の共同体から足を抜くことができなかったわけであります。現に永田町では、宮澤の首でリクルートは一件落着、税法は上がりとなさやかれておりまして、国会は理性から古臭い情緒の世界に変身しようとしている。国民にとってこれほどおぞましいことはない。

総理は、宮澤さんの責任をどのように受けとめられておりますか。まさか大井夫人ではあるまいし、リクルートの追及はこれまででいたしたうございませうというわけにいかぬです。いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) まず最初に、宮澤蔵相の辞任に伴いまして私が、行政組織法第五条でございますが、みずから大蔵大臣の職に当たることといたしました。当面の課題であります税制改革法の成立に全力を尽くしますとともに、財政金融の任に万全を期する考えでございますので、初めに心からよろしくお願いをいたします。

さて、ただいまの質問でございます。

宮澤前蔵相は、リクルート問題に秘書官が関係をし、これについての国会での説明が的確でなかったことに深く責任を感じており、参議院での税制改革審議に当たってみずからが障害となつてはいけなと、その責任を明らかにするために辞任されたというふうに私は理解をいたしております。したがって、御信頼申し上げて大蔵大臣をお願いします。願ひしておた私でございます、そのお考えを御信頼申し上げて、素直に辞表をお受けいたしました次第であります。

宮澤前蔵相は、今次税制改革の責任者として、二年有余にわたりましてその職にあつて努力を傾けてこられました。この志を受けまして、私にも考えがなかつたわけでもございせんけれども、やはり内閣一体の責任で法案を御提出申し上げます。したその最高責任者は私でございますので、私がその任に当たることとした次第でございます。今お言葉にありました、理性から情緒へといふようなことでなく、私は、志苦委員の御指摘

たいと考えております。○志苦裕君　今もお話がありました。官澤さんは総理が信頼をした副総理・大蔵大臣でありましたが、その者が疑惑にまみれ国会と国民に食言を繰り返して不信を招いた、内閣の信用も台無しにした、こういうときに総理、あなた自身は表立って何もなかったように見えました。解任ではなくて熟柿が落ちるように辞任を待った。これも竹下流というのでしょうか。国民は、副総理の辞任に竹下総理にも責任なしとはしていません。マスコミの世論調査が底なしの内閣支持率を示すのもわけあってのことだ、こう思います。すが、いかがですか。

○國務大臣(竹下登君)　まず、だれに一番責任があるかと申しますと、やはり国会で指名していただいて内閣を組織しておるその長たる私自身に、責任は世論調査の動向をも含め私自身に帰するものであるというふうに考えておるところでございます。したがって、今、責任において提案いたしましたものの御審議に当たり、誠心誠意その御質疑等にお答えをしていくことが私に課せられた使命であると考えております。

○志苦裕君　そう往生際の悪いことを言われても私は困るのであります。竹下内閣発足以来もう既に二人の閣僚と、二人でしか与党の常任委員長が更迭されているでしょう。二人の閣僚に二人の与党常任委員長でしよう。そこへもってきて副総理の辞任、不祥事、こうなるんですから、これは紛れもなく内閣として責めを負うべきもので、税法の方は税法の方で国会がしかるべく始末しますから、それこそ総辞職か解散というのが責任のとりようじゃございませんか。

○國務大臣(竹下登君)　憲法六十九条の定めによりまして総辞職とか解散というような責任のとり方も私は理論上よく承知しておりますのでござい。ます。しかし、今日私が考えておりますことは、長年にわたって御議論をいただいた税制改革そのものの環境が熟しておる今日、この与えられた任

期を大事にしながら国会の御審議に当たっていただくのが、私に課せられた責任であると考えております。

○志苦格君 ところで、宮澤さんの最後の積明のあかしとして求められておりましたのは、総理も御存じのように、コスモス株の購入及び売却に関する金の流れを証明する記録でありましたが、ついに提出されませんでした。辞任してまで記録の提出を拒んだ理由は何でしょうか。私は、その記録が宮澤さんの積明をみずから覆すものであったばかりではない、ほかに及ぼす影響が大きいからであった、こう容易に推定できます。

○志苦格君 ということは、共同の仲間である総理、あなたも安全じゃないということですね、青木秘書そして青木秘書を介したとされる福田氏のコスモス株売買に関する約定、資金の流れなどを証明する記録、これをあなたも進んで提出されてしるべき。いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 私の周辺におきましますところのルートコスモス株の取引、これは今御指摘があったとおりであります。私がこれに知りたものでないということにあるといたしまして、周辺で行われた行為に対してはまことに残念であり反省すべき問題である、このように考えております。

そこで、これらの取引に関する物証につきまして、実は衆議院におきまして坂上委員の御質問にもお答えをいたしたことがございます。例えば銀行の口座等を個人的になら、お示しすることは、信頼関係にあるお互い同僚としてできぬことではないと思ひます。しかしながら、やはりこういう経済社会におきまして、国会に一つ一つ私経済行為の物証を提出することがいいか悪いかというところは、私なりに判断をいたしかねますので、これはむしろ国会で御相談していただく問題ではなからうかなというふうに思っております。ごさいます。

したがって、公の場に示すかどうかという問題については、私個人の意見は控えさせていただきます。

ますが、いわゆる株式売買約定書でございますかあるいは金の出入りでございますか、そういうものに対して資料というふうなものがないわけではもちろんございません。

○志苦格君 あることはわかりましたが、それはあなたには出せない、国会で相談してくれ、こういうことなんです、私経済の取引だという認識が少し違ふんでして、今まさに民主主義の威信が問われて、挙げて解明に乗り出しておる、国民が注視のもとで、私経済もさることながら、本場にこの国の行く末まで心配しておるという状況のときですから、総理は私経済と言いますが、身内のことですから、いや、うちの身内はこうだといってお示しになることは何もそういう取引関係の邪魔になるものでもない、市場を混乱させることでもないでしょう。これはひとつあなた、いろいろ今話がありました、おありになるんですから、これはやっぱりお出しになるようにしてください。

○国務大臣(竹下登君) 私は、信頼関係のある皆さん方に個人的にお示しすることに何ら抵抗を感じるものではないと思ひますが、その辺は皆さんの方で御判断いただければ、私も意見を述べる機会があれば述べようし、それに従うことに決してやぶさかではございません。

○志苦格君 今のお話を伺っておきまして委員会でも相談しますが、ただ、個人ではなくて国民が知りがたがっているんですね。そのことだけは指摘をしておきましよう。

前政権ですが、一つの政権の中核をシラミつぶしのよう、一万株、言いかえれば数千万だ、こういうものを配るといふのは例のないことですよ。ロッキードのような古典的なタイプの汚職とはちよつと違ひまして、税法、証取法、政治資金規正法、そういったものの抜け穴をちゃんとうまく使ったやり口でありますだけに、再発防止のためにはこの事件の解明がどうしても不可欠というところになってくるわけですね、政府や与党がこれを妨げることは大変遺憾なことだ。自分自身も含めて、この政治の浄化というふうなものに禍根を残すことになるということだけは強く主張をしておきましよう。

と、竹下総理は、何か臨調方式による政治改革というふうなものを提唱しておるようですね。国会の自浄力を放棄して、この疑惑の追及とか金権腐敗の政治に対する国民の批判をかやすような手法。よくやるんだね、立場に窮したやつがこういうやり方を。ですから、私先ほど言いましたように、そっちの方に目を向けようというんじやなくて、総理はまず進んで身内から洗う、行政の機能を発揮する、こういう形で解明に当たる。また、国会は政治倫理審査会が機能するよう

に、これは党総裁としても采配を振るっていただくといかぬ、こう思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 国会は政治倫理審査会が機能するようにというところについては、私も国会に身を置く一人でございますので、それが一番大事なことであるというふうに私自身考えておるところでございます。私が政治改革ということをし上げておりますのは、確かに行政改革あるいは財政改革あるいは教育改革、税制改革、そういうもののやっぱベースには政治改革というものが一番必要ではないかということをお自身が一番よく承知しておるつもりでございます。

さて、しかしながらその政治改革というのは、確かに長い間いろいろお互い議論をしておりますが、一体それが行われる環境をどうしてつくるかということになると、今いみじくもおっしゃいましたまず自浄能力の問題でございますが、その自浄能力を発揮するためにもいろいろな法律の整備等の環境整備が必要であらうと思ひます。

したがって、私は公職選挙法そのものに起因する問題あるいは政治資金規正法そのものの出入りの問題、それから政治倫理審査会の機能につきましてもまだ議論する点があるではなからうか。したがって、行政府はもとよりであります、私も国会議員の一人としてその位置づけをして、言わしていただきますならば、国会全体の問題としてこれに取り組まなければならない緊急な事態であるというふうに考えておるところでございます。

○志苦格君 ロッキードの後にもこういうたぐいの、目をそらす、目をそらしてまともなものは実行せずという前例もあるので、私は余り感心しない。しかし、この問題はいづれ我々の方でも必要なのは提起をしたいと思ひます。

そこで、ちよつと総理の方を離れますが、ルート関連で一つ二つ伺ひしておきましよう。社会党のルート調査委員会が十日、ワールドサービスとコスモスと推認される還流株の譲渡先を発表しました。この中にはコスモス社の役員三人で合計十萬株が含まれております。この売買が、特別利害関係人の売買を禁じた証券業協会の自主ルール違反に当たすることは明白ですが、不思議なことに、同社の有価証券報告書によりまして、六十二年四月から六十二年四月までの間にこの三名の株式の保有数には変動が余りありません。したがって、還流株十萬株の行方が不明なんでありまして、これはエタナールフォーチュンのコースの松原弘氏の例もあるんで、この行方に重大な疑惑を我々は持っています。

そこで、もしこの株を彼らが保有しているのであれば有価証券報告書は虚偽記載に当たりますね。そうではなくて期間中に売買したんだということになりますと、その売買にかかわる課税の関係とか、そういう問題が適切であるかどうかという問題が生じてまいります。大蔵省、これはどう問題にもなっている問題ですから、恐らくこういう問題はもう既に調査などをしていらっしゃるんじゃないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(角谷正彦君) 先般、証券業協会が中間報告で申し上げましたように、ルートコスモス社の役員十数名がいわゆる還流先と言われるところからどうも株式を取得している模様がある。これは今、先生御指摘のように、証券業協会のルールに違反する行為であるというふうに思われるわけでございますが、他方、今御指摘のように、有価証券報告書上、こういった株式の所有に

ついでにどうも記載がない模様でございます。そういった問題につきましては、私も現在事実関係を調査いたしておるわけでございます。調査の結果を踏まえて、もし仮に持っているという記載がないとしますと記載漏れがあるという事でございませうので、そういったことにつきまして適切な対応をまいりたいというふうに考えているわけでございます。

いずれにしても、現在調査に着手しているという事でございます。

○志苦裕君 それじゃ、調査に着手したというふうに理解をしておりますね。

○政府委員(角谷正彦君) さようでございます。

○志苦裕君 いずれそのことは報告を求めましよう。

○検査庁、あなたの方もそういうことは抜かりなくもう調べているのだと思うんですが、何か感触を聞かせてくれませんか。

○政府委員(根来泰周君) 東京地検では、いわゆるリクルートコスモスの非公開株式の譲渡についての事実関係に関して多角的に調査中であり、その上で犯罪の嫌疑があるかどうかについて検討するところでございます。

いまだいずこに焦点を置いてるか申し上げる段階ではございませんけれども、御指摘の事実については御指摘として十分念頭に置いているものと思ひます。

○志苦裕君 どうも検査庁、根来刑事局長の答弁は、一遍原稿に書いてあるといつても同じだね。

ところで、江副証言でも問題になったのです。例をとりますと、ワールドサービスが江副氏の申し出で割り当て二十万株をリクルート側に売り戻した、手続は、ファイナンス社から一株三千円で購入代金六億円の払い込みがあったから株券を一括してファイナンス社に渡した。というところ、買ったのはファイナンス社、売ったのはワールドサービス、こうなりますね。もちろん有取税もそのとき払ったところ言うんですね、ワールド側が。そのファイナンスからさらに二十四名に對し

て細かく譲渡をされていったというのが実態なのですが、この場合に言う売り手であるファイナンス社、これは今度は売り手になっていきますから、当然有取税などを納めなければならぬ立場にある。流通税というのはいくらもものだとおもうんですが、これはどうなんでしょうね、大蔵省、そのようになっていますか。江副証言ですと、いやそうじゃないので、おれのところは仲介しただけだ、売り手と買い手、その割り当て先とそこからまた隣へ行った小口に分けたものとの売り買いだから課税関係はそっちの方だと、こういう言い方をしているんです。

ところが、きのうの一部の報道にありますように、売買契約はやっぱりワールドサービスとファイナンス社の売買契約になっているという報道がございました。そうなりますと、ファイナンス社から小口に分かれていった譲渡先との関係は当然また次の売買になる、これはこう理解していいんですね、証券局長。どうもこのところは、あなたのところはいつもはつきりさせていないので困っているんだ、これ。

○政府委員(角谷正彦君) 有価証券取引税の課税関係について私もちょっと承知しております。

○志苦裕君 国税、どう。

○政府委員(伊藤博行君) 有価証券取引税の納税義務者につきましては、有価証券を譲渡した者というところに相なっております。これは自己の計算において有価証券の譲渡をした者というふうに理解しておりますけれども、先生がおっしゃるケースは具体的な事実関係においてどう認定すべきかといったような点につきまして、私も個別問題全体を承知しておりますが、法律の一般的な解釈としては今申し上げたような前提になっておるといふことで御理解いただければというふうに思ひます。

○志苦裕君 国税庁、この問題が始まって大騒ぎになって、衆議院だ参議院だといわい騒いで、そして問題になっているときに一般論聞いたって

意味がないんだ。

この売り手と買い手、課税はすべて実態に対してかけるんですから、実態は、ワールドならワールドとリクルート側、これがまず売り買いが一つ関係するわけ。それから、その買い戻したリクルート側、ファイナンスならファイナンスですね、そこと某政治家とか某社長とかの間がまたこれ売り買いになるわけ、そうすれば、流通税というのは、何遍であれ同じ物件でも十遍通れば十遍かかるというのが流通ですから、当然これは二度にわたってかかるでしょう。

これは東京新聞でしかたかね、これを読みますと、「ワールドサービスが納める有価証券取引税はファーストファイナンス社を買い主として納税されていたことがこの日までわかった」と。その際、いわば譲渡をした者はワールド、譲渡を受けた者はファイナンスと、このように有価証券報告書でしかたかね、何かそんなもの納税につけて出しますわな、それにはなっておりますという報道があります。

こうなりますと、仮にこのとおりだとすると、今度はそのファイナンス社から二十四人に売買が行われた場合には、ファイナンス社が売った側です。あなたももう調べているだろう、このぐらゐのこととは、大騒ぎになっているんだから。

○政府委員(伊藤博行君) 有取税は、先生おっしゃる通りに、それぞれの取引におきまして自己の計算において行ったかどうかというところがポイントでございます。

で、今お話しのような報道がなされているというのはいずれも承知しておりますけれども、具体的な事実関係がどうかということに基づいての事実認定になっていく話かと思ひますが、一般論として申し上げれば、今、先生おっしゃったように自己の計算においてという前提が満たされるような場合であれば、当然有取税はかかってくるというふうに申し上げ得るかと思ひます。

○志苦裕君 次長、あなたが言うているぐらゐの法律は私も読んでいます。そんなこと聞いてい

るんじゃないんだ。現実には私は事実を指摘している。個別具体は答えにくいというのなら、その件についてはちゃんと調べています、把握をいたしますというのならそういうふうには言ひなさいよ、適切に対応しているのならしていい。一般論ばかり言うなよ、実際。

○政府委員(伊藤博行君) 有取税につきましては私も私どもとしては適正に対処しておりますつもりでございます。

○志苦裕君 まあ個別はなかなか言わぬのだから。

私の言うたのが事実だと、どのケースもそうなっているんですから。なぜ私がこれを厳しく言うかというところ、江副氏は、あれは偽証しているんですよ。それは矢田部委員も質問しましたように、なぜ仲介の位置にいるかというところ、一つは自主ルール違反から避けたい、安全な位置にいたいというところ、一つはそれからもう一つは、できることなら税金一遍払えばいいわけで、骨折って二度払うことはない。これは随分けちな男だね、実際。そういうことだろうというところが出てくるものだから、ちょっとしつこくこのところを聞いているわけで、これはひとつあなたの方でもちゃんとやっているでしょう。それはそれで、ひとつ報告をするように注文をしておきます。(大蔵大臣、答弁)と呼ぶ者あり)

この大蔵大臣はなつたばかりですから、この部分はいいことにおきましよう。

次に、これは高石さんの話なんです、文部大臣、質問通告に入れたなかつたんだ、これ。なくともできるくらい心構えはあつたと思うんですが、まあ教育行政のトップにあつた者がリクルートに汚染されて、事もあらうに細君を犯人に仕立て上げようなんというの、これはもう人倫に反する行為だ。その上職権乱用と思えるような行状が次々と明らかに。パーティー券を事もあらうに地方の教育委員会や、取引関係で言えばその立場の弱い教科書会社等に割り当てて、しかも文部省の担当部局が直接かかわつた。何事です、こ

これは一体。これが道徳性、倫理性を求められておる教育分野のやることか。パーティー券は中島文部大臣、あなたが在任中直接配下の者がやったことだ。部下の不始末はトップの不始末でもありません。責任が問われておるんじゃないですか。

○国務大臣(中島源太郎君) 先生からの御指摘は、全体の点とそれからパーティー券の件とがあらうと思います。

私は再々お答えをしておりますように、文教行政全般から見ますと、この文教行政の信頼が損なわれるというようなことは一番心に痛いことでございまして、長い間文部省に勤めてもらったOBとはいえ、文教行政が今ほど教育改革を推し進めようという大事なときにありますだけに、少しでも文教行政の信頼が損なわれることがあれば、これをできるだけの努力をして取り戻さなければならぬと、このように考えておるところでございます。

後段に御指摘をいただいたパーティー券の件、これはいろいろ報道されますところを見ますと、実際にはどのような形でパーティー券を紹介したのか、あるいはどのような形で外部の方に接したのか、これは私もこれから精査をいたしたいと、こう思っておりますが、少なからずともそういう外部から見ると一人のパーティー券を紹介されたということにとどまったといたしまして、その行為はやはり教育の中立性をとると文部省といたしましては、甚だ軽率、不適切な行為であつたであらうと、このように考えております。さらに後段の御指摘につきましては私としては精査をいたしたいと、このように考えておるところでございます。

○志吉裕君 後段の指摘はあなたの責任を問うたんで、精査することもないでしょう。まあひとつそれはこれぐらいになりますと、やっぱりトップがそういう責任を果たしていかないとだめですよという意味で指摘をしておきましょう。

さて、当委員会が、これが自民党らしいんだな、官憲辭任の手向けの花みたいな形で、無理や

り日程にのせられて税制改革法案の審議に入ったわけですが、この法案が衆議院でどんな審議経過をたどつてこまできたか、通過後なお消費税の導入に対する国民の拒否反応が強いということについては、総理もよく承知をしておると思うんですね。まあ知らぬなんということになれば、身内の事情にこだわつてどうも政権への妄執が目くらくらんでいるんじゃないかと、こういう感じもいたしますけれども、総理、租税は国家の根幹でありまして、言うまでもないことだと思いますが、大きな税制改革は政治あるいは政治家に対する信頼がなければつくり上げられないものじゃないんでしょいか。政治家が社会の悪人のように言われておつていい税制がつけられるわけがない。

そのような視点からいえば、売上税の廃案の後、改めて民意を問うこともなく消費税の導入にこだわつていくことがまず国民の不信であります。リクルート疑惑がそれを増幅しています。そして事もあるように提案者たる大蔵大臣、ひいては竹下内閣そのものが疑惑に包まれたことによつて信頼は完全に失墜しました。政府の公正が疑われ、提案者の資格を失つておるんであります。言うまでもありませんが、税の公正というのは倫理的正義を追求したものでありまして、税を定める者が公正でなければならぬという意味なんです。どうぞそういう意味ではこの際はやっぱり無理をせぬで、撤回といつても衆議院を通つちやつたんだから、せめて廃案にして改めて衆知を絞る、再構築を図る。僕らも提案しますよ。国民から見れば決して竹下内閣の失点とはならない。いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) お述べになりました政治の信頼が基礎にあつてこそ税制改革というふうなものではあることである。また、これまたお話にありましたように、そもそも国会というものができたその経緯を見ても、税というものをどのように配分するか、どのように徴収するかというところから国会ができてきたということは私も十分承知しておるところであります。したがつ

て、今言葉としてリクルート等にそういう不信感が増幅されたということを私は否定する考えはございません。

しかし、そもそも我が国の税制改革というものは昭和五十二年政府税制調査会から、いわゆる一般消費税(仮称)を昭和五十五年から準備すべきであるという答申の時期から始まりまして、その間、志吉委員と私は何度かここで税の論争をいたしますが、問答をいたして今日に至つておりますが、諸般の経済情勢等を考えますときに、今のような落ちついているときにこそ税制改革をなし遂げるということがむしろ行政府の私どもに与えられた責務ではなからうかと、このような考え方に基づいてそのお願いをいたしておるところでございます。

したがつて、廃案などということはこれは国会でお決めることになることでございますが、提案者といつたしましてはひたすら慎重御議論を賜ふることによつて理解を深め、一日も早く成立することを中心から期待を申し上げておる。それに對して我々も誠心誠意お答えを申し上げなければならぬといふふうに考えておるところであります。

○志吉裕君 いや、あなたはまだ税に対する、あるいは提案者に対する信頼があるように考えていれば誤謬だね、それは。

そこで、今ちょっと総理も触れたけれども、税制改革が論じられてまあ十年と言つていいでしょう。残念なことにはいつのときも減税もしくは増税の規模をめぐる論争に終始して、国会対策上の観点でしか処理をされることになつた。そのためにそれぞれの税目とか税体系の内容に立ち入つた議論の場所さえできなかった。で、税制のゆがみ、ひずみはどんどん拡大する、こういうことのように思います。これは我々にとつても反省材料であります。政府・与党が支持基盤の個別的利益のみを優先させて本格的な議論を避けてきたことが最大の原因だ。総理、そういう認識をお持ちになつていませんか。

○国務大臣(竹下登君) 私は、いつも比較して思ふのでありますが、確かに日本の税制をひもと

てみますとき、昭和九年から十一年というのが一つの参考になるいろいろな数値であるのかなと、こう思います。その次は、やっぱりシャウブ勸告に基づく昭和二十五年税制改革というものはなかつたかというふうな思ふわけでありまして。

今も御指摘がありましたように、戦前の法律はしばらくおくといまして、シャウブ以来、やはり国会の議論というものが、結果としては税制というものは、そのときどきの政策需要に基づきまして特別措置でございましていろいろんな形で変更を繰り返してきておるわけでございます。しかし、それは決して私はその時点時点における間違つた選択であるとは思っておりません、それなり理屈が整つておるというふうには私は見ております。長い間税制調査会の委員の先生方もここにはいらつしやいます。しかし、長期で今度見てみますときには、確かにそれがより大きなひずみといふものを生じたのが現行の稼働者中心の税、言つてみればサラリーマン、勤労所得中心の税というものが偏りができたという結果をもたらしておるではなからうかというふうに思います。

したがつて、やはりシャウブ以来の改革というものに、平たい言葉で申しますならば、薄く広く社会共通の経費を負担するという税体系でございまして、これが万全なものであると私も思つておるわけではございませぬけれども、二十世紀に向かつてそうしたものを構築していくまさにその時期に到達したということを感じておる次第であります。

いま一つつけ加えますならば、今、委員が御指摘になりましたように、そのときの財政需要に見合う増収が必要であるとか、あるいは減税が必要であるとかいふような議論があつたことも事実でございますが、このたびは幸い、いわば税収等は追い風にあることも事実でございますので、修正部分も含めますならば総額二兆六千億の減税、こういうことになっておりますけれども、これそのものが二十一世紀に向かつて一つの税制の新しい構築の姿を示していくための環境も今が一番熟

しておるところではなからうか、私はこのように感じておるところであります。

○志苦裕君 私に聞いておることに答えてくれればいいんです。私はここの話をしているのに、あなたは昭和の初めから答弁しなくなっている。

今も出たように、あなたは、昨今の財政環境などから見て静かな雰囲気の中で税制改革の議論ができる、こういうことを言っておるんですが、そうじゃないでしょう。初めに消費税ありきで、その導入に固執したために静かな雰囲気どころか暴風雨になっているじゃないですか。ために、各税目の中にあるゆがみとかひずみ、すなわち不公平、そういうふうなものを取り除こうとする共通の土俵さえも失ってしまったじゃないの。そういう感じがしていませんか、あなたは。

○国務大臣(竹下登君) 失礼いたしました。

十年にさかのぼってみましても、例えば五十三年の政府税調でそういうことが出まして、五十四年にいわゆる一般消費税(仮称)というものを取り上げようと思図したことは事実でございます。しかしながら、これは国会決議にありましますように、申すまでもなく、そのときは財政再建ということが税制改革の一つの大きな眼目でありました、国民福祉の充実のためには安定した財源が必要である、しかしながら、いわゆる一般消費税(仮称)はその仕組み、構造等について国民の理解を得るに至らなかった、よって、その手法をとらずして、行政改革、財政の節減合理化、そして税の不公平の是正、さらには抜本改正をもってこれに当たるべきである、こういうふうな決断を、私も当時大蔵大臣でございましたので、参画させていただいてつくらせていただいたわけでありました。しかし、そのときのお互いの考え方というのは、国民福祉充実のためには安定した財源が必要であるといったときには、あるいはおつくりいただいた皆様方の中にもあるいは私の頭の中にも、福祉目的の税があるいは幾ばくかあったかと思うのであります。そして、その後いわゆるグ

リーンカード法案というものが皆さん方の合意で出まして、それが五十九年の一月一日実施ということになっておられますから、あるいは五十九年の税制改革というのがお互いの念頭にあったろうと思ひます。しかし、なかなかその時期を得ることなく、昨年売上税、そしてこれまた国民の理解を得るに至りませんでした。

その反省に基づいて今度一生懸命で出しておるわけでございますから、その間の議論というのは志苦さんも、確かに共通の土俵としては各党協議会というものが一つございまして、国会の議論というのはいまだに不公平税制というところから、例えば専門の大蔵委員会の七〇%が税制の不公平議論であると言われたように、この議論が続けられて今日に至っておるのではないかなと。

ただ、あなたと私と議論しておりますと、その間に一緒に議論してきておりますから、何だか国民の皆さん方より二人の議論の中であるいはそんなことを言っているような感じがしないわけでもございませぬけれども、どうも私はそんな気持ちにならないうございまして、お互い十年一生懸命に不公平問題をやってきた。その不公平問題が、まさに今日の税制改革を行わなければならないという一つの共通の土俵でもつくろうじゃないかというある種のコンセンサスにまでは至ってきたのではないかなというふうに、いささか独断でございますが、私はそう考えております。

○志苦裕君 私の聞いておることに端的に答えてくれればいいんだ。各税目の中にあるさまざまなゆがみ、ひずみ、不公平を正そうという、これが共通の土俵のはずなのに、いきなり頭の方に、入り口に消費税などという、まるっきり意見の分かれたものを置くから世の中が暴風雨になっちゃって、その共通の土俵まで壊してしまった。静かな雰囲気の中で税金を議論するなんていう状況じゃないかなというところを私は言っている。そういうときには入り口にある邪魔者を取るんですよ。そういう手法というのが大きかりな税制改革の議論のときには必要でしようということを述べた。

あなたの顔から見ると、とてもじゃないがその邪魔者を取りそうもないから、次へ行きましょう。

竹下総理は、政府の税制改革案をお決めたに当たってに議論を出しまして、国民の税に対する重い負担感、不公平感の解消を図ることが最大の目的だと、こうおっしゃった。この談話は、政府の税制改革の本質をあらわしていると思ひます。いい、いい、そのことはやっています。総理のおっしゃる重い負担感、不公平感というのは一体どんなものなんですか。その負担感または不公平感というのは、具体的にどの税目あるいは税体系のどの部分から来ているのかお示し願えますか。これは大蔵でもいいですよ。

○国務大臣(竹下登君) 足らざるところは専門家の助けをかりなきゃならぬと思いますが、私自身、税制改革の必要性というのは、今おっしゃいましたように、個別の税目の中のいろんな不公平感というふうなものを共通の土俵の中で議論してまいりました。ところが、お互いやっぱりいつも所得減税というのをどうしても優先的に考えます。そのことから見ますと、やはり税負担が給与所得を初めとする個人の所得に偏って、その裏腹として消費課税のウェイトが著しく低下したというところに一番の重税感と一番の不公平感というものが募つてきたというのが私は集約して言えるんじゃないかな、こういうふうに考えております。

それから、不公平感のいわゆる水平的不公平感と垂直的不公平感という具体的な問題はたびたび議論しましたが、その中に個別税目ごとに含まれておることも事実でございます。それが言ってみれば、このたびの改正の中におきましても若干の改正がなされ、さらに衆議院でそれに修正がなされたというように個別不公平感問題等が浮き出たようになっておるんじゃないか。

基本的には、やはり給与所得を初めとする個人の所得に偏って、消費一般にかかる税制というものと偏りができたというのが一番の不公平感じゃないかなというふうに考えておるところで

ございます。

○志苦裕君 総理の租税認識はまるっきり違うね、我々とは。まあその証明をだんたんしていきたいと思います。

負担感、感じずな、負担感というのと実際の負担は違うんです。不公平感と不公平とは違う。総理がわざわざ不公平感、負担感と言って区別して言うのはなぜなんですか。感じはあるが実際の重税はない、不公平感はあるが実際の不公平はない、こういうふうな言っているんですか。

○国務大臣(竹下登君) いつも私が、本当は、これは志苦さんも御案内のとおりでございますが、不公平があるというのを断定することは、長い間大蔵大臣をしておりまして、非常にちゅうちょを感じてきました。なぜならば、いわゆる国会で決められた仕組みそのものに不公平がありますというところはやっぱり行政府としては非常に使いにくい言葉でございます。したがって、私は整理いたしました不公平感ということで、これもややアバウトな表現でございますけれども、言い続けましたという実績を私自身認めなきゃいかぬかなと思っております。

しかし、現実おっしゃった問題で、水平的不公平感というふうなものに、同じ所得がありながらあの業種とこの業種とに違いがあるというのは、やっぱり金額的な現実的不公平ということもあるというところは私も承知しております。

もう一つ不公平感の前提にありますのは、どうしても納税者個々を主体とした比較対照の不公平感ということもあるというのをいつも議論しながら感じておるところでございます。

○志苦裕君 例えば消費税というのは、低所得者や非課税世帯に新たに重い負担を強いるものなんです。だから、税制の国民主権原理になじまないというところであくまでも直接税が中心だという税理論、税体系をつくって今日まで来たんじゃないですか。

それで、きょうは口に出なかったけれども、中



堅サリマン層の重税感を取り除くのが税率構造のいわゆるフラット化の意味なんだというように、なことをよくおっしゃってましたね。もし中堅サラリマン層の重税感、不公平感の解消というのが、あなたが談話になされたように最大の目的であれば、その原因は、課税ベースの狭くなったいわゆる不公平税制あるいは所得捕捉の違いからくる、俗に言うクロヨン問題あるいはまたライフステージにおける負担増感、この三つなんですよ。しかし、この三つは税体系の問題じゃないんです。税体系の問題ではなくて、いずれも個人所得税の構造上の問題なんです。したがって、所得税改革を正面から取り上げれば解決する問題なんです。それをしないで消費税の導入というからめ手からのアプローチをしたのはなぜなんです。このことを聞いています。

○国務大臣(竹下登君) 基本に関する御議論でございます。

今、志吉委員おっしゃいました。わが消費税というものは、所得に対するある種の逆進性がある。しかしながら、これは、ある種のなれというものを生じたら負担感を感じないで物価の中へ入っておりますから、イージーに対応していく性格の税制でもある。だから、やっぱり所得税中心の税制というものが根幹にあつて今日までそれをもとにやってきました。このようにふうに私はとらしていただきました。その所得税中心のいわゆる富の再配分の大原則というものが立つた所得税中心主義の税制をやつてまいりました。しかし、その結果として今日出ておりますのが、いわゆるサラリマン、個人の所得に偏り過ぎた重税感をみんなが感ずるようになったから、広く、薄く社会共通の経費を負担していただく消費税というものと、所得、消費、資産というものと適切な配分が行われる税体系というものに直したらいいかでしょう。こう申し上げておるわけでございますから、一通りの合理性というのは私も今日に至る経過の中で御理解が賜れるものではなからうか。

しかし、さらに御追及なさいましたところの税体系そのものの中に、ライフサイクルから考えたところなるようなことか、あるいは捕捉の關係からのクロヨン問題とか、そういうものが存在しているからこれらに対してもやはり手を付けていかねばならぬということも私は事実ではないか。したがって、全部が全部ではございませんが、今次の税制改正の中にそうした面における、いわば所得の種類は十種類でございますが、利子所得、配当所得あるいは不動産所得、譲渡所得として給与所得、事業所得というようなものの中で直されたものが、譲渡所得の、なかなか土地と株式の問題とか、そういうようなものを直しながら御提示申し上げて御審議を賜っておるというふうに考えておりますので、まるっきりアプローチの仕方が違ふとは思いません。

志吉さんが随分主張されたことを、私もなによりにそしやくしてお出し申し上げておるメニューだというふうに私は思っております。

○志吉格君 総理、あなた大蔵大臣を長くやっておつてよく御存じのはずなんだが、これは少し混乱をしておるようですね。あなた、個々の税目の問題と、税目の組み合わせである税体系の問題を、ごちゃごちゃにしちゃつておる。それはもちろん、今度の改革は組み合わせの問題を出しているんで、それぞれの税目の中にあるのが、ひずみというようなものなかなかに直し切れぬから、薄く広いと称する消費税を持つてくれば、今まで比較的税の軽かったやつ、税金を逃げておつたやつ、ごまかしておつたやつ、こういうのも消費を通じて税金を納めることになるから、納めぬやつが納めるようになる分だけ公平だろうと、恐らくその論理なんですよ。

しかし、我々の主張というのは、個々の税目自体にあるのが、ひずみ、すなわち不正というものを取り除かないで、それはもうしょうがないと言つてあきらめて、その上に新しい税目を加える、税体系を変えろということとは不公平の上塗りになる。税制改革の手法として間違つておるとい

うことを強く主張しているんですよ。消費税を入れると公平になる。税制改革法十条では、消費税を入れると「税体系全体を通ずる税負担の公平」になると、こう言うんですよ。そんなばかな話がありますか。

早い話が今まで憲法の要請に基づいて課税最低限以下の者は税金を納めなかった。それが紛れもなく取られるんですよ。何で公平ですか。あるいは消費税を入れることによって税率をフラット化とセツトにして上の方を下げるんですよ。そうすれば相対的に消費税はほぼ平らなものですから、税体系全体としては低所得者に不利に作用するでしょう。資産課税は緩やかにして税率をフラットにして、比例税率である消費税を持ち込めば上の人が楽になつて下の方が苦しくなるのは、これは当たり前なんです。計算する前からわかつておるのに、いやそうでない、そうでないと大蔵省あたりがつまらぬ計算をして、理屈からいって、計算する前からわかつておるじゃないの。

なぜ消費税を入れると税全体の公平が確保されるんですか。きょうは国民が聞いてなさる。わかるように言うてみてください、これ。

○国務大臣(竹下登君) まさに消費税の持つ基本的な懸念というものがだんだん議論が入つてきたような気がいたしております。

確かに、私は今、所得税中心主義の体系ということで一つだけ落としましたのは、課税最低限にまたまたお触れになりました。本当はこの所得税の範囲をうんと広げる、すなわち課税最低限をうんと下げていくという一つの考え方も、これは所得税中心の議論をする中にあることはあるんですよ。納税者の数をふやしていくという意味におきましては。しかし、今日までの過去の議論は、課税最低限は必ず上げるべしと、こういう議論であつたと私は思うのであります。その都度若干の矛盾を本当は感じないわけでもございませんでしたが、その筋に沿つて今日やってきましたわけがあります。そこで、課税最低限というものが上りました。そうして、国民の生活の最低保障であ

ります社会保障の面における生活保護費といううなものもある程度上がつてまいりました。ただ、これは言葉じりをとるようになつてもいいや決してございせんが、さればとて、今まで税金を納めていらつしやらないとは思いません。生活保護のお方も、課税最低限のお方も、たばこを吸いになりまして、松下幸之助先生がお吸いになりますたばこもそれはみんな同じ税率でございすから、税ともそれはみんなが払つていないわけじゃないございせんが、いづれにせよ、いわゆる勤労所得、そういう所得、稼得に着目したものの比重が消費に着目したものの比重と大変な変化をもたらしてきたということは事実でございす。

国民の所得の平準化問題、そうすると、その計算の問題でまた御議論もあらうと思つておりますが、これらを見ましても、確かにこの均等化した今日、社会共通の経費については、しよせん納税の義務というものを考へてみましたとき、所得の段階でお支払いする、消費の段階でその義務を果たすか、その選択と構成の問題というのが新たな議論として今日持ち上がつておるのではなからうかというふうに思います。

少し長くなりましたが、もう一つおっしゃいました、しかしそれは言つても、消費税の持つ本質的な欠陥というのがあるじゃないかと。いささかであるうとも、たばこのお話をしましたが、松下幸之助先生のたばこもだれのたばこも同じ税金だというならば、所得に対する逆進性は幾ばくかあるじゃないかと、この議論は確かにある議論でございす。したがつて、このたびは、在宅福祉でございすとか、真に手を差し伸べなければならぬといふところは税の問題ではなくしてそれは歳出の問題でカバーをしましよ、そして、若い人の税制につきましては課税最低限を上げることによつてこれをカバーしましよ、中堅所得者の方は所得減税の刻みと、あるいは十六歳から二十二歳でございすとかの方に對する割り増し控除等の他の税体系の中でこれを中和いたしましよ、そこ

で、消費税が本質的に持つておりますところのいわゆる所得に対する逆進性というものは、それらを中和することによって国民の皆様の懸念を解消することが、こうして議論していきましますと恐らくできるんじゃないかなというふうに私は思っております。

○志吉裕君 総理ね、もうちょっと私の言うことをよく聞いておって。

あなたの頭の中は消費税しかないの。何聞いても消費税を答える。私はもう少し、間接税ももちろん税体系を考える場合に主要な課税物件ですよ、それは。だけれども、今はいわば現行税目のゆがみ、ひずみをどうしようかというところに国民の関心が集まっている。これがゆがんでおるから何とかしてくださいよと言っているときに、あなたの方は別のものを持つてきて、これとがらがらまぜるとよくなるよと、こういうことを言うておるのが税制改革法案十条にある「税体系全体を通ずる税負担の公平を図る」と。私が聞いているのは、何遍聞いてもこれでは人はわからないですよ。

今、税制にゆがみ、ひずみがある、不公平がある、みんな思っていますから、あなたもそう言っているんだから。それに消費税にいろいろ問題がある。消費税のいろいろな問題を言っているんじゃないんですよ。消費税という薄く広い生活消費一般にかかる税金を持つてくると、どうしてこっちの方のゆがみ、ひずみ、不公平が直るんだって聞いている。どうして消費税を持つてきたらおなかの痛い患者の案になるんだって聞いているんですよ。

○国務大臣(竹下登君) 消費税というものは、いわば所得、消費、資産、その三つに着目をして税制というものが成り立っております今日、所得に着目をしたものが余りにも重税感を感じるようになったではないか、したがって、バランスのとれた消費税というものがここに必要ではないか、これが一つの議論です。

それからいま一つの議論は、既存の税目の中に

おけるいろいろな不公平があるではないか、それはそれとしてやはり取り上げていかなければならぬ。それが所得税法で言いますならばキャピタルゲイン課税、土地、株式を対象にしたいいわゆる譲渡所得でございます、等についてゆがみ、ひずみを、なかなか資産性所得に対するひずみ、ゆがみというものをひとつ是正していこうじゃありませんかとというのが大筋の含意になって、だから与野党の不公平税制のおよその問題点というのもだんだん合意に近づきつつあるわけでありまして。

議論を聞いておきますと、少し踏み込み過ぎた表現になるかもしれませんが、志吉委員と私の相違というのは、なるほど今日の税制にはいろんなひずみもゆがみも生じておる、しかし、おまえはとにかくまず消費税ありきというような考え方ではないか、おれの方はまだ既存税目の中における不公平等々を是正しつつ国民の理解を求めてこれから進んでいくんだという手順の相違というようになところで、論理の相違はだんだんないようになつてきたんじゃないかな、こんな感じがいたしたわけでございます。

○志吉裕君 それはだめだ。これはね、そうではないんですよ、総理。あなたはそればかり言うところかね、いろんな、政府税調とかそういうところから出ておるものを読んでごらんないかい。私は、端的に言えば不公平はある。直したい。しかし、今のこの執行体制やそういうものでは直せない。直せないというところは、税金逃れをしている人や、うまく脱税している人や、そういう人が世の中にはおるといふことなんです。それが、等しからざるを憂うというのがいわば不公平の根源ですからね、そういう人たちの気持ち満足させられないんですよ。しかし、できない。こういうことになりますと、税金を逃げておる人、うまくやっている人、ごまかしている人、そういう人からも幾らか税金取りやせて公平になるんじゃないかという論理が消費税公平論なんです。

現に、自民党の「なぜ、今税制改革か?」というところには、直接税にはよい面もあるが、執行

面で限界があり、不公平感を取り除くことは難しい、こうなっているんです。そこへ単純に税率等々を上げていきますから、不公平感の増幅になる。我々が不公平税制と言っているのは、そんな面倒なものじゃないんですよ。課税ベースを広げようということなんです。法人税にしても、所得税にしても、資産課税にしても、課税ベースがどんどん狭まっておるでしょう。いや、これは分離課税、これは何とか、これは特別措置というところで、これくらいは広さがあるところがどんどん狭くなっているでしょう。狭くなる、しょうがないから、財源が欲しければ税率を上げる以外にないでしょう。百坪のところは百坪の建物を建てれば一階でいいのに、課税ベースが狭くなって五十坪になつてしまったから、また業界の要望で二十坪になるから、どんどん税率という建物の天井を上げていかなければならなくなつたんですよ。それが今日の日本の税制なんです。いや、世界に比べて法人税が高いの、上の方が所得税率が高いの、それは結局は課税ベースを狭めるから高層建築になつていかならなかつたというのが今の不公平税制と言われるものの根源なんです。

国際的な潮流から言うても、課税ベースを広げて、敷地、いわば一階を広げて、できるだけ高さを低くしようというのが今のいわば税制改革の潮流でしょう。そのことをやろうじゃないかと言っているのが不公平税制を是正しようという世論であり、我々の主張なんだ。それをそのままにして新しいさまざまな問題点を持った別の税目を組み合わせて税体系をつくらうというから、不公平は半永久的に残るじゃないか。逆に、新しい税目を持つてくる税体系が、不公平税制という各税目の改革の邪魔になるじゃないか。これが世の中に出ておる声なんです。何でそれにこたえられな

い。大蔵省、それにこたえられるかね。

○政府委員(水野勝君) 一つの面は、委員御指摘のとおりであらうかと思うわけでございます。戦後我が国は、シャウプ勧告以来、所得税というものを中心としてやってきております。そのシ

ャウプ税制のときにおきましても、直接税は五五%程度で、半分近くは間接税であったわけでございます。しかし、その後我が国の経済成長等もございまして、直接税のウェイトはもっとふえまして、この直接税の中での不公平をまず正すべきであるという点につきましては、おっしゃるとおりでございます。

昨年国会にお願いをいたしました利子課税、これは十四兆円ぐらいのものが課税除外になっておる、これを基本的に見直しをしていただいたわけでございます。また、今回は株式のキャピタルゲインにつきましても原則課税ということで、資産所得の面で課税ベースの逃れている分をお願いしようとしておるわけでございます。

しかし、一方におきまして、委員もお触れになりました不公平感、負担感の問題は、これはクロヨン問題であるとともにまたライフサイクルの問題もある。それは基本的には、やはり課税のベースとしては所得、これが中心であらうかと思ひますけれども、いかなる場合においても、その所得を稼得する段階と支出する段階とで適宜組み合わせを行うというのがこの税制でもその姿でございまして、これは総理からも御説明をされているところでございますが、例えば委員御指摘のライフサイクルでございますと、若い独身者のころは、割合給与水準は低くても消費は豊かである。一方、所得水準が上がるに従ひまして責任も地位も重くなる。給与はふえますけれども、また住宅や教育の面で支出もふえる、逼迫する。一方、さらに高齢者になれますと、収入水準というものは落ちますけれども、割合教育問題、住宅問題等がない。これによりまして生活は割合中身が豊かである。こういうライフサイクルを通じて、所得課税と消費課税をどのように組み合わせるかという問題、こういった点は、まさに所得税、直接税の範囲を超える税体系の問題になろうかと思うわけでございます。

それから、把握の点にもお触れになりました。この問題があるということは否定できないと思ひ



ますが、しかし、所得に課税の段階で課税を、負担をお願いするのは、支出の段階、消費の段階でお願いをするのか、それをどのように組み合わせるかという、こうした哲学的な申す方と大きな話になります。基本的な考え方が根底にありまして、そこにそれぞれの地位に感じ、意味に感じ、課税をお願いすべきであるという考え方があるものです。そのクロソンの問題も、そこにある意味では思考されてこうした税体系の見直しの一つの根拠にされる。やはり根底には所得が消費か、所得が支出かという問題があり、これは所得税の中で御指摘のような不公平の是正を推進するといふ問題とともに、やはり税体系の問題としての大きな改革の方向がそこに意味される。これが先ほど御指摘になりました、この十年間ほとんど減税らしい減税は行われな、そういふことによりまして、この所得と消費のバランスの問題も大きく崩れている。

そういふ点を踏まえまして、今回所得税の中におきましては、もちろん不公平を是正する、しかし税体系全体の問題としてのバランスのとれた税制の御審議もぜひお願いをしたいという両面から御提案を申し上げているところでございます。○志吉裕君　じゃ、今の局長の話も私は後ほどのあれにいたしますが、それはやはり税の哲学とか税の理念をどこに置くのかというところとも関連しまして、何か直接税のウエイトが高くて、それは悪いことのように言っていますが、直接税一本でいくべきだという国もあるし、そういう理論もある。それは、直接税のベースをもっと広くとれば、間接税は今の個別間接税の調整程度でいいという議論もある。財源試算も成り立つ。ですが、そのことは後ほど言います。

ただ、今ライフステージの問題、フラット化の問題がありましたが、これは後ほどまたあなたとやりますが、なるほどフラット化の問題はある一人の人間の生涯所得の分配にはなりません。しかし、生涯を通じて高い所得の人と低い所得の人との分配にはならない。何にも解決にならない。所得分配というのは、一人の人間の若いときと年寄りのときの分配をどうしようかという話じゃない。世の中の高い所得の者と低い所得の者の分配をどうしようかというときに、何でフラット化の問題が寄りますか。そういうあなた、日本で税金のことについて一番偉い人がそんな議論にもならぬことを言っちゃだめ。

そこで私は、ここではいわゆる現行制度の不公平をそのままにして、現行制度の不公平というものは、税体系の問題じゃないんだ。それぞれの税目の構造の問題なんだ。この問題が不公平の根源となつて国民の関心を集めている。こういうときにいきなり税体系の問題、いわゆる税目の組み合わせの問題になつてしまうと、根源になつておるところの解決の邪魔になつちゃう。逆に解決しなくなつちゃう。今度の消費税の導入によつて本来ならば、薄く広い消費税を導入するというのがあれば、税制の常識としてそうなるというの、当然相続税とか資産税とか、そういうようなものの重課をしなければ、生涯所得もしくは世代間の所得再分配はできなくなつちゃうでしょう。百歩譲つて一般消費税を持ち込むというのなら、そつちの方とセットでなきゃだめですよ。一方はさわつていないじゃない。相続税は逆に下げているじゃないの。物価調整なのに何で天井を下げるんだね。こういう問題を私は指摘しているんで、また後ほど各税目ではやりまします。

ところで、この次に私は、どうも今いろいろあなたのお話を聞いて気になる。それは、大平内閣の一般消費税から十年ですわね。そして、税制改革議論というのは中曽根内閣を経てあなたの内閣に引き継がれ、中心課題はいつでも消費税だった。しかし、あるときは一般消費税と言ひ、あるときは売上税と言ひ、今度は消費税。浜の酒場にいたときは何とかという名前というのと同じだ、これは、名前ばかり変えているが、中身は変わつちやあらぬのよ。

た。中曽根内閣のレベニュー・ニュートラルから、ついに竹下内閣の減税先行へ、ネット減税へというふうにアピールの仕方も変わりましたね。しかし、高齢化社会すなわち二十一世紀論が税調答申、政府の改革要綱で強く意識されているでしょう。というところは、中長期的に見ると、消費税の導入は財源問題、二十一世紀論というのは財政需要といふことなんだ。そうすね。それが事の本質じゃないんですか。いかがですか。○国務大臣(竹下登)　このたびの税制改革に至る経過につきましては今志吉委員おっしゃったとおりでございます。

ただ、財源論、こういうお言葉でございますが、結局、財源すなわち社会共通の経費というものは租税をもつてこれに当てるという、これは大原則でございますから、それには歳入がいかにあふ、国民の選択の合意がどこにあるかによつて歳入すなわち財源というものは決まってくるという意味におきましては、財源問題であるということも存在しております。しかし、このたびは財源としての位置づけではなくして、いろいろな将来目標等十分御理解のいたただけるものが出されて、完全なものが出されておると言うつもりはございませぬけれども、およそ現行の体制を考えながらのこの税そのものの不公平感の払拭から新しい税体系へ移行しようというところに物の考え方がありまして、税というものは財源論にこれは直通するものであります。この改革案そのものは財源論というふうには思っております。

○志吉裕君　それはあなたそう言いますが、不公平税制の是正をやっているんじゃないですよ。やらないんですよ。そして、新しく持ち込もうとする消費税、これは我が党の委員がその次やりますが、これは税法なんて体をなしていない。めちゃくちゃだ。そして租税当局の責任者まで、不公平といえ不公平、こう言う始末なんだ、これは。それでも歯を食いしばつて、めちゃくちゃなものでも、三％で役にもまた金の足しにもならぬものでも入れておきたい。やるべきことも全部やめて、後世名折れになるようなものを目をつぶつてつくりたいというのは二十一世紀論を抜いたらないでしょう。二十一世紀論というのは高齢化社会を展望した、突き詰めて言えば財政をどうしようといふことでしょう。そうでしょう。ならば、二十一世紀論ならまだ時間がある、不公平を直して、信頼を回復して二十一世紀へ向けた税制の積み重ねをする基礎を今つくればいいんですから。それには我々も提案がある。さまざまな方がそういう問題を提起していますよ。

ですから、方法論として今必要なのは、直間比率の是正とか所得、消費との組み合わせの税体系論といふものじゃないでしょう。税体系論ならまだ時間をかけてもいいんじゃないか。そうではないか。一般消費税が間接税改革で物品を出すことは私も否定しません。特に個別間接税で物品を出し入れするというのは、今日これぐらい権利意識も強くなつたり、消費生活も多様になつていて、大蔵省ならずとも線引きは面倒だという意味で、その合理的な解決方法は面倒だ。その場合に、その解決策として消費税を持ち込むのであれば、課税最低限、非課税原則をどうする。それは何ほ何でもダイヤモンドと石ころを同じ値段という区分けのつけ方はどうするといふ議論をした方がいいじゃない。そういう各税目内部の構造問題を今真剣にやつて、不公平感も取り除かれて、二十一世紀論は、みんなお互い二十一世紀に、まあおれは行かぬかもしれないが、行くんですから、それは与野党の問題じゃないんですよ。それは幸いまだ五年、十年、二十年あるんですから、という税制改革の手順に、私の言っていることはそんなにむちゃですか。私は、国民はこれは同じ気持ちじゃないかと思う。どうですかね。

○国務大臣(竹下登)　今、志吉委員は、例えば個別間接税一つとてみれば、個別間接税そのものはぜいたく品、いわゆる奢侈品とかそういうものと

ころから税率がそれぞれ決められておるわけでありまして、生活が多様化した今日、高いものを買えば率は同じであらうとも少なくとも高い税を支払うわけでございますから、ある種の公正さというものがあろうというふうに考えておりますから、種々議論の上における個別物品税からの移行の若干の期間を考慮に入れてはおりますものの、このフラットな消費税率ということを基礎に置いておるわけでございます。そこまでは議論の対象に將來してやろうと。

しかし、今二十一世紀の人口構造を展望して、そう急ぐことはないじゃないかと。しかも六十二年、六十三年は今後の問題でございまして、いわば自然増収等も見込める環境にもあるではないか。したがって、今二十一世紀といえ

ば、お互い二十一世紀、ちょうど私は完全に今の男性の平均寿命に達しますが、志苦さんはまだちょっとお達しになりませんけれども、いずれにせよ二十一世紀はまだ時間があるじゃないか。しかし、そこで。時間があるあると。議論して

おるよりも、過去あなたと私と十年議論したじやございせんか。だから、まさに今こそそれに手をつける機会が到来したんじゃないか。その手順論に若干の差があるというの、これは国民の皆様方にも手順論についての差はあろうかと思

いますが、今の税制改革そのものの必要性につきましては、私は国民の皆さんにも御理解をいただけるものであろうと。だからこそ、こうした問答がプラウ管を通じて出ていくというのは大変好ましいことだというふうに思っております。

○志苦君 税制改革というか、あなたが言うているのは税制改革なのか税制改正なのか、手直しなのかさっぱり区分けができませんが、また今のお話で、主税局長も不公平といえ不公平。税調会長は墮落型。不公平であっても墮落型であつても、一たん租税は取り入れられますと、それに基づいて国民の暮らし方も商取引もみんなどんどん変わっていくわけでありまして、ほいほいと直

せるものじゃない。やっぱり二十年、三十年の安定性が要るんですよ。それだけに、何か促さずつまらぬものを持ち込んで、なかなかそう簡単に直せるものでもないですよという意味で私は手順のことを言っているんですが、次に行きましょ

う。ちよつと租税理念の問題に入りましょう。あなた、税制改革について所得階層間の上と下がくつき過ぎたから離す、これは六十三年五月二日の新聞に載ったことですが、そうおっしゃった。事実、政府案はそういう風に組み合わされております。一口に言えば高所得者優遇、公平よりも効

率の重視というものがこの税制改革の姿であります。一体どのような租税理念があるのかなということ以下に下します。

中曽根内閣以来、税調答申、自民党あるいは政府には、今私が引用した総理の発言に象徴されるような租税理念の転換がうかがえます。この改革法第二条「今次の税制改革の趣旨」、いろいろ難

しいことが書いてあるが、これを今まで税調が出した文書、自民党政調の「なぜ、今税制改革か」というふうなもの等から私がわかりやすく解説しますと、こういうことです。日本は所得水準が上がった、一億総中流で上下の差もなくなった、社会保障もほとんど整った、したがって税制に今までのような所得再配分の効果や限界効用逓減の役割を持たせる必要はなくなったというのが、わ

かりやすく言うと、第二条の「今次の税制改革の趣旨」の頭の方なんです。そのような認識があれば、広く薄く負担、間接税にシフトした税制、すなわち消費税というものが法案に盛り込まれてくるのは当然ですね。各税目の税率のフラット化、資産課税の不徹底、これもその一環として非常に理屈が合います。総理、これは財政当局でもいいが、そういう租税理念の転換を始めたんですか。○政府委員(水野勝君) 租税理念は、御指摘のよう

に、この十年をとりましても我が国の社会経済情勢の変化は著しいものがあるわけでございまして。一つ御指摘になりました所得水準の平準化ということもございまして。それから、先ほども御指摘のこととございまして、平準化したしませんが、それは所得水準に差があることは否定できない。その再分配効果というものは必要ではございますが、我が国のように社会が非常に流動的でございますと、そこに所得水準に差がございまして、それは身分とか階級とかによりまして、差ではございまして、これだけ流動化、自由な社会でございまして、それはその人のライフステージに応じた所得水準の差であるという場合が多いわけでございまして。したがって、全く身分、階級が違ふ所得水準の間での再分配ということも必要でございますが、そうした自由な流動化した社会の中でのライフサイクルに応じた税負担の配分ということも大きく考えられてもいいのではないかと思っております。

したがって、租税理念の公平ということとは、これは特段最近大きく変わったということとはございせんが、御承知のように、御指摘のように水平の公平と垂直の公平がある、そういう中におきましては、これだけの平準化した社会、流動化した社会におきましては、やはり水平の公平という面の要請が大きくなってきている。そうした点はやはり今回の税制改正の背景にはあろうかと思っております。しかしながら、租税の理念が公平であり、また中立性であり簡素化であるという、その基本理念は特段大きくは変化して

いない。しかし、その背景となる社会情勢や考え方の中には相応の変化がある。そうした変化に應じた税制改正の御審議をお願いを申し上げていところでございまして。

○志苦君 今、所得が平準化したかどうかというの、いろいろな資料も出回っておるし、その資料の使い方も違っているようだし、資料の中身も違ふ。早い話が、第一分位から五分位までとりますけれども、天井の方の人というのは夫婦共稼

ぎ、子供も一緒にという人は少ないんですよ。あるいは一人なんですよ。あるいは人の家庭へ行きまして、父ちゃんも母ちゃんも子供も働いて稼得者が数人いるんですよ。数人いる世帯の稼得と一人であらうこと稼得でおる稼得とを比べてみたら、一人当たりの比較になりません。こういうふうなめちゃくちゃなデータを皆持つてきて所得平準化論をやるんですが、この平準化は、ここでその数字をあげつらつてもしょうがない、感じとして皆そう思っているかどうか。それは昔の二層分化をしていったような御時世から比べれば、貧乏人と金持ちじゃない、真ん中も結構います。な、という意味で否定しませんが、しかし、所得配分効果を持たせる租税理念を変えるほどの状況じゃないということだけは申し上げておきます。それで、この租税理念の転換というものをもうちよつと総理と一緒に私も議論してみたいんですよ。

中曽根さんの行革路線というのは、国の財政難という問題も絡んではおりましたけれども、やっぱりヨーロッパの一つの潮流である新保守主義の思想とでも言うんですか、そういうものを酌んで、市場原理の尊重あるいは政府介入の排除、個人の自立、自助努力の重視、福祉国家の見直し、福祉財政の見直しというふうなものがその新保守主義と言われるものの総枠ですけれども、そういう改革が中曽根さん特有の個性的な信念で進められてきたことは、大体そう理解の違ひはないと思う。中曽根税制改革というののもその一環で出てきたものでして、竹下改革がそれを継承した。ただ、財政環境等が変わったので少しアピールの仕方が変わっておるということ、流れは変わってもいいんじゃないかなというふうに思いますが、大体そんなところですか。

○国務大臣(竹下登君) 大体そんなところじゃないですかと言われますと、一つ一つの表現の問題は別として、私は新保守主義というものがどれだけ土台にあったかという評価は別といたしまして、財政事情が変わってきて若干の変化をもたら

る、子供も一緒にという人は少ないんですよ。あるいは一人なんですよ。あるいは人の家庭へ行きまして、父ちゃんも母ちゃんも子供も働いて稼得者が数人いるんですよ。数人いる世帯の稼得と一人であらうこと稼得でおる稼得とを比べてみたら、一人当たりの比較になりません。こういうふうなめちゃくちゃなデータを皆持つてきて所得平準化論をやるんですが、この平準化は、ここでその数字をあげつらつてもしょうがない、感じとして皆そう思っているかどうか。それは昔の二層分化をしていったような御時世から比べれば、貧乏人と金持ちじゃない、真ん中も結構います。な、という意味で否定しませんが、しかし、所得配分効果を持たせる租税理念を変えるほどの状況じゃないということだけは申し上げておきます。それで、この租税理念の転換というものをもうちよつと総理と一緒に私も議論してみたいんですよ。

しておるがゆえにこそ、修正分も含め二兆六千億のこの減税超過というふうな形には変化し得ることでできたと思っておりますが、もう一つ、やっぱりちょうどその十年目とおっしゃいましたが、一般消費税(仮称)を国会で財政再建の手法としてこれを使わないという決議をいただいたときの大蔵大臣も私でございまして、中曽根内閣のとき四年間は私が大蔵大臣でございましたので、いろいろなニュアンスの変化もありましたという一貫して税制改革の中に私自身がおりたという意味においては、私自身の考え方の継承でもあるというふうに御理解をいただいた方が自分に対して素直なのかなと、こう思っております。

#### ○志苦裕君 変わっているんですよ、大分ね。

それで、上と下を引き離すというその税制の考え方というのは、あなたはもういふに意識してお使いになったかわからぬが、やっぱりこれは新保守主義の受け売りでして、高額所得者あるいは資産家にインセンティブを与えてこのパイを大きくしよう、という効率重視の考え方なんです。しかし、これは日本のような働き過ぎの社会に通用しないんですよ。中曽根さんは新しい屋で随分やりましたが、こんなにあくせく働いて、何かイギリスあたりみたいにするところを枯れて、社会が沈滞しているというところの効率重視の考え方とわけが違つた。違つた土壌に違つた作物を植えるようにしたというのが、私は大きな間違ひじゃないかと思ひますね。

上と下を引き離す税制、すなわち税率をフラット化する、資産所得を軽減する、消費税を導入する、こういうことをしますと高額所得者にそれは有利に作用するでしょう。世代間の資産の不平等化が促進されることになるでしょう。富の集中が起ころでしよう。機会の均等が失われるでしょう。公正な競争環境が破壊されていくでしょう。どうでしょうね。平準化論議があつたが、地価高騰、金余り、財テクで株高騰、資産格差が拡大してマル金とマルビの二層分化で下手すれば社会の連帯が失われるかと、こういうときにアクセルを踏

む選択でいいんですかね。地価高騰でマイホームの夢を捨てなきゃならなくなった世の中で、所得水準が上がった、平らになった、消費税を入れる、所得配分効果を期待する税理念はやめる、これが説得力を持つとあなたは思ひますか、本場に。所得再配分機能を放棄する今度の税制改革が日本の活力の源泉である平等化社会を壊してしまわないか、これが今、今度の税制改革にかけられておる正念場の問題なんですよ。いかがですか。

#### ○国務大臣(竹下登君) 私は消費税というものを考えますときに、これは確かに先ほど来申しておりますごとく、所得に対する逆進性というのを全く否定する考えはございません。しかし、所得というものを収入の段階か消費の段階か、いずれかの段階でそれを税として義務を行使する際、消費税というものはその消費の多寡によって比例的な公平性をもつて寄与するわけでございまして、一概に消費税、すなわちこれは所得の再配分機能を損なうものであるという御指摘は当たらないものではなからうかと思ひます。がゆえにこそ、日本を除く先進国、最近におきましてはNIEs等ことごとくが消費税そのものを導入した、導入して今日に至つておるという現実が存在するわけではなからうかというふうな思ひわけであります。

私自身も長い間、大蔵大臣会議で税の議論をしてまいりました。確かに税の議論というものはいろいろな変化がございまして、昭和二十三年の、いわゆる取引高税のときの質疑応答も私は読んでみました。時の野党の原健三郎、四十一歳の代議士が予算委員会で質問をされておりますが、いわゆるこの取引高税のときでございまして、千万長者という言葉も使つていらつしました。千万長者も貧乏人も同じような税金を払うのは、これは富の再配分を妨げるものではないか。時の労働大臣の先輩が、いやしかし、それよりも勤労所得の減税が今は大事だ、こういうことを読ませていただきました。やっぱりいろんな変化ということがあつてくるわけだ。そして今度はヨーロッパで私がいつも問ひ詰められましたのは、日

本の貯蓄制度の問題における、いわゆるマル優制度の問題であります。日本は資産所得の中に税の枠外に存在するものがある、こういう議論でありました。私はそのときいつも答えておりました。いや、これは勤労所得を勤労貯蓄してためたものであるから、一度税の世界をくぐつたものであるから、こういうものはやはりマル優制度として存続するんだ。こんなお話をしておりましたが、それを私が攻守所を変えた答弁をしなきゃならぬやうにもなつてきておるということが、やはり世の中の推移の中において適切な税体系を構築していくという一つの過去の反省から来るものではないか。

#### ○志苦裕君 どうも総理兼大蔵大臣と話している

と、何か難攻不抜の御意見を述べていらつしやいます。私が、そういうものも議論の中で中和、融合していくのが税制改革の進め方ではなからうかというふうに感じておる次第であります。

○国務大臣(竹下登君) この三条に書かれてありますことは、今おっしゃいました御議論と背馳するものではございません。ただ、私一ツだけ、いわゆる所得の平準化の中におけるシャープ勧告そのものの最初八段階でございまして、それがその後十九段階の時代がたしか十四年間続いておつたと思ひます。そうして去年の六段階、今度五段階でお願いしておりますが、これの基礎的考え方というのはやっぱり努力と報酬というものが一致すべきであるという公平理念というのがその基本にはあるではなからうかと、こういうふうに考えております。

#### ○委員長(堀本又三君) 午前十一時五十四分休憩

○国務大臣(竹下登君) 第三の「基本的認識」に今度は入りますが、「租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分ち合うためのもの」とする、いわゆる基本認識をうたつておりますね。この基本認識というのは、租税法主義の近代的な発展過程であるとかあるいは憲法、シャープ税制によって国民に受け入れられてきた税負担の実質的平等、すなわち最低生活費非課税原則及び公正手続の原則とはこの理念は違ふものですか、同じものですか。

#### ○委員長(堀本又三君) 午前一時一分開会

○委員長(堀本又三君) 税制問題等に関する調査特別委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、各案について質疑を行います。

す。志苦君。

○志苦君 ちよつと税制の中休みというわけでもないんですが、幸いようは国民の皆さんも直接聞いておられるので、一つだけ税制以外のことを伺っておきましよう。

総理、去る七日にニューヨークの国連総会のゴルバチョフ演説について、ちよつと総理の評価を伺っておきたいと思ひます。

ソ連に何か動きがあると思ふ疑つて身構えるといひますが、そういうパターンは二種冷戦構造の古い思考ではないかなというふうに思ひます。なぜそんなことを言うかという、どうも日本の外交当局にはそういう習性があると思ひます、この手のものが割合に多いわけですね。官房長官談話が出ましたが、やっぱりそれもその例に漏れないという印象を受けましたので、改めて総理また外務大臣、もし御見解がありましたら伺っておきましよう。

○国務大臣(竹下登君) この問題、後ほど外務大臣からも御報告した方が適切であると思つております。

従来のソ連の政策、主張を集大成した包括的な演説であるというところは言えると思つておりますが、政治対話の要を強調しましたということ、私は、私は前向きなトーンであるというふうに思つておるところでございます。特に軍縮分野における通常兵力の一方的削減の発言、これはやっぱり目玉であった。目玉という表現を人様の演説でするのはいかかと思ひますが、目玉ではなかったか、基本的に歓迎すべき動きであるというふうに今考えております。

外務大臣は今お帰りになつたばかりでございますからお答えを、補足というよりも、その方がもっと正確だと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) ちよつとガット総会の最中に演説がございまして、私もカナダでその素案を手にした次第でございますが、今総理がお答えになられましたとおり、ゴルバチョフ書記長は常にダイナミックな政策をおとりになつてきた。

しかも、ベレストロイカ、グラスノスチ等々、従来の指導者の考えにはなかつたような新しい面を開拓された。私は、これは非常に国内においても勇気のあることだと思ひます。特に今回兵力を削減すると大きな数字を発表されておりますが、総理も申されましたとおり、今回のスピーチの中のこれは中軸をなすものではなからうか。だから我々も、そうした面は今後実施ぶりを十分考えさせていただき、また見させていただくけれども歓迎すべき言葉である、こういうふうに我々は考えております。

特に、地域における紛争が解決しつつあるようなもの、まだ完全な解決を見ていないという面もございまして、そうした面におきましても国連機能をさらに発揮しよう、さらに国連の復権を望もうという点におきましては、やや具体性が乏しいかもしませんが、熱意は我々もいたしまして大いに歓迎すべきである。既にしてアメリカ、ソ連との間におきましては対話の継続、これが今後の世界の安定のために大切なことが認識されておりますから、私はそうした面におきましても評価すべきことであると考えております。

最後に、やはり日本を含めいゝんな国々に対しまして対話の継続ということをおっしゃつておられますが、近く外相会談がございまして、そうしたことを考えますと、今回の演説のトーンはいかに政治対話が重要であるかということをお話されたものであるとして歓迎したいと思ひます。

以上であります。

○志苦君 それじゃまた税金に戻りまして、先ほど公平論のところに入つたんですが、広く公平な負担、これは第三条の「税制改革の基本理念」、根本的な考え方ですね。十条の消費税の方は「広く薄く負担を求める」、さすがにこれは公平に欠けますから「公平」はないわけですね。総理、何となくご都合で使つておればこれでもいいように感じますが、もう少し詰めてみますと、広くと公平とは背離ではないか。広い負担配分ということと法律をもつて強調することは、公平すなわ

ち応能原則を理論的に否定することにならないか、この点はいかがですか。

○政府委員(水野勝君) 公平という点につきましては従来からいろいろ議論されておるところでございますけれども、それは水平的公平と垂直的公平——水平的公平と申しますのは、同じ状態にある人につきましては同じように取り扱うということ、垂直的の方は、違ふ人については違ふようその状態に応じた扱いを行うということであるといふふうに一般的に言われておるわけでございます。

したがって、同じ状態のもと、状態というのは所得水準なりあるいはその他の経済環境を申すことであらうと思ひますけれども、同じ人につきましては同じように取り扱うという公平の観念からいいますと、これはあくそうした例外と申しますか、同じ人についてはあくそうした同じ扱いをするということに相なるかと思ひわけでございますので、広くということが公平と矛盾するということはないものと考えておるわけでございます。

○志苦君 局長、先ほど私は租税理念の転換があつたかというところをおつたんですが、所得再配分機能よりも水平的公平を重視するといふ考え方に立てば、広くと公平とはそんなに背離をしないかと思ひます。しかし、午前中いろいろやりましたように、租税の持つ所得再配分機能、大島判決の二番目にも載つておりますが、それを税の役割に期待をするということが基本理念であるんだ、それは変わつてないんだということになる、この点は背離になるということをお主張していらるんですが、どうですか。

○政府委員(水野勝君) もちろん公平の第二の点でございます垂直的公平につきましては、再配分機能ということがより大きく期待されるわけでございますけれども、水平的な場合でございますも、その能力に比例的に応じた御負担をお願いするとすれば、それは再配分にも寄与できる面もあるわけでございます。

また、垂直的公平、端的に所得再配分を念頭

に置きますところの公平の場合につきましても、やはりそこは、その出発点といたしましては、その対象につきまして幅広くそうした垂直的公平を図る分野につきましては広く視野を広げさせていただくということはいふ必要ではないかと思ひわけでございます。

そうした点からいまして、先年は利子課税の見直しをお願いいたしました、今回キャピタルゲイン課税につきましても課税分野に入つていただく。それからまた、消費課税の分野におきましても、従来の酒、たばこ、ガソリン、こういったものは端的に個別の物資のみに着目する消費でございまして、広く視野に入れさせていただいて課税をお願いする。その課税のお願いの仕方は、水平的公平それから垂直的公平、それは背後には所得再配分があるわけでございますが、やはり所得再配分の場合におきましても視野を極力広げさせていただくという意味におきましては、広くということとは再配分と矛盾するものではない、このように考えているところでございます。

○志苦君 これは恐らく法律論争すれば、どうもあなたは専門家にしては余り専門家らしくないという感じがちよつとします。……

これ基本認識というんでしょう。基本認識、字引を引くと認識というのは根本の考え方というんだそうだがね。だけれども、税の根本的な考え方、今消費税の導入というふうなものを念頭に置いておられますからね、それはすぐれた公平という観点から見れば水平的というふうなものにウエイトを置いて考えるんですよ。しかし、何も消費税だけが税じゃないので、仮に消費税が入つたところで基本税目は所得税になる。これがなぜ選ばれていくかという、垂直的公平を実現しやすい、しかも国民主権原理に見合つていふところから採用されているわけでしょう。

ですから、私が先ほど言いましたように、広く負担配分を法律で強調するのは、これはやっぱり理論的には応能原則を否定する。租税法律主義においては、理由のいかに問はず、収益ないし所

得を課税物件とする租税において、結果的に健康で文化的な最低限度の生活を下回る国民に負担を求めることは理論的にもあり得ず違憲行為といふにしておるんですが、消費税において許される根拠は何ですか。

○政府委員(水野勝君) 端的には租税を納付する能力、これは究極的には所得であらうと思うわけでございます。ただ、その所得を基本的な課税対象、それを支払い能力の原点としつつ、それに到達する手段として端的に所得の稼得段階でお願いをする課税方式と、それからその所得が処分される、それが貯蓄になり消費になるという局面、その局面から課税をお願いする観点とがあるわけでございます。その、究極的に所得といったものが原点にある、その原点への到達、支払い能力への到達の方法としてもその局面がある、このように考えるものではないかと思うわけでございます。

○志苦裕君 いや、それはあなた、仮に支出税の立場に立つにしても、支出税で非常に大事なものは、所得は必ず消費と資産に分かれるわけですから、皆使っちゃうんじゃないんですから、資産課税というものはきつちりの確に対応できない消費税というものはないでしょう、これは。そういう意味で消費税の問題点を指摘したんです。

いづれにしても、やっぱり租税法主義の発展過程をたどれば、担税力というのはなかなか計測しにくいから。だけれども、担税力を直接表現できるものは所得だ。間接的表現である消費にウェイトを置くということも不可能じゃないが、担税力の弱者に課税するおそれがあるから補完税としか位置づけられないというのが今までの租税理念じゃなかったんですか、どうなんですか。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のように所得課税、所得に対する課税、これが支払い能力に応じた課税の原点であることはそのとおりでございます。また、そうした観点に立つて、先ほども申し上げましたけれども、シャープ勧告が成り立って

おる。その成り立っておるシャープ勧告におきましても、それは所得課税なり直接税としては五五〇程度のものを賄い、その他のものは酒、たばこといったものが当時の間接税の中心でございまして、そういうもので補完をする。しかし、五五〇と四五〇でございまして補完するといふ以上の働きはやっぱりしていたらと思うわけでございます。

所得税、法人税を中心とした直接税の方がどうしても我が国はシャープ以来一、二の年の例外を除いては期間のより多いシェアを占めておりましたので、そういう意味におきましては補完をするという表現もできようかと思うわけでございます。昭和二十年代、三十年代を通じては必ずしも補完という、補助的な役割というところまで言っていないかどうか、かなりなシェアを占めかなりな役割を果たしておった。そういう意味におきましては、現時点と比べますと間接税なり消費税のウェイトはかなり低下してきている、そういうことが言えようかと思うわけでございます。

○志苦裕君 私ちょっとこのところをしつこくやっていますのは、なるほど大規模の税制改革をしようとする場合に、理論的にすぐれておつてつじつまが合ったものが個別利益を優先するよきな政治過程に受け入れられるというところは少ないんですよ。だけれども、理論的にも合っていないし、つじつまも合っていないというものもなかなか受け入れられないんですよ。しかも、一つの税は長続きしますから、理論的にも合っていないし、つじつまも合っていないというふうなものができ上がると、それは長い時間かかって社会の秩序を壊すんですよ。そういう意味で、やっぱり租税の理念というふうなものはいささかおいて、それを組み立てる税体系というふうなものをやっぱり長い目で見てつくっておかぬといかぬ。我々がいなくなつた後になお税制は生きていますから、今の税制論議というのは将来どういふ社会をつくるのかというのを議論しているんですから、あつた幾ら金が入ってくるかということをやっているんじゃないんですよ。

○志苦裕君 いや、それはあなた、仮に支出税の立場に立つにしても、支出税で非常に大事なものは、所得は必ず消費と資産に分かれるわけですから、皆使っちゃうんじゃないんですから、資産課税というものはきつちりの確に対応できない消費税というものはないでしょう、これは。そういう意味で消費税の問題点を指摘したんです。

るんじゃないんですよ。

そういう意味では、せつかくの局長の答弁ですが、局長もやっぱり消費税の導入にこだわっておる。あなた自身が、あま不公平と言え不公平、しかし今の政治過程に受け入れられるにはそれしかなかつたんですよ。これを政府税調の小倉会長の言葉をかりれば、墮落型と言うんですね、墮落型。消費税の型が墮落したばかりじゃない、大蔵省まで墮落しているんだな。よくないですよ、これは。そういうところはしつかりしておらぬといかぬですよ。そうでなくてもあつちの利益代弁、こつちの利益代弁というので寄つてたかっという、だれかどこかしらかりしてないければと、そういう意味で申し上げたわけでありまして、広く薄く、あるいはそういうときにやっぱり税制改革のアプローチとしては各税目の課税ベースを広げるという、それがそういうふうな振向けられる論理構成をすべきじゃないんですか。

分限課税で狭くなる、税額控除で狭くなる、特別控除で狭くなる、引当金で狭くなる、あの手こずから、それを広くとる、そのかわりに税率は下げていくという、これが広く公平という概念なら私は立派な基本認識だと思つてますよ。だけれども、同時に後ろの十一條にある消費税の導入を念頭に置いて広く薄くということになると、それは背離するということを指摘したんですが、どうですか。

○国務大臣(竹下登君) 志苦理論というのは理論としては……

○志苦裕君 志苦理論じゃない、これは世の中の理論なんだ。

○国務大臣(竹下登君) 世の中の理論にはもう一つ竹下理論というものも存在するわけでございますが、いわゆる応能主義による所得税中心主義に対する補完の役割というところから申しますと、ちよつと古い話になりますが、昭和九年から十一年の平均を見ますと、確かに直接税が三四・八、間

接税が六五・二。そこで一九五〇年のいわゆるシャープ勧告で、これで直接税が五五、間接税が四五と、こういうことから今日七三・三と二六・七というふうに変化してきたわけでございますが、私は応能主義というものをからしての所得税、なかつく直接税というのを否定する考えは全くございませぬが、消費税といふば比例的公平性の中において消費の多寡によつて課税されておるわけでございますから、私はこれは応能主義的な物の考え方はこの中に十分包含されるものであるといふふうに考えておるところであります。

そこでもう一つは、今度はもう少し古い話になりまして、租税というのは何でできたかというところではないか。それも外国が攻めてくるとかいうことじゃなく、ライオンとか象とか、私の田舎で言えばクマとか、そういうことから恐らくお互いが労役を出して、労役のかわらない者は、では物として米を出すとかわいいうところから租税というものは出発してきたんじゃないか。そうして、初期の社会主義社会になりますとこれはみんな間接税じゃないかな、こういう感じでございます。すなわち、企業は国有であり、物の値段は公定価格でございますから、すべてが価格の中に包含されておるならば、これはすべて間接税であるといふふうに言えるんじゃないか。

それから今度は、応能主義の思想が発達してきて所得税というものが入って、その所得税が能力と報酬、努力と報酬の一致の限界を超えたときに、またそこが間接税の世界というのに移っていくというのが税の近代推移で、ちよつと今そこへ差しかつたというところで、早いか遅いかという議論が志苦理論と竹下理論とに若干の差はありますけれども、大体近づいてきておるんじゃないか。失礼ながらそんな感じを受けていただきまして。

○志苦裕君 いや、間接税が中心の税体系が何か潮流であるかのようなことを言っていますが、それはあなたの認識が間違ひなんです。かつて間接



税が高かったというのは、それはそれなりの歴史的発展過程があるからでしょう。それは、あなたと話していればアダム・スミスからやめぬといかぬが、そんなことをやっている暇はないからやめぬが、ちょうど今出ましたように、局長もすぐ間接税の割合のことを言うが、それはなかなか混乱をしております。課税体制が整っていないとか、そういう状況のときには消費一般にかけるのが楽ですから、間接税のウェイトが高くなるのは当たり前なんです。何か間接税の割合が高いのが現代進歩の象徴のようなことを言っていますが、そんなことはありません。あなたがそんな議論をするならば、諸外国の比較をあなた方は言うでしょう、アメリカと並んで日本の直接税の割合は確かに高いですよ。逆に言うと、間接税の割合が低い。しかし、租税というのはそれぞれの国の思想とか沿革とか、社会的背景があつてで上がるものなので、絶対的なものではないです、これは。

国際比較のことを言うならば、外務大臣が一生懸命担当しております。発展途上国は全部間接税が高いんです。全部高い。それはなぜかという、課税主体の能力を初め課税要件が整っていないからなんです。そういうところは間接税が高いんです。日本のようにコンピュータが入って所得捕捉だつてやろうと思えばやれるという状況のものととはわけが違ふんです。国民所得の高い国を順番に並べまして、いわば一人当たり国民所得の高い国を順番に並べまして、それらの国はおしなべて間接税の割合が低いんですね。これはあなた、世界百幾つありますから、国民所得が一番高いスイスから始めて、一人当たりですよ、並べて上から十番、国民所得の低い方を下から十番並べてみますと、国民所得の一人当たりが高いところは全部間接税が低いんです。発展途上国のようなそういうところは高いんです。それはそれなりの歴史的発展や社会環境がある。だから高い低いの意味は余りないんです。

なるほど先進国で即決率先をして付加価値税を採用した間接税の非常に高いフランスとかイタリア

アとか、これは租税当局わかるでしょう、我々の知る限りではOECD諸国の中で最も税引き後所得の不公平な国はフランスとかイタリアです。これが一番間接税割合が高い。ですから、高いとか低いとか、そういうふうなものはその国の経済社会状況に応じてさまざまな課税物件を選んで、それその税目を整えて、その結果としてあらわれる。日本のように、世界は狭いというのでアメリカの土地まで買ったり、そういうふうな金余りが資産に形を変えているようなときには、何で間接税が公平に寄与しますか。直接税である資産所得とか、法人だつてそうですよ。後ほど法人をやりますけれども、法人がこれほど世界をまたにかけておる、いや法人税が高いとかなんといろいろなことを言っていますが、法人税が高くていづらいいものであれば、何で世界の一番目になるんですか。

こういうことを考えてまいりますと、この改革法第二条で言う所得、消費、資産を適切に組み合わせた税体系、いわゆる課税物件のバランス論、直間比率論というふうなものがいかに空疎なものであるか、意味のないものであるか。大体古典的な手法でこれは直接税、これは間接税というふうな日本の経済構造を分けられないじゃないの。何でそれでバランスにきゅうきゅうとしてバランスを失つておるんだね、皆さんは。ちょっとこの点を大蔵省答えてください。

○政府委員(水野勝君) 経済発展の低い国々におきましては、間接税の割合が高いことは仰せのとおりかと思ひます。やはり所得税なり法人税といった租税は、その国の文盲度と申しますか、読み書き能力と申しますか、そういう水準が一定水準以上でないといふ所得税といったものが適正に行われにくい。また、企業経理なり会計経理といったものがある程度発展いたしておりますと行われにくいといふことは、これは財政学の世界におきましても共通の基本的な認識とされているところでございます。したがしまして、所得水準の低い国をとりますと当然間接税のウェイトが大きいわけ

でございます。近代的な所得税が行われますのは、やはり近代的な国家でないとなかなかうまく行われない。そういう意味におきまして、そうした御指摘のような現象は起きるわけであらうかと思ひます。

先進諸国の中で直接税なり所得税のウェイトなりシェアなりの問題というのは、それはまさに御指摘のようなその国、その社会のもろもろの要請、特性に応じて形成されてくるわけでございます。また、それはその国が単一国家か連邦国家かということによりましてまた変わる。例えばアメリカのような国でございますと、州なり市町村に一般的消費税が行われておりますと、連邦段階ではそういうものは行われないといったような事情もあらうかと思ひます。

したがしまして、ほかの国の比率等をとりましてどうという御議論は、私も端的に申し上げる意図はございませんが、我が国の場合をとりましてシャウブ勧告、これは少し古いといいたしまして、本格的な減税と申しますか、税制改正は昭和五十年以来、特別公債発行下では行われてきてございせん。したがしまして、その間におきましては、勤労者の所得税の負担と申しますのは、おおむね負担率水準としては倍ぐらいに上がつてきています。それがまた税制の中での所得税、それからまた勤労者の給与所得税の占めるウェイトがかなり上がつてきています。そうしたこの十年、二十年の変動を背景にいたしましてその点の見直しを行いたい。一つは外国の大勢、外国の流れといふこともございすけれども、端的には、やはり我が国それ自身の社会におきましてこの税負担の変動を振り返りまして御提案を申し上げていふこととでございます。

○志苦裕君 局長、それを言うんなら、先ほど私言いましたように、課税ベースの拡大というのが世界の潮流だとさっきから言っているんですが、そこを狭めたままで広く薄くもないものだといふことを何遍も申し上げているので、どうもあなたは大事なところを抜いておっしゃっている。

る。アメリカのレーガン改革を見たって何見たって、どこだつて最近では、それは公平と活力、公平と効率重視というふうなものを非常によく調和させて、そこを苦勞しているようですが、それにしても今度の日本の税制改革は、公平と効率が調和されているところか、めちゃくちゃに効率だけ重視しているところか、めっちゃわかんない。私に言葉がわからぬから聞いておらぬが、それは言うているのは当たり前ですよ。どこの国でもその議論をした上で、例えばレーガン改革にしろサッチャー改革にしろできていふわけですから。

それはともあれ、いわゆるバランス論あるいは組み合わせ論というのがわざわざ法律にうたつてありますが、大して意味のないことだ。それは、その国にいいものやあって、その結果としてそれが計測できるだけであつて、最初から計測すべき標準的なものは何もないわけですから。何か直接税の割合が高いのが悪いのかのような、例えばライフステージにおけるサラリーマンの負担感が強いとか、あるいは単一税目がそれを増幅するとかというお話がありましたね。単一税目というのは、いわば所得税なら所得税が多いという意味なんですよ。

だけれどよく考えてもらひなさいよ。これは直間比率の問題じゃないんです。資産課税が適正かどうかという問題であり、所得税率の区分の仕方が適当かどうかという問題なんであつて、何も税体系の問題じゃない。組み合わせの問題じゃない。これは専門家ならすぐわかることなんです。わかる者が言わぬでわからぬ者に任せるからこんな理論が出てくるんです。私はこのことだけは強く主張しておきます。本日は英国も、高名な学者なんかは帝国主義財政の特質は間接税だ、サッチャーさんの足元にいる偉い先生がそのぐらいいことを言うぐらいいから、そう褒めたばかりでもないんです。この点は強くどうしても指摘をしたい。

私はまたしてもこれは最初と同じ主張に戻ります。



すけれども、この現行税制はそれぞれの課税対象とか課税標準あるいは税率などの課税要件、非課税要件、減額要件というふうなものが大きくバランスを崩しておるから、そのバランスをもう一遍とり直すというのがやっぱり租税バランスの回復というふうに私は解したい。また、そうしなければならぬ余地がたくさんございますからね、その点は申し上げておこうと思います。

同じ所得でもそういう違いがたくさんございまして、それは、税金を逃れる人と逃れない人、個人と法人、給与所得者と資産所得者、こういうものの間にアンバランスがある。だから、バランスをとろうというのが本来のバランス論じゃないかと思ふんです。直接税と間接税などという意味のないバランス論は不毛の論議だということを申し上げておきたいというふうに思います。所得というのは消費と資産という単純な算式を考えますと、所得税から消費税へシフトをするという場合には、当然その分の資産課税を強化しなければ合わない。ところがどうですか、合算課税廃止、生涯にわたっていく相続税も緩和、こういうことじゃバランスはかえって逆になっていくんじゃないですか。これはひとつやっぱり考え直してもらいたいということをお願いいたします。

どうも抜本改革と書いてあるんですね。ここに第一条「目的」の「抜本的な改革」、一言だけ聞いておきますが、総理、今私はこれを読んでみますと、抜本改革というのはどこを見てもわからないですね。消費税を取り込むことが抜本改革ですか。

大蔵省の何か財源試算なんかを聞いていられると改革期間というのがあるようだけれども、この法律を読んでみてもどこにも期間はないんです、これ。で、じわじわ直すということになっているわけじゃない。個別の法律を見ますと、やることは決まっている。追加項目が予定されているわけじゃない。ということになりますと、抜本改革というのは今見えているものが全部ですからね、今見えているものを抜本改革という。その抜本改革で

税体系に関して言うなら、消費税という税目ですね、この課税物件を少しウェイトを上げた組み合わせにするということ以外に抜本改革は一つもないでしょう、どこが抜本改革ですか。

○国務大臣(竹下登) あるいは専門家の助けをかりなきやならぬかと思いますが、今次の「抜本的な改革」こういう言葉を使わしていただいておりますのは、やはり戦前の話はどうやめまして、昭和二十五年のシャウプ勧告から、部分的な改正はその都度国会でやってまいりましたが、やはり今日の状態を考えて、少なくとも消費税という新税を入れるわけでございますから、私はやっぱりこれは抜本改革であるというふうに言わざるを得ないと思ひます。

そこで所得と資産と消費というものに着目したバランスをとろう、こういうわけでありまして。ただ、志苦委員の議論はいろんなことをもちろんな消化の上おっしゃっておりますが、課税ベースを広げることによるといいます、やっぱり一番私どもが考えますのは、税制調査会等においても議論いたしますが、少なくとも住民税の人頭割ぐらまでは全部入れたらいいんじゃないかと、生活保護費の中へ、あるいはこの支給をしておいてでも入れた方がいいんじゃないか、こういう議論もある。それから、所得税にしても最低税率を低くしてもっと課税ベースを広げたらいいんじゃないか、こういう議論もある。しかし、そのところは従来やっぱりいろんな議論の積み重ねというものであらして、適切な課税最低限というものでできているんじゃないかなという感じをいつも深くいたしておるところでございます。

それから、当然私は税法というのとはなかなか絶対というものはあり得ないと率直に思います。それは、こういう実りある議論を積み重ねながらやはりその都度改正していくからこそ昭和何年の改正、何年の改正というものが行われて、それがまたひずみになって今もう一遍見直そうと、そういう歴史というものを繰り返していくものではな

ろうかな、こんな感じでもって税制の議論に対応しようと思っております。したがって、私が言うことがすべて正しいなどと言うつもりは全くありません。

○志苦裕君 いや、私も私が言っているのは正しいと言わない。ただ、あなたの言っているのは時々十七世紀ころのことを言っているから、そこから近代税法が集大成してくるわけですからちょっと……。確かに、総理今おっしゃったように、これが最良だというふうなものはなかなかないんですね。それだけに、一番最後に何が最良なのかというとき、そのときにおける国民の合意だということもあるわけで、望ましいものはかりができるわけじゃないが、しかし折り目、けじめぐらひは必要だということでも申し上げました。

だんだん時間もなくなりましたのでちょっと個別な話になりますが、今度の税制改革の特徴、これを見ますと、ネットでも減税、税率のフラット化、消費税の導入とこの三つになっているようにですね。消費税の方は、私の後にいます同僚委員がこれ専門にやりますから外しておきます。まず減税ですが、私は減税は減税で別の方途を持つていっているんですが、ただ、今二十一世紀論を掲げて税制改革に取り組んでおるんですが、中曽根改革はレベニュー・ニュートラルでした。日本の財政は国、地方合わせて三百兆の長期債務、歳出の二割は国債費、今度の改革で税率はフラット化されますから、税率、租税の弾性値は小さくなる。そして、政府のたび重なる説明によれば、諸外国よりも租税負担は日本は高くない、低い。消費税の税率は元も出ないような三％。

さて、こういう条件を全部並べてみますと、論理的にはネットの減税というのは答えは出ませんが、なぜネットの減税ですか。

○政府委員(水野勝彦) 委員御指摘のお話は、今回の税制改革だと全体として間接税がふえると弾性値が落ちて税収の伸びが小さくなる、そういうことからいいますと、ネット二兆四千二兆六千と言っておるのが危ないかなというよ

うな点を踏まえての御議論かと思つてござい

ます。

所得税といたしましては、税率はややフラット化しておりますけれども、課税最低限は上げる。これが弾性値を小さくする方に働くか大きくする方に働くかいろいろ議論がある。それからまた、間接税が特に弾性値が低いわけですから、これは酒、たばこ、ガソリンとか限られた物資を対象にしている間接税でございますが、これが消費税といった一般的な消費税になりますと、間接税の弾性値はむしろ大きくなる。したがって、今後全体としての弾性値がどうなるか、これは両方の議論があるところでございまして、これが弾性値が小さくなって税収の伸びが鈍化するというふうに考えることもないのではないかと、このように考えております。

○志苦裕君 いや、もう少しマクロの意味で、なぜ今減税かと、直接的に減税をしなればならない、経済を刺激しなければならぬとか、あるいはわかりませんが、強いネットでも減税の意味を政府が認めたことれば二つだ。それは売上税なんかにと置き、これが消費を抑えて内需拡大にならぬのじゃないかという諸外国、外側からの圧力、もう一つは消費税といううでっかい魚を釣らぬといかぬので減税というえきを出している。これはえきじゃないの。渡辺政調会長得意の毛針だ。それ以外にネット減税論といううなものも成り立つ根拠は余りないような気がするのだから、ちょっと伺つてみた、この点は。

私は減税政策を批判しているのじゃないですよ。所得税の内部において資産所得の強化とか、事業所得の適正化とかそういうふうなものによって企業所得の減税はこれよりも大きいものができる、法人減税は必要がない、マクロ的には増税しなければならぬという立場で物を申し上げているんです。ただ、増税が減税かという議論になりますとなかなか税の構造問題に行きませんから、余りそれに行かぬ方がいいと思ふんですが、それで政府の増減税試算、ちょっと大蔵省に聞

きますが、衆議院修正の二百億圓はちよつと抜きまして、もたら出てきたので言つてみましょう。大まかに減税九兆圓、増税六・六兆圓、差し引き二兆四千萬圓の減税と、こういう話ですね。ところが、村山税調副会長が「税経通信」で、これにより増す減税九兆圓、増税消費税で五兆四千億圓、差し引き三兆六千億圓の不足、これに二兆圓から二兆二千億圓の消費税はね返り分を足すと五兆八千億圓の不足、これを埋め合わせるために課税の適正化で一兆二千億圓、建設国債の発行で一兆圓、こうしますと差し引き不足額は三兆六千億圓、何のことはない、これは税率五%というところですね。今、少し税収が好調ですから、破綻はないにしても、最低限税率五%というのが増減税試算のフレームになっているんじゃないですか、皆さんの方は。

○政府委員(水野勝彦) 全体としての税制改革の骨格、最終的に詰めます段階に至ります途中の段階では、いろいろな御議論がされておったところでございまして、ただいま御指摘のような数字を根拠にしての議論もございましたが、最終的にまとまりましたのはネット二兆四千億という数字でございまして、途中の段階での御議論、それはいろいろあったことは否定はいたしません、最終的なもので私どもは御提案をいたしておりますところでございます。

○志苦裕君 いやいや、そういう枠組みになっているんですよ。ただ、歳出に回ってくる二兆圓とか、そういうふうなものはいかにしてことしも三兆圓とか四兆圓伸びそうだとかというふうなことがあるから、そこで内部でいろいろつじつまを合わせていくが、これの組み立てはそうなっている、やっぱり五%になっている。最低五%でないという勘定合いませんよ。大蔵省が自民党税調にいろいろ言つたという記事もありましたけれども、その構造は変わっていないんですよ。だから内容から見れば、総理、三%でない、これはやはり五%なんです。その分の足りない分は今のところは税収が伸びる、足らなければ歳出

が縮むという関係ではないと思ひますけれども、やはり物の考え方はそうなっているんですよ。ことだけは指摘しておきます。

ところで、これだけちよつと伺つて次へいきますが、果たして減税なのかという議論もあるんですが、課税ベースで百八十兆圓消費税、それに對して大蔵省と同じ試算をした結果、静岡大学の方では全部で三十兆圓です。かかると約三十兆圓、ベースが違いますと税収で一兆圓、実は二・四兆圓の減税で皆さんは収支の計算をして、無理してここからは減税になりますよということを言っているんだ。私は余りあの試算は意味ないと思ひますけれども、一年たつたら変わりますから。だけれども、二兆四千億圓が実は一兆違ふようになります、これはまるっきり物の考え方の中での風も変わりますよ。これはどっちなんですか、簡単にいいですか。

○政府委員(水野勝彦) 静岡大学での試算、そのほかいろいろな方なり機関の試算はございしますが、それぞれ私も分析をいたしております。この点は私も少し計算が違ふということ、それぞれの数字は承知いたしておりますが、私どもの積算といたしましては、これは間違ひのないものであるというふうに考えておるところでございます。

なお、先ほど五%の枠組みでできておるといふお話がございましたが、五%ということをお願いしたということがないことは否定はいたしませんけれども、その後の税収動向等を勘案いたしまして、とにかく財政再建に反しない範囲で三%で組めるということで発足をいたしておりますので、骨格は三%で、五%というものが骨格になっているということもございせんので、申し上げたいと思ひます。

○志苦裕君 果たして減税かという点でちよつと私申し上げてみますと、所得税、住民税減税で三兆一千億圓ですね、うち税率で一・五兆圓、諸控除で一・六兆圓、合計三・一兆圓と、こうなっていますね。そこで、これは減税なのかというよ

うなことで、一方あれですか、これは配分してみると、税率で五六%に当たっている。配偶者特別控除で一九%、三控除で二五%という数字もあるんですが、この数字は相互にどういう関係があるんでしょね。低いところの給与所得控除の引き上げ、諸控除の引き上げのところからかぶる部分というのは税率の部分に入るんでしょね、諸控除の部分に入っているんですか、この計算は。ちよつとわかりませんか。——わからないういです。いずれまたやるでしょう。

各税目の問題、あとフラット化の問題もありましたが、私の時間配分がまずくて、税目の問題にちよつと入って見ます。全部通告しましたが、所得税もやめまして法人税にこれからちよつと絞ります。

実は我々は、不公平税制と言われるものは、日本で不公平税制という場合には、一口に言つてそれは課税ベースを広げることだということを言ひましたが、所得税の中にもございまして、資産もございまして、きょうは法人一本に絞つておきまして。総理、法人の神学論争と呼ばれる法人税の性格あるいは負担の問題がありますけれども、どうもこれはシャープは完全な擬制説をとつておりましたが、五十五年の政府税調の答申以来、政府も大蔵省も実在説でもなし擬制説でもなし、その辺は諸外国並みにうまく調和してというふうに動いているように見えます。村山税調副会長はアメリカのように見ると、なると言い切つていますから、アメリカは御存じのように実在説ですね、そういう立場をとつておる。それはそれで我々の多年の主張で結構なことですね。この法人の我々が不公平だと言つておるさまたまなものがあります、引当金にきょうは絞ります。

私の方から数字を言つておきますが、引当金は貸し倒れ、退職、賞与三つを合わせまして約十八兆圓ですね。十七兆八千三百五十六、これは私の数字が古いでしょうかね、六十一年の数字なので一応それで議論させていただきます。課税ベースから外れているわけですね、約十八兆圓。これが課税ベ

スに含まれておればその四二%ですか、というふうなものですから約半分、これだけで十八兆圓の四割といえ七兆圓ですね。あなた消費税は五兆幾らですよ、これだけで七兆圓ですよ、丸々いかぬにしましても、とにかく大きい課税ベースの縮小だということは念頭に入つておると思ひますが、これが企業会計上貸し倒れとか従業員の退職金に備えて引当金を計上していくということは我々も肯定できます。ところが、課税所得計算上そうしなければならぬ理由はない。この点は大蔵省どうですか。簡単に答えてください。

○政府委員(水野勝彦) 退職金をお払いになる、あるいは賞手をお払いになる、貸し倒れは損失に計上するという、これは最終的には損金に計上せざるを得ないわけでございますが、所得税なり法人税の世界としては、どのときの所得にそれを対応させるのか。やはり経済活動の実態からいたしまして、所得とそれにかかわるところの損金、費用、取益、これらに対応させて合理的にそのした損金なり損失なり費用を配分するというのが、企業会計上の健全な法則ではないかと思うわけでございます。いずれの時期におきまして損金に算入する、それを合理的に計算をいたしますということから税法上も所得から実際の損金発生の前に引いておる、これが企業経理上からくる要請でございます。

○志苦裕君 いや、それはあなたは今までいつてもそう言つていたんだ。だけれども、企業会計は発生概念でしょう。法会計は帰属概念でしょう。びつたり一致しなきゃならぬというものでもないわけですよ。このことをもって争われて、企業会計よりも法会計は広い概念であるという考え方が確立してきているんですよ。もともと企業会計原則といったって、民間の商慣習を取りまとめたものであつて、法的効力を何も持っていないんですよ。

ですから私は、法人税でいけば、課税物件である法人の所得の金額は各年度の利益だというふう

に決めてしまふことではない。なるほどあれは二十

二条でしかね、一項で収益から損金引けばこれが所得だと、損金と益金の計算の仕方が載っています。これは抽象的などういふ表現でしたか、合理的に何とかされる方法で、こうなっている。だけれども、もう少しこの点聞いておきますが、どうなんですか、皆さんの方は今も費用収益対応の原則と言いましたが、課税要件明確主義の原則からいくとあんなあいまいな表現はないと思うんです。法人税法の二十四条の第三項でしかね、三項によって企業会計原則がある意味では法的な地位を与えられたという解釈をする者と、依然として法会計と企業会計は別だという議論は行われておるわけですが、それであなたの方は費用収益対応の原則というところをおっしゃっておるんです、じゃ発生主義をとっているの、確定主義をとっているの。

川上で毒を流したと、いつかわからぬが川下で公害が出るかもしれないというので、公害が出たときの用意をして積んでおくというのがいれば引当金ですね。しかしもう一つ、川下で発生したときにそれに応じて損金を計上するというのもできますね。なぜ未実現の実現をしないものを引当金として計上をして損金経理をするのか。損金経理というのは税金かけないということですから、税金かけないのが十八兆円あるということですから。実際に起きたら計上すればいいじゃないですか。一方、我々が保有資産について税金かけると言いますと、大蔵省はどう言うんですか。それは実現をしない利益の方は課税せず、実現をしない費用はちゃんと認めて、まるつきりあべこべじゃないですか。未実現の損金を計上するのであれば未実現の利益も計上しないよ。それでつじつま合うじゃない。どうなんですか、一体。

○政府委員(水野勝彦) 御指摘は法人税法の二十二条の四項であらうかと思ひます。課税所得は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする」ということでございまして、やはり法人税の世界で、法人税の世界だけの会計慣行、会計処理方法を経済界にお願い

をするというのはいかがかと。やっぱり一般的には会計処理の基準、公正妥当なもの認められてるもの、これに従つて課税所得の計算を行いたいの。しかし課税上の要請から、もちろんすべてこれに従っているわけではございませんが、大きな方向としてはそれが合理的な法人税のあり方として認められるのではないかと思うわけでござい

ます。すべて現金主義と申しますか、実現主義と申しますか、そうした慣行によって処理をするとして、機械や建物の減価償却も、これは実際に処分をしたときに損失として差額を計上すればいいというところまでいきますと、そこまでいきますとやはり企業経理としては行き過ぎではなからうか。したがって、そうした全体の要請からの企業経理の会計処理の基準に従つて計算をするというのには妥当なことではないかと思うわけでござ

います。恐らく委員の御指摘は、含み益課税につきましてよくキャピタルゲイン、未実現のものを課税しないのではないかと御指摘でございます。これは、個人のいわばキャピタルゲインが多いわけでございますが、法人におきましてもそうしたものを含み益課税につきまして課税をということでございますが、これはまた公正妥当な企業会計処理の基準から申しますと、それは企業経理の健全性と申しますか、そういった点からいいますと、やはりそれはなかなかそこまで会計処理としてはいきがたい。課税上も、それはいつも申し上げましておりますように、難しい問題だと思つて

でございます。○吉志裕君 ですから、租税法主義をとつておるのですから、法会計のやっぱり一般的な基準というものは定める必要がある。その個別の企業の損益計算というふうなものを一応信用した上でやるわけですが、これはアメリカの何でもまねする。アメリカの場合には、企業会計は一応認めないんですから、税務会計一本でやるわけですか、日本でそれができないわけじゃない。それで

私、きょうは国民の皆さんも聞いておられると思うから、これは私も勉強したらひどいものだなと思うんですが、何かあったら困るから用意しておく、積んでおくというのはあり得ることなんです。が、個々の企業の実績なんというふうなものとの関係ない、かけ離れた金額で損金算入を認めておるんです。ですから私は、現実に貸し倒れとか退職金があった時点で損金算入を認めればいい、企業会計は企業会計、税務会計は税務会計、必要があれば還付すればいいんですから、そういうやり方でいくべきだ。

それで、現行税法は企業の利益を費用として認めるものなんです。これ、引当金というのは。だから引当金が、これが全企業に同じように行われてるんならばそれも一つだと思ふんです。公平の原則からいいますと、引当金制度を利用してある企業はごく一部なんです。この引当金制度、税が企業の大きさに對して非常に中立的でないんですよ、これはね。これはもう一番皆さんが御存じのとおりなんです。ですから、そういう意味ではやっぱり税務会計は税務会計として独立をしないと不公平という問題が出てくる。現実に利用率を見ますと、全法人で例へば貸倒引当金、準備金がたった二六・二%でしよう。資本金百億円以上になると四割。それで、退職引当金になりますと全法人で六%ですが、大法人になると五割。六%ということ、あとの残りは使っていないということ、使えない。それを認めておくということ、一面不公平でございます。だから、発生主義が確定主義かといつたら、確定主義をとるのが法会計の原則だろうというふうにこれは主張しておきます。

それで、これね、退職引当金について言うと、あれでしよう、継続企業である大法人に四〇%の人が一遍にやめるかもしれないというんで積んでおくんでしよう。貸倒引当金について見れば、絶対つづれない政府に貸した分もこれ引当金なんですよ。こういうことを考え、しかも退職金の場合には貸方勘定であつて、それ自体は退職金に回らな

い。九兆円あるんですよ。そうでしょう。貸倒引当金に例を引いて言えば、安宅産業がつぶれたとき、倒産したとき従業員は首だ。退職引当金はあつたけれども、それは一つも崩さないで全部損金経理、それはそれでやるんでしよう。こういうことを考えてみますと、これは引当金というのは本来の目的からして、節税の道具に使われておるというのが現実なんです。これが準備金も入れますと、準備金、引当金は同じ性格ですから、そしたら皆さんの方は特別措置が大きくなると困るといふんで引当金だけは本法に入れて所得じゃない、所得じゃないと言っているだけなんです。同じものだ、こんなものは。これは最後にします、見直しをしましょう。税務会計と企業会計は分ける、それで法会計の方はそれはやっぱり一定の物差しをつつてその範囲以内で企業が選択をできるというやり方にすべきだ。総理、最後にどうですか。

○国務大臣(竹下登) 税務会計と企業会計を分別すべきである、こういう議論でございます。

それで、従来も準備金、引当金の関係につきましては都度御議論をいただきながらこの廃止なり縮小なり、いろいろな手段を講じて今日に至つておりました。しかし、率直に申し上げまして、企業会計原則から言いましたときに、それを論理的に、何と申しますか、なくしてしまつたという議論は私どもも随分議論いたしました。が、なかなか難しい問題でございます。いろいろ法人税の際に議論がございまして、法人税率は下げて各種引当金とかいうようなことをみんな取つたらいいじゃないか、こういう議論がよくあることは十分承知いたしておりますが、それはその都度議論されて今日の経緯に至つておるということを御理解をいただきたいと思ひます。

○委員長(橋本又三郎) 次に、降矢敬義君の質疑を行います。降矢君。

○降矢敬義君 今、同僚議員のいろいろ質問と回答を拝聴しながら、重複することは避け、なおかつ意見の違ふところは鮮明にさせていたいただきたい

と思ひます。

最初に、総理が七月二十九日の所信表明演説の中で、公平でしかも活力のある社会、こういうものを今後の日本のあるべき姿として建設をしていくことが非常に望ましいことである、大切なことであるということを申されました。一体公平で活力ある社会というのは何だろうか。我々は今、税制の抜本的改革、まさに公平を中心とした議論を展開しようとしているわけでありまして、そういう税制体系を構築しようとしているわけでありまして、その前提になる我々の社会というものが、それ自体やっぱ労働の汗が報われるような、正当に評価されるような社会でなければ、先ほどもお話しがありましたように、私はどんなにいい税制をつくっても決して適応はしない、こう思っております。

まして、総理の演説の中にもその点は触れられておりまして、お互いに人間を尊重する社会でなければならぬということもおっしゃっています。それは我々がこれから本当に迎えていかなきゃならない高齢化社会においてお互いにいたわりを持って社会を支えていく、そのために必要な金も出す、同時にまた、いたわり合って、助け合っていくんだ、そういう社会でなければならぬと思ひつています。

プラスとマイナスだけが存在し、財テクが横行するような社会では、私たちの税制改革はしょせんは水泡に帰するのじゃないかなというのが私のこの議論のスタートでありますので、その点について端的に総理の御意見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 先ほど来私が努力と報酬が一致するというようなことを所得税の問題で触れております。そのことは、今平たくおっしゃったように、勤勉な人々が報われる社会ということに帰するではなからうかというふうに思ひうわけでございます。そうして、やがての長寿社会を考えまいます。そうして、そこにお互いが生きとし生ける生きがいを感ずるためには、お互いのいたわりの精神があることは当然必要でございます。

【委員長退席、理事斎藤十朗君着席】

その意味におきまして、プラス、マイナスにおお例えになりました、いわば法制上そういうことが許されるような環境をなくすために、一例として挙げますならばあるいはキャピタルゲイン課税の改正もそこにあつたのでございまして、いわば労働に汗したものでなくして、そうした勤勉な人が報われるということではなくして、一つの手法を使つたり、あるいはまたた環境が変わつただけで不労所得が得られていくというようなところには私は活力というものを望むことはできないというふうに考えております。

○降矢敬義君 総理にお願ひしたいのは、今の御見解全く賛成であります。所信表明の中でもおっしゃつておることでありまして、ぜひ内閣の長としてリーダーシップをとつていただいて、何としてもそういう社会の実現にあつては政策を集中していただきたい、こういうことを冒頭にお願いしておきたいと思ひます。

税制の議論に入りたいと思ひますが、非常に簡単に質問いたしますと、なぜ今税制改革を必要とするのかということでありまして、

NHKの最近の世論調査を見ましても、税制は不公平である、高い、そういう意味においてどうしても税制改革が必要だという意見も圧倒的に強いわけでありまして、それから総理もやはり施政方針演説やその他のいろんなところにおきまして、税制改革こそ現在の内政の最大の重点課題だということをおっしゃつておられます。なぜ最大の重点課題であるのか、どういふ問題意識を持つておっしゃつておられるのかということをお国民の前に明らかにしていただきたい、わかりやすく言つていただきたいのであります。

人生五十年の時代が今や八十年になりました。非常に端的に言えば、我々の社会はそういう社会であります。したがつて、いろんな意味のシステムは当然変わつてくるわけでありまして、変わらなないのがむしろおかしいと思ひます。そういう中で我々は社会保障の問題もそういう視点に立

つた対応を考えなきゃならぬし、また同時に、もつと私たちが大事にしたいのは、今文部省が昨年の改革で生涯教育というものを中心に据えました。なぜか。要するに、人生八十年というものを生きがいを持つて生きるために生涯教育というものを社会の中でも自分の中でもやつていくようなそういうシステムをつくらなければならぬ。そういう中においてやっぱ税制の問題もあわせてシステムとしてどうあるべきかということが本当に問われているんじゃないか。

経済のソフト化、生涯教育で言えば、私たちの家計における消費支出の中でサービス部門、サービス消費に対する支出が今五〇%を超えていることは御案内のとおりであります。それは何か。やっぱそれはカルチャーセンターへ行くのもそうでありまして、あるいはスポーツに身を入れるのもそうでありまして、あるいは社会奉仕に尽くすのもそうでありまして、それは人々の生涯教育の選り方でありまして、いろんな意味で私たちの消費支出がそういうふうに変つてしまつたということ、実は私は、生涯教育、人間の生き方と非常に関係しているんだ、こう思つております。

そういう中で、経済的に見れば就業構造が変わつたとかいろいろ言われますが、要するに、もとに返りますと、今の税制というものが人生五十年から人生八十年というものになつてきた今の社会経済のシステムにうまく合つていないのか、ということが基本的な疑問じゃないかと思ひます。そういう意味におきまして、総理はどういふ問題意識のもとに税制の抜本改革が我が内政の最大の重点課題であるとお考えであるか、重ねて平明に御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 今おっしゃいましたが、人生五十年、五十歳を男性が超したのとは昭和二十二年、五十・二歳であつたと思つております。私が国会に議席を置きましたときからちょうど今男女ともにそれぞれ十一歳平均寿命が延びてきております。したがつて昭和二十五年、シャウ

プ勧告を基礎にして行ひました。いわば税法上の社会経済構造に関する変化のほかに、基礎的に今おつしやうした五十年人生から八十年人生へというライフサイクルそのものが変わつてきておるということも基本的には考えなければならぬと思ひます。

ところが、税の問題でこれを見ますと、我が国の所得税というのはこれは一部よく言います職能給というものもございまして。例えばお互い国会議員でありますならば、三十歳の方も九十歳の方も報酬は一緒でございます。あるいは大工さん等の技能者の方で職能給で年齢に余り変化のない給与体系もございまして、我が国の大筋の給与体系というのはいわば年齢給になつておるわけでございます。ところが、その年齢給というものと所得税の今日の刻み等を考えますと、ちやうどお子さんの教育費でございまして、あるいは住宅ローンの出費でございまして、そのようなものが集中するときにいわば一番働き盛りの中堅の時代を迎えられるわけでございます。したがつて、今日所得税のなかなんぞ刻みの問題等から来る不公平感というものは重税感というものは、私はやはり中堅の方々のそこから出てきた声ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

したがつて所得税の構造の中におきまして、あるいは十六歳から二十二歳、かつて教育減税という言葉、本当に耳ざわりのいい言葉でございますが、しかし我々大正、明治の者からいたしますと、若くして学校へ行かないで所得税を納めておる方から見れば、自分よりもできの悪かったお子さんのお父さんが減税になられるということに対する抵抗感というものが私の時代にはありました。少し古いかもしれせん。

しかし、やはり税制調査会あるいは本院等の議論の中で、それが教育減税として、結果としてそうなる、その位置づけをいわば育ち盛り減税とも申しましたが、あるいは大飯食い減税とも申しましたが、そういう年齢の中で割り増し控除

を行う等によって、これらの方々の重税感を少しでも少なくしていくようなことがライフサイクル全体から考えて最も適切であるという、私は減税要求の一番大きな要因はそこにあつたではなからうかと思ひます。

いま一つは、所得税として所得に着目する税と消費に着目する税の問題でございます。先ほど来議論がございました。あるいは戦前六五%を占めたのが間接税であったかも知れません。しかし、そのころは、あるいは所得税を払う方の数が少なかつたといへばそれまででございます。しかし今日、結果としてできておる直間比率そのものを見ましても、やはり社会共通の経費、いづれ国民の義務として税をお支払いする立場にありますならば、消費の段階で、そして所得の段階、そのバランスというものを著しく重税感を感じない形の中に位置づけようというのが、このたびのまた消費税導入の考え方であります。

しかし、いま一つないがしろにしていけないのは資産性の所得でございます。この資産の問題につきましては、自分の努力によって資産が上がつていくもの、これはもちろんございましょう。しかしそうでなくして、いわば客観、環境の変化の中で、自分の努力とは別の角度から値上がりをしたものとか、そういうものの譲渡所得等についてのまた不公平感というものは当然でございます。

したがって、総じて申しますならば所得、そして消費、さらには資産所得の適正化と、こういうところにバランスをとった二十一世紀をにらんでの長寿社会への対応というものを、絶対的なものでないといたしましても、今から構築しておくべき、しかも経済諸指標等を見ますと、安定した時期でありますだけに、今こそその必要性、今こそ実現するための環境がむしろ整っておると国民の皆様方に御理解を賜りたいと思っておるところでございます。

いささが長くなり過ぎましたが、お答えを終わらしていただきます。

○降矢敬義君　総理はつじ立ちということ、何  
回か地方に講演に行かれております。恐らく今お  
っしゃったようなことを訴えられたのだと思いま  
すが、一部には総理の、あるいは今回政府が提案  
した政府案につきまして、例えばは改革の理念、目  
的、そんなものが明確でないとかいう主張があり  
ますし、もつとひどい言い方で非難されているこ  
ともあります。しかし、私はやはり現在の置かれ  
ている情勢を将来の展望を見ながら考えれば、ま  
さに総理がおっしゃったような改革こそ必要だろ  
うと心から思っております。

そこで、多少踏み込んだ話でありますが、今回の税制改革のフレーム、主なポイント等について主税局長から簡単に五つの柱を中心に、そして同時に増減税の平年度の数値、それから結果としての直間の比率はどんなことになるのかということについて簡単に触れていただきたいと思います。

○政府委員(水野勝君) 今回の税制改革の骨格といたしましては、所得税の減税、これは所得課税で所得税の税率構造一〇%を基本として大半のサラリーマンには一〇%の課税をお願いをするという改正が柱でございますが、住民税すべて含めまして三兆一千億円の減税ということを御提案いたしました。この点につきましては、衆議院の段階におきますところの修正によりまして、これが三兆三千億円に増加しております。

相統税につきましては、これは昭和五十年以來、その見直しが行われておりませんので、その間の所得水準、地価水準の動向等を勘案いたしました、課税最低限を倍にするなどによりまして、七千億円の減税を予定いたしましたでございます。

法人課税につきましては、昭和四十五年以來十數年にわたつて税率引き上げの方向で対処してまいりましたところ、國際的にこれが一齊に諸外国におきまして引き下げが行われるということでございますので、地方税をあわせまして、法人につ

きましてはその実質的な課税水準を五〇%を切るようにする。端的には、法人税率におきまして三

七・五%まで引き下げることでございますが、これによりまして一兆八千億円の減税となっております。

次に間接税でございますが、消費税の創設をお願いをいたしております。これによりますところの増収額は五兆四千億円でございますが、一方、物品税等八税目が廃止になります。また、酒税、たばこ税につきましては税率の調整が行われます。こうしたものによりまして、現存間接税の廃止、軽減によりまして三兆四千億円の減収が見込まれるところでございますので、間接税におきましては、ネット二兆円の増収と相なるわけでございます。

それから最後の柱といたしまして、今回の税制改革、所得課税を中心にして課税の適正化、いわゆる不公平税制の是正を行わさせていただいております。これによりますところの今回御提案をいたしておりますのは九千億円の増収となつております。

なお、別途お示しをしております「税制改革の骨格」といたしましてはこれに三千億円をプラスいたしました一兆二千億円の規模の増収を見込んでおるといふことになっています。

こうしたものを全体合わせまして、衆議院におきます修正後のフレームといたしましては九兆二千億円の減税、減収でございます。一方、増収はこれに對しまして六兆六千億円でございます。差し引き二兆六千億円のネット減税と相なっております。

ただ、先ほど申し上げました課税の適正化の三千億円は、これは具体的な御提案を申し上げておりませんので、その点を加味いたしますとネット二兆九千億円の減税となるわけでございます。

こうしたフレームを前提といたしまして、国税ベース、地方税ベースの税体系の動向でございますが、まず国税でございますと、六十三年度の直接税と間接税の割合は七二・〇％対二八・〇％程度となっております。

てございますが、今回の改革案を御提案いたして  
おりますこれによりますところの変動によりまし

て、おおむね直接税と間接税の割合は二対一程度になろうかと見込んでおるところでございます。

一方これに地方税を含めましたところの全体としての我が国の税体系といしましては、国税、地方税を含めましたところの直接税の比率は七七％、間接税の比率は二三％程度となっておりますが、今回の御提案申し上げております改革案によりますと、これが直接税七四％程度、間接税二六％程度、このような体系と相なるかと見込んでおるところでございます。

○降矢敬義君　ただいまの主税局長のフレームであります。減税先行で二兆六千億というお話であります。全体として見ますと、シャウプ以来の枠組みを変えろという、そういう改革だと私は受けとめております。つまり、この枠組みを変えろということとは、言うなれば地震みたいなのものであります。揺れが非常に大きいだろうと思ひます。そのことは、総理が今度の改革を説明するとき、消費税というものは、これは新税ではそれ自体が絶対的増税であります。差し引き幾ら残つてもこれ自体をとれば増税になるわけあります。が、こういう増税を含んでいる、これはみんなが万歳万歳と言つて祝福できるものではない、しかしなればまたそれなりに定着するものだということとどこかの演説で話したのを私は記憶しているわけあります。

要するに、シャウプのときにつくった、約四十年前の我々の住んでいる一つの税制の枠組みというものがかなり四十年たつて緩んでしまった。それが例えば不公平税制とかあるいは直間比率という表現があるように、先ほどお話がありましたような直接税に非常に偏ったような姿になってしまった。したがってそういう枠組み、例えば住宅に例えれば、すぎ間風が入り、たてつけが悪くなつたところを少し直してもう少しもたせるか、それとも今の時期にやはりきちっと建て直しをしておくことが我々の子孫のためになるのかなという選択の問題だと私は受けとめております。

そういうときに、揺れが大きいだけに、先ほど



も総理がおっしゃっていましたが、今経済の姿というものは物価にしても非常に落ちついておりまして、雇用情勢もいいわけでありまして。したがって、こういうときにこそ地盤に等しいような枠組みの変更は軟着陸させなきゃいけないので、既に我々は昭和六十三年所得税減税を自然増収を当てにして一兆三千億を先行させてしまいました。しかし、それも我々はこの税制改革をちゃんと軟着陸させるための一つの手だてであったのではなかったかと私は思っております。

そういう中で、今私が申し上げましたような環境というものは、もう二度と来るものじゃありませんし、また国際的に見ても、石油も非常に安定した値段でありますし、円もある程度安定した状況にありまして、経済の変動というものを受けないで済むような状況じゃないのかなというのを思っておりますので、重ねて総理に、今こそやはり必要なんだということを私は思っておりますので、御答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、シャープ勧告に基づいて二十五年に税制改革が行われたときにもその言葉が引用されておるわけでございますが、税の理論が終って、「その租税の本調子が出てくるなら、どんな租税もまた良税となる」という言葉でございます。旧税はすべてよく、新税はすべて悪いという理論から引き出された論理でございます。したがって、私はこの税というものは、なれという言葉を今お使いになりましたが、ただよく言われるけれどもへんに甲と書いたようなものであつてはならぬと思っております。国民の理解の度合いが進んだ場合には、これは必ず良税になるものであるという考え方を私も常日ごろ主張したことがございます。

したがって、こういう税制改革を行う場合は、今御指摘がありましたとおり、確かにこれは国民の英知と努力のたまものであります。一九八五年九月二十二日のいわゆるプラザ合意による円の急激な為替調整局面というところから今日時間を経まして、今為替調整も落ちついてお

ります。苦しい中小企業の輸出産業の皆さん方も歯を食いしばって頑張つて今日に至つていただいております。そうした関係から為替局面も、まあ国際的政策協調のことももちろんあつてのことでございますが、安定局面にあります。そして、有効求人倍率等を見ますと、なるほどこれは有史以来の倍率でございます。失業率につきましても、およそ世界の先進国の中でば抜けた安定した姿をとつておりますし、インフレなき持続的成長というものが、私も言つてみれば経済関係の共通の理念といたしますならば、それが一番落ちついた状態で行われておるのも我が国でございます。

そしていま一つ、国民の皆さん方の努力によつて、いわば見込みも違ひという批判はまた受けまされども、自然増収の局面にあることも事実であります。したがって、今こそ落ちついて税の改革を行う絶好の機会であらう。もう年金財源がこれだけ足りなくなりましたとか、そうした急場の税制改革でないところに、私は国民の皆様方の理解を得る絶好の機会としてこれをとらえたいというふうに思つておるところでございます。

○降矢敬義君 経済企画庁長官にお伺いいたします。今、総理の御説明があり、主税局長から改革のフレームの話がありました。そこで、全体をまとめた上で私は企画庁長官に、今回の税制改革というものが我が国の経済成長、特に経済、物価あるいは経常収支というものに一体将来どんな影響をもたらすのであらうかということについて御質問いたしたいと思つております。

消費税は、確かに見方によつては物価を押し上げるからインフレになると言ひ、あるいは消費税は物が上がるから消費の抑制になると言ひ方いろいろあります。しかし、それだけですべてが解決されるわけではないし、世界的な影響も当然あるわけでありまして、

そういうことを踏まえて、企画庁長官にどんな影響を及ぼすのかなということをもとめてお聞きいたしたいと思つております。

○国務大臣(中尾栄一君) ただいま大局面において総理からのお話を賜りました。現在の日本の経済は、もう既に委員御案内のとおり大変な拡大局面を迎えておまして、先ほど個人所得の問題も出ましたけれども、今やスイス、アメリカという順位に並んでおつた日本が、もう日本が一位、二位がスイス、アメリカが三位ではないかとさえ言われているわけでございます。

そういう中にありまして、世界的な経済の規模からいきましても、大変な個人消費の堅調さは言うに及ばず、先ほど有効求人倍率の増進を総理も御指摘ございましたが、そのような中にある失業率も世界一低い、二・四％という状況でございます。

そういう中にありまして、今回の税制改革案においては、個人所得の課税及び法人課税というものに総額大体五・八兆円、五兆八千億円の課税を行うのに対して、消費税の導入、課税の適正化等による増収は三兆三千億円にとどまつておる。すなわち五兆七千億という、これは衆議院の過程でございましたが、たしか私の記憶によりますと、二千億円くらいは退職者並びにその他の問題がございまして減税をしたのでは、寝たきり老人の問題でございまして、その問題などで減税方針に二千億を切りかえたところでもございまして、三・二兆円ということにとどまつておるわけでございますが、差し引き二・六兆円。以前二・四兆円という形でございしましたが、二・六兆円の大増な減税になった、このように御理解を願いたいと思つてございまして、

したがって、税制改革全体では消費、設備投資、内需などを中心に、先ほど御指摘ございましたように経済に対しては相当好ましい方向でアップライズしている状況で伸びておるといふことは間違いないと思つてございまして、

また、中長期的観点からだけ申し上げますと、個人所得課税の果進捗あるいはまた法人税率の引き下げというものは勤労意欲につながるわけ

でございます。そういう意味で事業意欲には大変に好ましい影響をもたらしていることもこれまた否定すべからざる事実であるということも御指摘申し上げたいと思つてございまして、民間部門を中心にしました経済の活性化に資するところが大きいと考えられるわけでございます。

なお、今回の税制改革そのものが我が国経済に与える中期的な影響はどうか、大変に委員の御指摘をそのまま受け売りするような面もございまして、大幅な減税超過によります消費などの内需拡大というものの中心勢力というものは、実質成長率で見ますと年平均大体〇・二％程度の成長促進効果があるのではないかと、このように踏んでおるわけでございます。また、経常収支に對し、また、内需の拡大等通じました輸入の拡大によりまして大体二十億ドル程度の経常黒字削減効果をもたらしておるということも言えるのではないかとと思つておるわけでございます。

さらに、消費税の導入に伴ひまして、何といひますか、経済全体のことでございますから物価の問題についても申し上げなければなりません。物価の上昇になることにならないかという御指摘もあらうかと思ひますが、これはインフレ的な物価上昇とは当然のこと性格を異にする、一回限りのものであることは申すまでもございまして、したがって、そういう認識の上に立ちますと、消費税の導入等が消費物価に与える影響につきましても、物品税の廃止などの影響も考慮して試算いたしますと、消費者物価の水準を一・一％くらいは上回るであらう、こういう見込みを立てておる次第でございます。

以上でございます。

○降矢敬義君 この税制改革が経済の成長あるいは経常収支に、今企画庁長官が御指摘になったようなぜひいい影響があることを私も期待しているし、心から願つておる者の一人であります。



先ほど、課税と言いましたが、減税でございますからその点御承知を。

○降矢敬義君 わかりました。

所得税、法人税につきましては先ほど御議論がありました。私、消費税で時間を少しとりたいと思っております。もし時間があれば所得税、法人税に触れたいと思っておりますが、その前に一つだけ土地税制について伺いたいと思っております。

先ほどお話ししましたように、課税のバランスの中に資産課税をどうするかという事は非常に大きな問題であります。今回株の譲渡所得についての衆議院修正も含めて改正がございました。利子課税も先ほど御説明がありました。しかし、残されているのは土地に対して税制としてどう対応するかということであり、もとより土地対策というものは、それは税制だけでこたえられるわけじゃありませんし、需要と供給のバランス、住宅政策、いろんな土地政策、そんなものが絡んでその中の一環として土地税制があることは承知しておりますけれども、最近の国民生活白書の指摘によりまして、つまり自分が何ら努力をせずに地価だけが上がって金持ちになった、そうすれば土地を持っていけない人を持っている人の間の格差が非常に広がってきたというこの指摘が有力であります。これこそ冒頭に申し上げました公平で活力ある社会にとっては全く大変な被害虫でありまして、このことに対しての対策につきましては既にもういろんな方面で指摘がありまして、この土地税制、土地対策が緊急の課題であるということももうだれもわかっていくわけでございます。

ところが、私たちも去年は土地の短期譲渡についてはいわゆる地上げ屋の連中がもうけた金については九八%まで税金でちょうだいする、買いかえ資産についても特例を圧縮する、もういろんなことをやってまいりましたが、しかし、なおかつ最近の地価高騰に対しては十分ではございません。それで国土庁を中心にいろんな土地基本法の議論がされております。その中に例えば土地保有税を強化するとかいろんな議論もされているや

に承知しております。

そこで、一つだけこの問題について私は事実をはっきり踏まえてぜひ対処していただきたいことを申し上げたい。

それは「土地問題に関する世論調査」というのを総理府で六十三年の十月二十三日に発表しております。これは六月現在ぐらいの調査であります。発表は十月二十三日です。その結果を私なりにまとめてみますと、土地に依存する、執着、これは大変なものでありまして、全国で土地と家屋を持ちたいと答えた人が七〇%、大都市圏で六〇%です。それから、土地利用についての公共優先に賛成するか、三八%しか賛成する人がおりません。東京圏では四一%であります。それから、例の開発利益の還元、いろんな都市計画をやったり池をつくったり我々の税金を投資して地価が上がると、それは自分の努力とは何ら関係ない、したがってそれを開発利益の還元という形で、例えば固定資産税をそれなりに納めていただくということについてどう考えるかという質問に対して、そんなことはだめだ、そんなことに賛成しない、逆に言えば賛成する人がわずかに二四%しかない。それから保有税の強化、つまり固定資産税や特別保有税を強化してそれなりの負担をしていただく、それはどうだということに対して賛成者がわずかに一七%しかないであります。

この世論調査の結果が、少なくともこの私が見た数字は間違いないかどうかだけ総理府の担当官に確認をいたしたいと思っております。内容は要りません。間違いないかどうかだけ確認いたします。

○政府委員(高田朝雄君) お答えいたします。

今の委員の御発言を数字を追って見ておりまして、そのとおりでございます。

○降矢敬義君 したがって、土地基本法の中で税制というものをどういうふうな位置づけて、しかもそれは資産課税の中の一つとして位置づけていくかということは、この世論調査を見ても極めて難しいんですね。それで日本の税制というのは、持っているときは高くない、余りたくさん取らない、そして譲渡するときは譲渡所得の控除額を多くしたり、一部には分離課税を認めたりする。したがって、持っている人だけがいつまでも持つて、何となく資産価値が上がればそれだけ裕福になるという税制の態様じゃないかなと思っているわけでありまして。

開発利益の還元なんというのは言われて久しい。しかし、具体的にどうするのかねということになりますと、こういう認識でありまして、国土庁長官にお尋ねいたしますけれども、これから土地基本法を制定して土地税制に対してどういう基本的な姿勢でお臨みになるのか。もちろん税制だけではありせんけれども、土地対策の一つとしてどういう考え方で臨まれるのかだけをお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(内海英男君) お答えします。

最近の地価高騰による土地の資産価値の上昇は、土地を所有している者と所有していない者との間の格差を拡大する結果となりまして、両者間にも不公平感を生じさせる等、経済の円滑な運営のみならず社会問題としても非常な問題を提起いたしておる認識をいたしております。

国土庁といたしましては、現在、土地基本法制定の作業をしているところでございますが、その検討に際しましては、先生御指摘のように、先般閣議決定をいたしました総合土地対策要綱にうたわれております「開発利益はその一部を社会に還元し、社会的公平を確保すべきこと」、土地の利用と受益に応じた社会的な負担の公平等の基本的認識を生かす方向で関係省庁とも十分協議してまいりたい、こういった考え方で有識者の御意見を承り、今まで四回会合をやりました。また、さきの国会に提出になっております野党四党の御提案になっておる土地基本法も参考をいたしまして、いろいろと御検討を願っておりますわけでございます。この十五日に最終的な結論を得るよう努力をいたしまして取りまとめにかかりたいと、次の国会にぜひ提出をして御審議を願って、国民の土地に対する共通認識というものを確立する方向

に持っていきたいと、こう考えておるわけであり

ます。

土地税制のあり方につきましては、この土地基本法における土地についての基本的な理念を踏まえまして、土地政策の観点から、国土庁といたしましては、大蔵省その他関係省庁とも税制上の問題でございますので十分協議をし、御検討をお願いしながら決めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○降矢敬義君 今の段階ではその程度の抽象的なお話だろうと思っておりますが、私は、土地対策の中における土地税制というのは、土地に対しては公平な課税が行われている、そこが一番ポイントだと思っております。

そこで、先ほどから何回も総理もおっしゃっているように、勞せずして地価が上がって何となくもうけたなというような感じはなきやいかぬわけでありまして。ところが、私があえて世論調査の数字を出しましたように、公共優先の考えから三割しかない、肯定する人が。ましていわずや、保有税を強化してちゃんと開発利益を還元するかと聞いたら、一七%しか賛成者がいないんですよ。したがって、いつでも議論はどこかで終わっちゃうって、そして持っている税は高くない、売るときには譲渡所得税だけが安くなるという、何となくアンバランスだと私は思っています。したがって、これからはもうぜひそのところを、公平な税制があって、土地には公平に税負担が求められておるんだという社会の認識をぜひつくるような土地基本法を御制定をお願いしておきます。

次に、消費税に入りたいと思っております。

税体系の再構築を目指されて今回の抜本改正があるわけでありまして、先ほどから御議論がおりますように、広く薄く負担を求める消費税の導入はなぜするのかというお話がやっぱりこのスタートでなきやならぬと思っております。

この問題は、この改革基本法にも書いてありますとおり、一つは個別間接税が直面しているいろんな問題を解決したい、非常に時代おくれの個別

間接税をやめたい、その問題を解決する。それからもう一つは、体系全体を通じて税負担の公平を図る。これは先ほどからいろいろな委員との間にやりとりがございました。それからもう一つ書いてありますのは、「国民福祉の充実に必要な歳入構造の安定化に資するため」と書いてあります。

私は、まず第一に主税局長に簡単に伺いたいです。現在間接税が当面している問題点、ポイントをごく簡単にお願いします。

○政府委員(水野勝君) 御承知のように、現在の間接税は、物品税、酒税、たばこ税といったように個別の物品に着目して課税をお願いをしているところでございます。

その大もとにおきましては、課税品目やその税負担にもろもろのアンバランスが目立つわけでございまして、最近におきますような消費パターンの多様化、サービス化の実態には対応できていないという点があるわけでございます。

もう一つ国際的な側面があるわけでございまして、今申し上げました我が国の間接税は、個別の物品に着目してかなり高い負担をお願いしている。そうした点が、そういう物品を輸出しようとしている外国からいたしますと、差別扱いに受け取られるわけでございます。その中心が酒税でございます。

これだけ経済の国際化が進展する中では、諸外国と著しく異なる間接税制度を維持し続けるというところは、やはり国際的な摩擦を生じかねないところでございます。こうした問題を解決するというのが今回の御提案の一つの眼目でございます。

○降矢敬義君 要するに、一番端的に言われておりますのは、私はテレビを見ての方に知っていただきたために言うんですが、コーヒーは課税されても紅茶は課税されていないのはなぜか、それから桐のたんすは課税されてないけれどもケヤキのたんすはなぜ課税されているんだというような個別物品税の世界があります。それからもう一

つは、我々の個別物品税は約二兆円でございますが、そのうちの七割は自動車と家電製品であります。しかも、その品目はわずか八十五品目。そして、私たちの生活の中の消費に対する支出の部分は、冒頭申し上げましたとおり、五〇%以上になっている。それが全く課税ベースから外れておいて本当にいいのかな、そういう間接税というのはいいんだらうかという問題があると思います。御指摘の国際的な問題、まさにウイスキーをめぐる酒税が国際的な問題になって今回改正されるというところは御案内のとおりであります。

そういう間接税自体の問題のほかに、これは志苦委員と総理の間のやりとりの中にありましたからつけ加えませんが、私は税体系の公平という問題がやはりこの中に潜んでいる一つのポイントではないかなとかねがね思っております。

ただ、参考のために、六十年にニュージランドで、グッズ・アンド・サービス・タックス、財貨・アンド・サービス課税、つまり付加価値税を労働党内閣が出しましたときのダグラス大蔵大臣の提案理由を見ますと、まさに今、日本が当面しているように、所得税、中堅給与所得者の所得税が非常に重い。反面、したがって課税逃れも出てきています。この際、やはり抜本的に見直す必要があるというところから付加価値税、いわゆるサービス・タックスを提案しているわけであります。同じようなことが、先ほどから総理の説明の中にも、もう給与所得者の八五%以上が所得税を納めて、しかもほとんどが毎年毎年上がっていくような状況は耐えられないんじゃないかなと、つまりそういうふうなことが租税逃れとか租税回避につながっている、こういう問題があるんじゃないかと私は思っております。

それからもう一つは、やはりここにあります歳入の安定的構造ということ、やはり私は福祉目的の税かなと、昔は私も福祉目的税を提唱して持ったことがありましたが、何となくそういう考え方が私の頭の底にあります。それは、私が選

挙区で若い人に説明するとき一番わかりやすい、わかってもらえる説明がまさにそれなんです。難しい議論よりも、君たちもやがてお年寄りになるよというときの今のレールをどこに敷くよという話を、こういう話を聞いたし、よくわかってもらえんのです。

ここで特に私は総理に伺いたいたいの、国民福祉の充実に資するための歳入構造の安定化ということ、これがわざわざ入れてありますが、そのねらいとするお気持ちは何ですかということをお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) 昭和五十四年の本院の決議を見ましても、国民福祉充実に資する安定的財源が必要であるというのが財政再建決議の第一項目に書かれてございます。

私も今の降矢委員とやや同じ感触で当時野党で共通した土俵の中で議論しましたのは、昭和五十九年度改正ぐらいのときにいわば高齢化社会を迎えて安定的財源としての福祉目的税的な考え方があったと私は思います。しかし、今度は税理論そのものからいいますと、税とは可能な限り色、目的税もございませうけれども、可能な限り色のつかない税をいいたいて、そしてそれをいわば社会の、国民のニーズに応じて歳出に回していくというの、これは理想でございます。その意味におきまして、私もその後のいろいろな議論の中から、福祉目的税理論というものは私なりに一応頭の中で消しました。しかし、言ってみれば、今降矢委員が御説明なさって若い人が共感を覚えるというの、まさにそういう時代を想定したときの安定的歳入としての税金は、福祉社会というものをほのぼのとながら念頭に置いて見詰めていってやるであらうという、精神的福祉目的税という表現は適切でございますが、そういう考え方は底辺には存在するだろうというふうに私自身も感じております。

○降矢敬義君 消費税の導入に関連しまして二、三お伺いしたいと思っております。消費税の導入に反対する方々の意見として、少

し時間をかけて慎重に検討する、その間に個別物品税の改革を再構築も含めて考えてやるべきではないかという御意見がございまして、それが一点。そういう意見についてどうお考えになるのか。

それから、消費税の導入は、よかれあしかれ、超過減税二兆四千億はやっておりますけれども、しよせんは増税でありますし、それは財政の立場からいえば、減税財源の一部になっておることは間違いない。減税財源の一部であることは間違いない。そういう観点からいいますと、先般衆議院の与野党協議の席におきましても、いわゆる不公平税制というものはたくさんあるじゃないかと。先ほどもありました課税ベースを広げたいというお話。それはどのくらい財源がかわりませんか。今度は三兆一千億という大きな所得減税もやり、法人税も一兆八千億もやるんですから、それはともかくとして、そういう御意見がございまして、消費税の導入については否定的な、必要ないじゃないかという御意見がございまして、それについてどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(水野勝君) 間接税には、先ほど申し上げましたようなもろもろの問題点がある、その点につきまして改革をまず始めるべきだという御意見のあることは承知いたしております。ただ、今回のこの抜本的な税制改革を始めますときの最初の動機と申しますか、それは昭和五十九年度改正、この年に久方ぶりに相当規模の所得税減税を行うというときに、当時の財政事情からいいたしまして、どうしても間接税に増収措置をお願いせざるを得なかった。そのときにお酒の増税をお願いをしたわけですが、結果的には消費が減少して増収にならなかったという点がございまして、もう一つ、物品税につきましても、何らかの品目の拡大をお願いするというところでお願いをいたしたわけでございまして、ワンプロ、フックスミリ、そうしたやや事務的な面もある物品しか増収措置としては対象が考えられなかった。しか

し、それが現行の間接税の考え方即ち即するののかというところが議論になりまして、結局五十九年度では決着がつかず六十年年度まで議論が持ち越されましたが、結論としては、個々の物品を洗い直し見直しをいたしてありまして、限界がある。間接税といたしまして、これは抜本的に見直し必要があると思われ、これが今回の税制改革、抜本改革の一つのきっかけであったわけでございます。

現在の物品税は、奢侈品、便益品、こういうものに限って課税をお願いするということにはいたしておるわけでございますが、奢侈品という基準を一つとりまして、なかなか合理的な基準を見出すことが難しいわけでございます。奢侈品、便益品という基準でもって課税をお願いするというところにこだわっておりますので、例えばこの部屋におきましてはシャンデリアがある。シャンデリアは奢侈品だということで課税になっておりますが、その周りには、これは十五個ぐらいの電灯がついておる。五個以上のものがついておるのは奢侈品である。そうすると、この部屋の周りにございまして二つずつついておるもの、これはぜいたく品ではない。これは五つという基準でもって奢侈品かどうかを判定しようとしている。それからまた、螢光灯が光源になっておりますものはこれはぜいたく品ではない。このような極めてきめ細かな奢侈品、便益品というところに基準を求めようと思つと、もうエントレスな議論になるわけでございます。

それからもう一つの問題点は、現在の物品税を中心とする個別の消費税では、先ほど委員の御指摘もございましたサービスといったものが消費の半分以上を占めるようになってきている。こうした点からいいますと、現行の間接税そのものの、個別消費税そのものにつきまして見直しを進めるといたしまして、そこはもうサービスには課税をお願いすることができないという現行の消費のパターンに依じた見直しができないという、いわば致命的な限界があるわけでございます。これが

第一点でございます。

第二点の、こうした所得税の大幅な減税をいたしますその財源といたしまして、消費税にお願いをしなくても、不公正は正という問題が確かに御指摘がございまして、確かに現在一兆六千億円の租税特別措置による減収がございまして、けれども、この大半は所得税関係、老人、マル優等の、あるいは保険料控除等の、あるいは住宅対策等の特別措置でございまして、言わねます企業関係は四千億程度でございまして、これもまた公害対策、住宅対策等のものでございまして、こういったものを全部廃止するといつたとしても四千数百億程度でございまして、大きな財源には到底及ばないところでございます。

○降矢敬義君 導入についてさらに二点伺いたいと思つておる。

一つは、消費税の仕組みにつきまして、「我が国における取引慣行及び納税者の事務負担に極力配慮」をしたというふうに税制改革法にも書いてございまして、その点について、恐らく簡易課税方式とか、あるいは境界税率とか、あるいは帳簿方式をとつたとか、当然そういう御説明になるとは思いますが、それに関連してこの点で二つだけ私はあえてお聞きしたい。

一つは、納税の期間、納税の時期の問題なんです。法人は決算が終わってから法人税を二カ月以内に納める。したがって、こちらも二カ月以内に消費税を納める。しかし、個人の場合は十二月に終わります。二カ月という二つの月に納税義務になるんですが、確定申告は三月十五日になっているんです。確かにそれは国税の事務当局の方から考えれば、二月の末で終わって三月十五日は確定申告を受けるのでいいんだという感じはわからぬことはいないけれども、実際戻って聞いてみますと、確定申告の時期と一緒に納めてどうして悪いのだろうか。同じ経理でできるのだから、それは我々がいんだという話を率直に聞きます。その点が一点。それはぜひお答えいただきたい。

それからもう一つは、帳簿方式でありますけれども、会計処理は、ソフトを新しく開発して、そして処理するようになる会社が私の選挙区にもかなりあります。ソフトを開発すればそれは投資になります。この減価償却をどういう方法でやってくるのか。要するに、消費税ができたためにソフトをつくる。結局それは会社にとって投資。その投資について一遍で落とすことができるのかどうかということがかなりの関心事であります。したがって、これもぜひ商取引云々の中の一点としてお考えいただきたい。

〔理事斎藤十朗君退席、委員長着席〕

それから次は、これは総理にお聞きしなきゃならぬのですが、同様の問題は、導入に関連しては、税率の歯どめの問題というのには際限なく続くわけでありまして、これはしかし本当は極めて大事な問題であります。先ほど、これは十一月十六日の衆議院における自公民三党の共同項目というのにも、「行政財政改革推進などの趣旨を踏まえ、所得、消費、資産等の間の均衡がとれた税体系の確保の必要性に配慮しつつも、極力その維持を図るよう努める」という何か含意文書もあるようでありまして、この点はぜひ総理の口からお答えいただきたい。

もちろん、竹下内閣の時代は上げないということも承知しておりますが、問題は、先ほどとも社会党の委員の方から御指摘がありましたように、私も同じなんです。所得の税率がフラット化し、課税最低限が三百九十九万、かなり標準世帯が上がる、そういう中で消費税が組み合つてくれば、まさに消費税導入のところに書いてあるとおり、歳入の安定的構造になって、税の伸び、いわゆる弾性値といいますが、伸び率といいますが、それが従来よりも低くなることは理論的にはだれでも考えられることであります。しかし、歳出は伸びていくわけでありまして、特に社会保障費の伸びというのはある程度予想されている伸びでございます。そのときにやっぱり大事なものは、税率は確かに簡単に言えば一％、一兆円ですね、消

費税というのは。だからちょっと誘惑に駆られるようになると思ふんですが、それはやっぱり行政改革なり歳出のカットなり思い切つてやらないと、このところはなかなか言うべくして難しいんじゃないかなとどきどきばらんに思ひます。そこで、この税率の歯どめの点については、総理に重ねて国民の前でぜひ決意のほどを示していただきたいと思ひます。

○政府委員（水野勝男） 最初の二点につきまして御答弁させていただきます。

第一点の納付時期でございます。法人の場合も二カ月といたしておりますので、個人の場合も二カ月としてお願いをしたわけでございます。個人、三月十五日確定申告ということにはございまして、また一方、その三月十五日に今までの所得税事務と新税事務とが重なつて錯綜するという点もあるかという議論もございまして、現時点では二月に、二月目の申告をお願いいたしますということで御提案をいたしておるところでございます。

それから第二点目のソフトウエアの開発でございます。一般原則から申しますと、これは繰り延べ資産として五年以上の期間にわたつて償却をするというところでございますが、今回新税をお願いする、そのためのいわば臨時的な経費でございます。そうした点を考慮いたしまして、発足時におきましてどのような特例が考えられるか。こうした特殊な性格のものでございまして一時損金算入という方法も考えられるのではないかと、こんな考え方で現在検討いたしておるところでございます。

○国務大臣（竹下登君） ただいまの消費税の税率の問題、これは志苦委員の質問の際も一番これがポイントに置かれておった。そして租税弾性値の問題にも触れられましたが、弾性値の見方は必ずしも今統一してかかると申し上げるほど勉強しておりません。若干まだ議論のあるところでございます。しかし、その問題は別といたしまして、そもそ

も私が、私の頭の中だけの勉強でございましたけれども、福祉目的税といった場合に一つつかかりましたのは、では福祉率を上げてもいいのか、こういう議論をむしろ招来する危険性がある、はしないかというのが、これは私の頭の中の勉強でございましたけれども、そういう自問自答もしてみたいでございます。したがって、税率というものは基本的に租税法定主義で、これは国会でお決めることでございますが、結局は財政需要と税負担の関係など将来の国民が選択する問題でございますから、永遠に縛ってしまおうというのは、民族悠久の歴史の中における一こまにすぎない竹下内閣でこれは少し出過ぎかな。だから限界として申し上げるのは、竹下内閣でこの税率の改正を御提案申し上げるようなことはいたしませんということが私の申し上げる限界であるのかなと、こういうことを感じてそのようなことを申し上げておるわけでございます。

それから、各党協議の中でもありましたが、当然やっぱりそれには歳出削減と行政改革による経費の節減合理化ということが伴っていきませんとイージーに上げがちなわけでございます。それから、そのことは、長期ビジョン等十分なものではございませんが、お出ししたものに對して幾ばくかのあかしを立てながら御理解をいただいていくべきことであらうと。ただ、今日三割で提案するまでの間いろんな議論をいたしました。それを、はい上げますと言って皆さん方に御了解いただけるものとも思えませんが、またそういうことをするほど竹下登も愚か者であつてはならぬというふうには感じておるところでございます。

○降矢敬義君 私の質問の中で、個人事業者の消費税の納期の問題は果たしてそれで局長いいのかねということは、私はどうも回つていて実感としていいのかなというのを本場に感ずるんですね。御存じのとおり、大中小企業の方々は税理士をお願いしているわけですよ。したがって、税理士さんが個人申告のときに合わせてやるということが事実多いわけですから、私は素直に聞

いていただいてもう少し御検討していただく価値がありはせぬのかな。要するにこれはスタートさせてきつたといかなきゃならぬ問題でありますから、先ほど言ったとおり事務処理の簡素化に配慮するとわざわざ書いてある。例えばソフトの問題で今いい御返事をいただきましたけれども、やっぱりどこかできつとした対応がないと、ただそれでいいのかなというの、私は基本的にちょっともう少し考えていただきたいと思います。

それから、歯どめの問題は総理のおっしゃる通りであります。やっぱり理論的にどうも、いわゆる税で言えば税収の伸長率というものは今までも落ちるのが理論的には考えられる。しかし実際はどうかかわりません。私は頭の体操をしているのかわかりませんが、したがってそれだけに、行政改革の推進あるいは逆に言えば歳入を確保するの、例えば政府保有株をあるときには放出するようなそんなことも考えながら、少なくとも極力これは三割を維持していくという努力を国民の前に示すことが非常に大事だと思つてます。そして定着して本場にこれが安心して行われる。つまり総理のいう、新税はなればそれなりに通用するといふふうな時代になるまでは少し慎重に対応していただきたいなと私はお願いを申し上げます。

それで、もう一つ最後に逆進性の問題は、理屈はともかくとして、所得に對して考えれば恐らく逆進であることは、消費税の性格上どんな消費税をつくってもこうなることは間違いないと思います。しかし、先ほど総理のお話にありましたとおり、支出の面から見れば、支出に応じて同じような比例税率でありますから、それは公平なんだ。支出する選択というものは支出する人間にあるので、支出する人間が自由に選択できるということは消費税のいい点であると思つて。しかし、やはり理屈という点で考えると、逆進だと言葉で表現されるようなことはこれはぬぐい去るわけにはいきません。

いろいろ議論がありますが、この中で一つだ

け、もう時間がありませんので事務当局にお聞きをしたいんですが、総理もしばしば、真に手を差し伸べる方にはきちんとした対応をしますと、こゝろおっしゃっております。そこで一つは、総理もしばしばおっしゃっておりますが、来年の予算で生活保護を受けている方にどういう対応をするのか。

それからもう一つは年金受給者、もちろん高給で高い年金をもらっている人もおります。しかし福祉年金をいただいている方もおられるわけでありまして、そういう方々を頭に置きながら年金受給者に対してどういう対応をするのかなというのを事務当局にお聞きいたします。

○政府委員(橋沢恭助君) 消費税の導入に伴います物価への影響が生じます場合に、生活保護でございまして、それから当然のことながら在宅福祉でございまして、法律にもそういう表現があるわけでございますが、これに對する施策につきましてはこれから予算編成の中でよく考えまわす切な措置を講じてまいりたいと思つております。

これは蛇足でございまして、今回の税制改革の中で、老人ホームでございましてか保育所等についてはこれは非課税とされたわけでござい

それから、公的年金の問題につきましてもお話がございましたが、基本的に、拠出制の場合でございまして、物価上昇に應じた年金額の引き上げを行うという物価スライド制が従来からの確固とした仕組みとしてございまして、従来これによって対応しておるところでございますが、全体といたしまして、真に手を差し伸べるべき方々といふもののへの配慮につきましましては予算編成過程で具体的にさらに検討させていただきたいと思つております。

○降矢敬義君 その問題は、言うなれば私は総理の公約だというぐらゐに受け取っております。やはりそこはきちんとした対応をして、お金の問題でなしに、この税制が抜本税制として二十一世紀

に向かつて末永く新しい軌道を歩み出すときに、少しのお金で問題をこじらしてはいけないと私は思つております。総理そうですね。やっぱり総理がおっしゃったように、この税金は増税なんですよ。全然納めない人も納めるようになる。簡単に言えば一億二千万人の人が納税者なんですよ、この消費税というの。したがって、小学校のお子さん鉛筆を買えばその中に入っている税金を納めているわけですよ。そういう税制でありますから、したがって今までと違つた対応をせしなきゃいかぬ。しかも、スタートでないとこの税制に對する不信感を持ちます。

殊に、今言つたように年金の受給者とか生活保護者とか、もつとあります。寝たきり老人の方々等、いろんな要するに社会的弱者という方々もある意味ではこの消費税を知らず知らずと言いながら負担するわけでありまして、ここにわずかなお金を惜しんでスタートでつまずくようなことがあつては絶対いけない。私は、これは総理の公約と同じように受けとめて、ぜひ適切な対応をしていただきたいと思つてます。

その次に、消費税につきましまして厄介な問題は転嫁の問題であります。どうしてうまく転嫁するかということがこの消費税を円滑に運転していくためのキーポイントであることはもう言うまでもありません。

そこで、もう非常に端的にお伺いいたしますけれども、消費税の円滑適正な転嫁を実現するために具体的にどんなことをお考えになつておりますか、簡潔に御説明いただきたいと思います。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のように、転嫁は今回の税制の中心的なポイントでございます。したがつて、税制改革法案の中でもこの点を特に強調いたしておるところでございますが、具体的な対策といたしましては、この税の性格、仕組み等につきまして消費者、事業者の理解を得るようPRをする、御指導を申し上げるというのが中心的な課題でございますが、さらにそれを具体的なものとして実施いたしますために独禁法の改

正も今回一緒に御提案をいたしております、消費税の転嫁方法、表示方法の決定につきましての共同行為を暫定的な措置として認めていただくようお願いをいたしております、この点でございます、それから、転嫁の円滑化のためには下請企業に対するところの不当な買いたたきの防止あるいは転嫁指導、相談、PR等につきましてのガイドラインの設定、それから特に中小企業者を中心としたしまして転嫁力を強化するための需要開拓等につきましての予算措置、こういった各般の措置によりまして、この税制のねらいとするところの円滑適正な転嫁が行われるように、現在各関係省庁と密接な御連絡をとりつつ最大限の努力をいたすところでございます。

○降矢敬義君 ぜひPRそれから指導、この点は徹底的に行っていただきたい、こう思います。

独禁法の問題はこれから聞きますが、一つだけ実は問題を聞き忘れましたので、ちょっと戻ります、衆議院の修正十七条の第三項という規定がございます。これは中小企業の事務負担の軽減のために簡易課税方式とかいふものを導入しました。それは不公平を拡大するとか、いやどうのとかがという水野さんの答弁もございました。しかし、この規定の十七条第三項で「消費税の仕組みの定着状況等を勘案しつつ、その見直しを行うものとす」と、こう書いてありますが、私は恐らく執行してみても見直しをすることはあり得るし、またそれが必要な当然やるべきことだと思えますが、私がお聞きしたいのは、わざわざこうした規定を修正として書かれたときにその見直しを行う時期、いつごろ、何年ぐらいあったら見直すのかなという議論があったのかどうか、あるいはなかったとしてもこれを修正するときに主税当局としてどんな気持ちを持ってこの修正を受けとめたのか、それをお聞きしたいと思えます。

○政府委員(水野勝君) これは直接的には衆議院本会議におきましての御修正でございます、私どももそれを承っております、でございます。

す。

この全体の趣旨からいたしますと、この消費税の仕組みにつきましては、転嫁の点も含めましてもろもろの問題点も指摘されたところでございます。そうした点につきましては、まさにこの条文で書かれておりますところの定着状況等を勘案しながら将来においてということでございます。この点につきましては具体的な期間につきましては、タイミングにつきまして特段の事柄は承知いたしておらず、その実施状況を見まして、その時点と申しますか、発足後の各界の納税者あるいは消費者、そうした方々の御意見を十分伺いしながら、その過程におきましてさまざまな視点から見直しをさせていただくということではないかと思っております。

○降矢敬義君 それでは消費税と独禁法の関係について、公取委員長お見えでありますのでお聞きしたいと思っております。

中小企業に係る価格転嫁のカルテルあるいは表示のカルテルを認める臨時の法律を附則で書いたわけでありまして、私は、これは要望でありまして、ぜひいろいろな意味でガイドラインを早くつくって、そして習熟をさせていただきたいと冒頭に申し上げておきたいと思っております。

実際歩いてみまして、中小企業の方々が大企業へ納入する業者あるいは下請業者、いわゆる中小企業の方々が親方大企業に買いたたかれて転嫁できなくなるんじゃないかというのがちょっとした心配、これに対する方策をぜひガイドラインできちっとしていただきたい。

それからもう一つは、何回か議論ありますが、全国の皆さんもお聞きになっているので私はあえて質問させていただきます、当店は税金分はおまけします、あるいは私の店では税金は全然かけたりしませんよというような表示をするおそれがあります。しかし、この点は今回衆議院の修正におきまして、改革法の十一條だと思っておりますけれども、事業者は、消費税を転嫁するものとする

というふうに、するように努めるといふのをちゃんと少なくとも法律上の義務として明記いたしましたので、私の店では免税業者といえどもきちんと仕入れたら消費税がかかってきているわけでありまして、税金は全然おまけしませんとか何とかということを本意に出していいものか。むしろ、これは誤認させる表示、不当表示の例に入るんじゃないかなというふうに私は思うんであります、以上、この具体の例を含めまして、私は今度の独禁法の問題についての御見解を承りたいと思っております。

○政府委員(梅澤節男君) 二点にわたって御質問があったわけでございます。

前者の下請事業者の問題でございますけれども、これは言うまでもなく、現在の下請法におきまして、親事業者が不当な買いたたきなり減額をするというところは即法律違反の問題になるわけでございます。したがって、現在中小企業庁と私どもの事務局で具体的に消費税の導入に当たりまして、そういった親事業者が経済的な優位な地位を利用いたしまして下請事業者に不当なしわ寄せをすることがないように、具体的なケースにつきましましてガイドラインの作業をいたしております。

大事なことは、親事業者はもちろんでありますけれども、下請事業者にそうした事例をわかりやすくお示しをいたしまして、同時に問題が起りましたときに的確に対応する。ただいま計画をいたしておりますのは、消費税が導入になりましたるたけ早い時点で、私も現在定期的な下請事業の調査というものをかなりのカバリー率でやっておりますけれども、これは中小企業庁と連携をいたしまして、消費税の導入に伴うそういう転嫁の実態といったものなるたけ早くかなり網羅的な調査を行いたいというふうに考えております。

それから、後者の表示の問題でございますが、これも各方面からいろいろな御質問なり御意見が事務局の方に寄せられておるようでございまして、現在事務局で検討いたしております。いずれ

委員会としてきちんとした手引のようなものをつくりたいと考えておるわけでございますけれども、一般論として申し上げられますことは、たゞいま委員も御指摘になりましたように、税制改革法の規定からいまして、今回の消費税というものは基本的には転嫁が予想されておる税である。同時に免税事業者あるいは境界控除適用事業者、いろいろな納税の態様があるわけでございまして、これも、免税業者といえども仕入れの段階で何がしかの消費税がかかっておる。理論的に言えばその部分は転嫁されるべきものであるという前提に立ちますと、もちろん価格政策というのは事業者の自主判断にゆだねられるべきものでありますけれども、販売に当たりまして、その消費税の負担の有無、あるいはそういったものを引用いたしまして、価格情報を消費者に提供するということは、消費者に不当な有利誤認を誘発するという観点から、これも具体的なケースに応じまして手引をつくるつもりでありますけれども、ただいま委員がおっしゃいましたような例というのは、一般的に景品表示法にいう不当表示に該当するといふ考え方では整理をいたしなかなければならないといふふうに考えております。

○降矢敬義君 独禁法の関連でいろいろなケースがあると思えます。価格の上げ方についても、やっぱり協議をして決めるのにその決め方が独禁法上違反する、いや今度の価格カルテルの範囲外だっているようなケースがあると思えますし、今ここで一々私は挙げるわけにまいりませんけれども、ぜひ詳細なガイドラインを至急検討されてつくっていただくように各省とも詰めていただきたいと思います。

この問題に関連しまして、実は公取委員長にこういうことをお聞きするのはいかかかという感じもしますが、率直に言って、一つは、こうした独禁法の適用除外規定というものををつくりましたが、これが本当に実効の上がるようにするにはどうしたらいいの。逆に言えば、相当の努力をしなければなかなか実効が期したいんじゃないか



なという私は危惧を持っていることが一つであります。

それからもう一つは、この価格の転嫁の方法をめぐって、ひょっとしたら便乗値上げを誘発するおそれがないか。この消費税の転嫁の問題について、どこまでが便乗か、どこまでがいかや転嫁したのかというところは、なかなか実体経済としてはむずかしいわけでありまして、たまたま仕掛けができてしまったと言葉は悪いんですが、仕掛けができてその仕掛けの中でやっただけで、実際には便乗値上げらしいねということになると、これは実はせつなくつくった仕掛けが便乗値上げを誘発したことになるのでありまして、その点がちょっと心配でありますので、この点についての御見解を承りたい。

それからもう一つは、私が聞くところによりまして、付加価値税あるいは消費税を導入する際に、外国ではこういうようなカルテル、つまり表示カルテル、価格転嫁の方法のカルテルでありまして、そういうものを臨時的にでも認めたことがないやに聞いております。事実かどうか、その点は御指摘いただいたと思いますが、もしそうだとすれば、外国から見ても日本は内国、国内だけで話を取り決めておられるんじゃないかなという、そういう今、国際関係は非常に市場開放論議で花盛りでありますだけに、その点についても格別のやっばり留意をする必要がある、この規定の運用については、私はそう考えておりますが、その三点について委員長の御見解を承りたいと思います。

○政府委員(梅澤節男君) 幾つかの点にわたりますして御質問があったわけですが、順序は先後いたしますが、まず今回の消費税導入に当たりますして、独禁法上の扱いについて、時限的とはいえ特別の取り扱いをするという政策選択をするのは、恐らく我が国が承知する限りでは我が国が初めてであろうと思っております。立法過程に当たりましていろいろ議論があったに拘わらず、

すけれども、基本的には我が国の近代税制のもとでこれだけあらゆる取引に課税されるという新しいタイプの間接税は初めての経験である。その意味で、消費者の側からは便乗値上げに対する不安、事業者の側にとっては果たしてその分が十分に転嫁できるのかという不安というものが現実的に存在し、導入の時点ですういふ混乱とか不安を解消するために、いわば我が国の歴史的社会的な特殊な事情に基づいての政策選択であろうというふうなところに、承知をしておるわけでございます。

ところで、こういった我が国が政策選択をするに当たりまして、現在の世界における我が国の経済的地位からいって各国の誤解を招かないか、あるいは日本が競争政策の基本を変更いたしましたして、国全体がカルテルぐるみになるような誤解を与えないかという御指摘でありまして、これはまさに慎重に対応をすべき問題であると考えております。

特に、先般アメリカの独禁当局と私どもで定期協議をいたしましたけれども、この問題について、もちろんこれは日本の主権に基づく国内問題でありまして、それ以外に日本は懸念が生じないよう日本公正取引委員会としてはアメリカ側にはつきり理由を説明いたしました。現在までのところ、それ以外の国からいろいろの懸念は寄せられておりませんが、日本の競争政策の基本は変更を生じることではないわけでございますから、今後とも日本と密接な関係にある諸国の競争当局者には、今回の考え方というものを十分必要に応じてよく話し合つてと申しますか、理解を促していく努力をしていくつもりでございます。

ところで、今回の政策を実効あらしめるためにはどうかということでございますけれども、基本的には、やはり政府が一般的な姿勢をお示しになっておりますように、こういった政策が選択された以上は、事業者はもとよりでありまして、消費者にもわかりやすく内容を説明する。事業者の方が期待している内容に即しまして十分御

活用になればいいわけでございますから、そういったことを一公正取引委員会だけでやなくて、関係省庁とも十分連絡をとりまして、PRの手段には遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

もう一つ、これは言うまでもございませんけれども、今回の共同行為というものは、適正円滑な転嫁といたことで限定されたカルテルでございますから、ただいま提案されている法律にもはつきり書いてございますように、価格カルテルとか便乗値上げにつながるものにつきましては本来の独禁法違反のカルテルとして取り扱われるものでございまして、したがって、我々としてはこの共同行為を行うためには当然届け出があるわけでございますから、届け出の段階でそういうことの起こらないような指導なり御相談に應ずることとはもちろんでありまして、そういう違法なカルテルが行われぬように、これは我々の使命といたしまして、厳正に対応していかなければならない。同時に、このことによつて消費者の便乗値上げに対する不安というものが起こらないようにやらないかなければならないと考えております。

○降矢敬義君 便乗値上げにつきましては、恐らく経企庁の物価モニターなんかにも、活躍と言つて語弊がありますが、目を光らせていただきたいと思います。この税制がそういうところから崩れることのないように、ぜひお願いしたいと思ひます。そこで通産省にお願ひしたいんですが、消費税問題めぐって中小企業対策、特に繊維業界とかあるいは中小の小売業界あるいは下請中小業界、こういうところにおきまして、置かれておる地位が、例えば過当競争の中にあるとか価格転嫁の能力、交渉の力が弱いか、そういうことが現実にあるわけでありまして、したがってこういう業界に対して通産省として格別の配慮をいただきたい。つまり、財政による配慮をぜひしていただきたいと私はお願いしたいのであります。

これは、私が選挙区を回つて話をしておるときにもこういう話が出ますし、そこに対して、政府としても、ちゃんと今度税法改正の十条にも修正案として入れてありますし、きちんと施策をやるんだというところであります。転嫁の円滑化のための対策をどうするか、あるいは事務負担の軽減、合理化のためにどんなことをやるのか、あるいは業界のために駐車場を整備してあげるのか、いろいろなことも話に出ておりますが、そんなことについての考え方をこの際お伺ひしたいと同時に、でき得べくんば、この法律の行方とも関係いたしますけれども、きちんとした予算を、補正予算の組める時期でもあればそういうものを組んで、今から地ならしをやつていく対策が必要じゃないかなと私は思つておりますので、通産大臣にぜひお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(田村元君) もう既に御承知のごとく、消費税というものは消費に広く負担を求めるものでございまして。消費者がその最終的な負担者となるのが予定されておる間接税でございます。したがって、消費税が適切に価格へ転嫁されるような環境を整備することが何よりも重要であると思ひます。おっしゃるとおりでございます。

このために、通産省といたしましては消費税の性格についてのPR、一定の要件のもとに転嫁に係るカルテルを認める暫定的な立法措置の活用とともに、中小小売業者による消費税の転嫁を円滑にするために、転嫁事例の収集とか提供及び転嫁に関する指導、相談、お客様を集める集客力、そういうものの強化のための商店街の活性化対策に対する財政金融、税制上の措置を総合的に講ずることを検討中でございまして、現在大蔵省と調整を行っているところでございます。

なお、中小企業に同じく下請中小企業の問題がございまして。下請中小企業によりまして消費税の円滑かつ適正な転嫁のために、親事業者に対する特別調査等の下請代金法というのがございますが、この下請代金法の運用強化、取引先開拓のための

下請中小企業についての視察情報整備提供など、所要の対策を講ずることによりまして転嫁の環境づくりに努力をいたしておるところでございます。

それから、予算の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、大蔵省と十分の打ち合わせをいたしておるところでございます。何分にもこれだけの税制改革をやるのでございますから、画電点購を欠くようなことになっては何にもなりません。率直に言いますと、この消費税という間接税がうまく成功するかどうかは、おっしゃったとおり転嫁にかかると言ってもよからうかと思ひます。私も、きめ細かい対策を講じましたために、所要の予算は必ず確保してまいる所存でございます。

○降矢敬義君 中小企業、今挙げたような方々は消費者と第一線でぶつかつる方もかなり多いわけでありまして、そういう意味でかなり心配していることは事実であります。そういうことで、先ほどの年金、生活保護者に対する配慮と同じように、この税制を軌道に乗せるために少々のお金は惜しんではならないという部面の大変な一つだと思ひますので、ぜひお願いしたいと思ひます。

時間も大分迫つてまいりましたので、あと二問だけ消費税について伺ひたい。

一つは、具体的な問題で国民に少し知っていただきたいというところでありますが、転嫁をめぐる具体的な問題で郵政大臣にお伺ひいたします。

郵便はがきは四十円でありまして三割で二円上がるわけですが、封書は六十円でありまして一・八円になります。法律の附則三十一條に郵便料金の封書のことなんか書いてありますが、実は余り詳しくは、こちやこちや書いてあるって一何何言うのかわかりませんので、郵便はがきは一体幾らになる御予定でありますか。

○国務大臣(中山正曜君) お答えを申し上げます。

消費税は、広く薄く国民に御負担をいたさんと

いうことで、郵便料金も例外ではございませんで、今度消費税ということで御負担をいただきます。その中で、今、郵便事業というものは、六十二年に十五億の累積の赤字がございましたが、六十二年に二百六十九億年度で利益が上がりましたものであります。今、黒が二百五十四億でございます。しかし、六十三年の予算の中では百六十三億の赤字計上をいたしております。九十一億という黒が残ることになります。その後はこの消費税法案が、今お話のございましたように附則の中で、郵政審議会の議を経てこの法案の成立以後一年以内に一回に限り料金の値上げができるということになっております。全国に二万三千八百四十九あります郵便局で全通の皆さんとか全郵政の皆さんが大変御努力をいたしたおかげで黒字転換をしたわけでございますが、消費税課税による費用の増加分というのはどうしてもこれは転嫁させていただく必要があるということでございます。

イメージとしては、今はがきが四十円でございまして四十プラス一、それから六十円の封書が六十プラス二というふうな形になるのではないかと。これは外国にもそういう端数を決めました例もございまして、そういうことでぜひひとつ国民の皆さん方に御理解を得て、日本の郵便というのは翌日に着きます。歌の中では、三日おくれの便りを乗せてなんという歌がございまして、日本の手紙は全部翌日に着きますので、どうぞひとつよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

○降矢敬義君 それでは、ほかの電力料金とか鉄道料金、運賃の問題、競り売りの場合、いろんなことがありますが、いずれ同僚議員がおやりになると思ひますのでそれだけにとどめまして、最後に、消費税が新しく執行されるときに一つはPRがいかにか大事であるか、これは税法の中にも十一條の修正として書かれてありますが、それはそれとして二つだけ伺ひたいと思ひます。

一つは、国税当局の執行体制をどうしていくのかということでありまして。現在、恐らく五万人

ぐらゐの徴税吏員がおられるわけでありまして。もちろん、物品税とか入場税、通行税、そういうものにかかわつては職員は、今度はその税がなくなるわけでありまして、それにしても人員の体制をどういうふうに整えるのかということについての御見解を承りたい。

それからもう一つは、これはなかなか難しい政治的なものでありますのであるいはどなたが適当なのかわかりませんが、今度の衆議院の修正におきまして例の消費税に関する弾力的運営という七條の二項の規定があります。これはなかなか新開等を見ましてもよくわかりませんし、いずれは国税当局におきまして個々の具体的な内容をきかんと示していただかなければ、これはやる人も払う人も消費者もだれもわからないというわけでは実は困るわけでありまして、その辺の心組みというかそんなものをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(伊藤博行君) お答え申し上げます。

第一点目の消費税の執行体制等についてどうかという点でございますが、今回の消費税の執行に当たりましては、今、先生のお話にございましたように、個別消費税の廃止等に伴う要員の活用あるいは税務事務全般にわたります合理化、効率化あるいは電算処理の一層の推進等を図ることによりまして可能な限り効率的な執行体制で臨むことといたしたいと思っております。消費税を適正かつ円滑に執行するため、庁、局、署を通じて所要の機構の整備を図る必要があるかと思ひますが、今申し上げました原則で臨んでまいりたいと考へております。人員の点につきましても、今申しましたように可能な限り効率的な執行体制で臨むという大前提でございますけれども、それでもやはり消費税の導入に伴ひまして事務量がかなりの程度増加することは当然予想されます。したがひまして、それに要する人員も相当程度にならうかと思ひますけれども、合理化あるいは効率化等を図つてもなお必要となる増員につきましても、関係方面の御理解を得ながらその確保に努め

てまいりたいというふうに考へております。

それから二番目の点でございますが、先生お話しのような規定が税制改革法案に盛り込まれたということは私も十分承知し、また国税当局といたしましても重く受けとめておるところでございます。ただ、具体的な運営の内容につきましても、その修正の趣旨に沿つて実のあるものを検討しなきゃならないというふうに考へておりますけれども、今現在では、まだ今後検討させていただきますというところで、本委員会での御審議も踏まえつつ積極的に検討を進めてまいりたいというふうに考へております。

○降矢敬義君 私はこれ以上七條は聞くつもりありませんけれども、しかし、これは要するに意味のわかるようにやっていた方がいいということなんです。意味がよくわからないんです。税法が施行になれば消費者が税金を負担するわけでありまして、したがって、負担しているというところがちゃんと流れの中でわからなければおかしいわけでありまして。何かどこかになくなるような話もあるとかないとか聞くので、私は今これ以上追及するとかないとかする気持ちはありません。ただ問題は、こういう規定が入つておるならば、これに即してこうだということだけは、これは納税者というか、いわゆる事業者だけではないに、消費者の立場に立つて私はある程度きちんとなきやいかぬかと、こう思つておることを申し上げておきます。

以上で消費税を終わります。最後に地方財政についてぜひお聞かせ願ひたいと思ひます。

今回の税制改革は、国、地方を通じての税制改革であります。したがって、八千七百億ぐらいの住民税の減額は、国税と同じベースで税率も緩和をし三段階にする、控除も上げる、こういうことによつて負担の軽減を図つておるわけでありまして、しかし、その減税額のはかに国税の法人税、所得税へのはね返りもありますし、さらには消費税を導入したために約一兆九百億ぐらい電気税、ガス税及び木引税がなくなるし、また料理飲食等

消費税の調整過程、娯楽施設利用税の調整併課という問題が、結局二兆七千億ぐらいの減収になることが既示されております。私は今回の全体の税制改革の一環として国民の皆様に受けとめていただきたいわけでありすけれども、しかし地方財政、三千三百の地方団体の財政は尋常一様じゃない。それぞれ個性があり、今かなりの赤字を抱えております。そういう状況の中で、この税制改革によって生じた二兆九千億に対してきちんとした補てん措置がとられているのかどうかということが一つであります。

それから、そういう補てん措置によって、当面財政運営は支障がないと認識されておるようでありすが、それで間違いないのかどうか。

もう一つは、財政、年度の税制改革がいつ平年度化するか。つまり何年か先に、法人税なら来年、再来年という平年度化するという、何年間の平年度化の期間があります。そうした平年度化する、つまり税制改革がきちんと落ちつくときまで経済の状況なりいかなる状況の変化がありまして、果たして今の地方財政の手当てで十分なのかどうか。もしそういうことで地方財政に支障が生ずるような状況であればどうするか。何か自治大臣と大蔵大臣の覚書もあるやに承っておりますが、その点を私は自治大臣から御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(堀山静六君) お答えを申し上げます。

今回の税制改革により生ずる地方税及び地方交付税の減収は、今、先生御指摘のとおり約三兆円程度でございますけれども、これに對しまして消費税の収入額の五分の一相当額、約一兆一千億を消費譲与税とし、また消費譲与税を除く消費税の収入額の二四％、一兆円強でございますが、相当額を地方交付税として確保をし、税収減の現況や財政力等に配慮をして譲与税や交付税の配分を適切に行い、地方財政の運営に支障を生じないよう措置をいたすこととしております。

なお、今回の税制改革においては住民税約一兆

円の減収については、その一部についてのみ消費税を対象とする地方交付税により措置することとしたために、衆議院修正後では地方に約八千八百億円の減収超過額が生ずることとなっております。従来においても税の大増収が見込まれる際には地方税の減収超過額を自然増収等によって賄っているところであり、最近における地方税の自然増収が六十二年度約二兆円程度見込まれることから、純減収額に対しては自然増収により補てんをする等を基本にしていきたいと思います。

なお、御指摘のように、三千三百の個別の地方団体は財政力が千差万別でございますので、自然増収の少ない地方団体等については、地方交付税の配分を通じて支障を生ずることのないように措置をしてまいりたいと思ひます。

なお、平年度化するまでの間、万一財政の運営に支障を生じた場合はどうかというところでございますが、地方財政計画の策定等を通じて適正に対処をしてまいりたいと思ひます。先生御指摘のとおり、ことしの六月二十七日に消費譲与税また消費税を交付税の対象税目にするということ以外に、税制改正に伴う増減税措置が平年度化するまでの各年度において、前二項により算出される地方税財源については地方財政の運営に支障が生ずると認められる場合には、大蔵・自治両省間で適切な対応措置を検討するものとする」という覚書を締結したしてこの事態に備えてまいっております。

○降矢敬義君 三千三百の団体であります。したがって、大臣もお触れになりましたように、地方財政と国の財政という一つでも一対一の話ではありませんが、地方財政は、例えはいかどかかわりませんが、我々はアジサイの花だと言っているわけですが、一つを見れば確かに一つの花であります。一つが花でありまして、三千三百の地方団体があつて地方財政というものがありまして、したがって、今、大臣がお触れになりましたように、三千三百の団体の自然増収なんというの

はまことにアンバランスでありまして、東京都はどかんと入つても山村僻地にはまず皆無と言つていいわけでありまして、そういうところを御勘案いただいて、地方財政としてそういう意味での支障のないようにぜひお願いしたいと思つております。

時間があと九分ありますので、あと二つだけ、一つは、例の補助金カットの暫定法律の措置の問題であります。これは六十三年度期限が切れることはもう御案内のとおりでありまして、金額がどうかと申し上げるわけではありませんが、これは地方と国の信頼関係の上に立つた一つの約束事でありまして、この点をきちんと踏まえて今度の当初予算編成では措置をいたしました。これは今度の当初予算編成では措置をいたしました。これは今度の当初予算編成では措置をいたしました。これは今度の当初予算編成では措置をいたしました。

私は、この中で一つだけ実は妙だと思つてることがあります。というのは、生活保護を例にとりますと、生活保護という經常経費であり社会保障のいわば中心的な課題のものが暫定、暫定で本當にいいのだからかという姿勢の問題がやっぱりあると思ひます。これは公共事業とは多少ニュアンスが違ひまして、どこがどうするのではなくて、そういう国の社会保障の基本にかかわるところが暫定だというのは、もうこの辺できちんとやめていかなきゃならぬ問題だと、そういうふう

に受けとめております。

いすれにいたしましても、この信頼関係の問題につきましても、これ以上こんなことで国と地方の間のトラブルがあつてはいけませんし、もっと本當に相互に理解を深めていかなきゃならぬ問題であると思ひますので、これは総理から御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 今、御指摘のありました補助金等に係る暫定措置期間終了後の問題、私が

大蔵大臣であり古屋さんが自治大臣であつたときの覚書が今でも存在しておるわけでございます。その事情は十分承知しておるつもりでございます。

今、御指摘がありましたように、何よりもこの信頼関係というものを大事にいたしまして、諸情勢の変化とか、それから国、地方の役割分担とか、財源配分のあり方とか、そういうことを勘案して、予算編成時においてこれは適切に対応すべき問題であるという問題意識をまず持つております。

それから、御意見の中にございましたが、例えば公共事業の場合、いわばこの事業量、事業費の問題の議論もございまして、生活保護費の問題等につきましては、昭和二十一年でございしたか、あれ以来の議論も私なりに承知しておりますので、それらのことを踏まえながら対応すべきものであると考えております。

○降矢敬義君 今度の予算編成では少なくとも解決の方向に向かってぜひ前進されることを私はお願い申し上げます。自治大臣もこの前の全国大会では先ほど述べましたようにきちんとした御意見の発表もされておるわけでありまして、総理としてぜひその点を厳しく受けとめて対処していただきたいと思ひます。

それからもう一つは、地方行政の問題に關連いたしまして、新聞だけでしか承知いたしておるませんが、いわゆるこの行政改革、あるいは財政改革、税制改革の次の課題として総理は「ふるさと創生」という政策課題に取り組むということがしばしば書かれております。また、理念や目的やどいう方向に行くのかは私も聞いておりませんし、わかりませんが、いすれ総理のお考えでリーダーシップをとつていただいて、ぜひそういう方向をまとめていただきたいと思つております。

新聞紙によりまして、地方がソフトをつくつてソフトに対して援助をしソフトを完成するために国も手を差し伸べる、つまりリーダーシップはどちらかというと地方だなど、そのためには金も面倒を見ますということが新聞紙上に出ております

が、私はお金と同時に、この点はいずれ行革審でもやるようでありませうけれども、地方と国の財源配分、税源配分、仕事のやり方、こういうことについてきちんとした御議論をしていただきまして、例えば地方制度調査会の第十六次答申の権限の分配の問題も取り上げていただきまして、やっぱり仕事をやるためには力も必要でありますしお金も必要であります。しかし、いずれも抑えられておいて、「ふるさと創生」とは果たしてどうかという感じを持っておりますので、この点について総理の所見を承りたいと思います。

○国務大臣(竹下登) 第四次全国総合開発計画という一つの下敷きは私はできておると思ひます。そして、私が申しておりますのは、今、降矢委員御指摘なさいましたとおり、その地方には地方の歴史なり文化なり産業なり伝統なりがある、それらを地方で写真真像をおつくりになって、それを国の立場なりにおいていかにしてサポートするかという考え方で、メニューをあらかじめ国の方で示してその選択にゆだねるという手法はとりたくないという気持ちが一つございます。しかし、御指摘なさいましたように、権限の問題と財源の問題との二つを御指摘になりました。まさにそのとおりであります。

権限問題につきましては、地方制度調査会の答申等もござります。また、行革審等におけるいろいろな御議論も今日まであつておるところでございます。

それと、今次の税制がいわば当面この地方財政に支障がないようにという考え方で対応されておりますが、真の自主財源とかいう問題は今後の問題として残されておる問題でございます。それだけに、財源問題についても十分検討に値するものであるというふうに考えておるところであります。

○降矢敬義君 最後に、税制改革に対する総理の御決意を改めて承りたいと思ひます。

これまでも何回か命運をかけるかあるいは二十一世紀に対するかけ橋をつくるというようなこ

とを総理はおっしゃってまいりました。今度の税制改革にかける総理の決意のほどはひしひしと伝わっておりますし、これからはぜひそういうお気持ちでやっていたいだきたいと思ひますが、最後に総理のこの税制改革に対する御決意を承りまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登) 本日も御議論をいただきありがとうございます。提議いたしました改革案、これは本日に我が国の経済社会の活力を維持しながら、国民の皆様が税に対する公平感というものの基本の上に立つて国際化に即応した長寿福祉社会をつくるというところで、一生懸命皆さん方の御意見を吸い上げながら構築した今度の案でございます。民族悠久の歴史の中においては、しよせん竹下内閣などというものはほんのその一コマにすぎないものでござります。しかしながら、二十一世紀を展望したとき、また経済が比較的稳定しております今日の時点こそ、まさにこれを仕上げていただくための環境が整った状態ではなからうかということに思ひをいたしまして、精力的に皆様の御審議をお願いし、正確な答弁をもってこれに対応すべきものであると考えております。

○降矢敬義君 終わります。(拍手)

○委員長(橋本武三) 次に、福岡知之君の質疑を行います。福岡君。

○福岡知之君 今次税制改革案の立案の過程というものを少し振り返ってみますときに、過ぐる六月の十四日の自民党税調による大綱の決定、これに対する政府税調の言うならば追認、そして要望事項の提出、その上での最終答申という経過をたどっているわけでありますが、考えてみると、どちらかと言へばこれは異常なと言へる形で推移したものと私は思ひます。素案が示される前の二十回余りの公聴会、素案提出後の公聴会、それらは実質的には一体何だったんだらうかという疑問が残るのであります。当初から、この大型間接税導入というものを企図して消費税創設を目指した竹下自民党内閣の姿勢だけが目立っていると言わざるを得ないのであります。

公約違反関係についても種々申されてきました。七九年の一般消費税は財政再建のための増税、八七年の売上税は減税のための財源確保、そして今回の消費税は抜本税制改革の一環あるいは高齢化社会に向けての財源確保ということによって提起をされております。政府・自民党はこの十年間、大型間接税創設のみに腐心してきたと言っても過言ではないかと思ひます。そして、七九年十二月の財政再建に関する決議、八五年二月の政府統一見解、そして八六年六月の衆参同日選挙における選挙公約、これらは国民に対する政府・自民党としてのいわば三つの公約であつたはずであります。今次消費税によって、この越えられないハードルを無理やりに飛び越そうとするのは、税制改革に対する国民の理解と合意を得る努力をみずから放棄して、議会制民主主義に背を向けるという姿勢にはかならないのではないのでしょうか。

竹下内閣は、中曽根首相から引き継いだ負の遺産とも言うべき民活路線、特にその悪い部分、さらに税制改革、この二本柱のうち、民活路線につきましてもいよいよルクルト疑獄によってその正体をあらわにしたとも言えます。そして、もう一つの消費税こそは国会決議に反する一般消費税であつて、政府統一見解でやらないと明言した縦横十文字、投網をかける大型間接税そのものであつて、もう一つの負の財産とも言えるのじゃないかと考えるのでござります。

私は、税制の抜本改革と言う以上は日本の経済や国民生活の水準をどうとらえ、その改革目標をどのように設定し、現行の税制全体、また個別のどこに問題があつてどのように改革をしていくのか、第一段階に何を実施し、第二段階にはどうするか、改革に当たつての国民の理解と合意をどのように形成していくのか、こうした点について心を配つて国民の前にまず明らかにすることが必要だと存じます。

先ほどと同僚議員が指摘いたしました竹下内閣は、しかし抜本改正を題目のように唱えるだけで、高齢化、福祉社会、公平と簡素などを枕

言葉に並べ、そして直ちに直間比率は正イコール大型間接税導入という短絡した姿勢をとつておるのであります。私は、そういう点についてまず竹下総理兼大蔵大臣の所見を伺ひます。

○国務大臣(竹下登) 今、福岡委員の御指摘のような批判に答へながら今日まで来ておるわけでございますので、私の方は私の方なりに一生懸命お答えをしながら思つておるところであります。

まず、御議論の中にありました公約違反問題を避けて通るわけにはまいらないと思ひます。この問題につきましても、一つは、今もお話のありました昭和五十四年十二月のいわゆる財政再建決議なるものがあるかと思ひます。これにつきましても、当時私は大蔵大臣でござりましたが、国民福祉充実のために安定した財源が必要である。が、しかしながらいよいよ一般消費税(仮称)はその仕組み、構造等について国民の理解を得るに至らなかつた。よつて行政改革をや、歳出の節減合理化をや、税制の不公平を正すを含め抜本対策を行つてこれに当たるべきであるという御趣旨でござりました。あるいは当時は、昭和五十九年というのを念頭に置かれての御決議であつたかと思ひます。したがつて、その後行政改革路線というものを一生懸命に、前々内閣以来これを継承してまいりました。それが国鉄の分割・民営という一つの出来事に象徴されますように、実効が私は上がりつつあると思ひます。

なお、これは寸時たりとももう済んだというふうな印象になつてはいけないということは十分承知しております。

そして、次には財政の節減合理化でござります。大変きょうもいろいろ議論がございましたが、あるいはつけ回しでござりますとか、そういう批判も受けながらいわゆる昭和五十五年予算はシーリング一〇%増しでござりましたが、五十六年度七・五%、五十七年度〇%、五十八年からいわゆるマイナスイーリングという厳しいかせをみずからに課しながら努力をしてまいりました。

そしてまた、税制の問題につきましては、不公平の観点、いろいろな観点から御議論がございしました。途中、ささやかな所得税減税等は行われしたものの、本格的改正は行われないうちに今日に至って、その手順を踏んでみるならば、まさに税制の根本改正というものを議とし、これを御審議いただく時期に到達したというふうにこの決議の問題については考えておるわけであります。

次の問題は、やはり売上税等の、以前の国会における昭和六十一年二月六日の予算委員会等における前総理の発言であらうかと思うわけであります。前総理の発言は、これは大変重いものであるということをよく承知いたしております。したがってその重い発言というものを下敷きにいたしまして、いろいろな例外もつくりました。そして、いわゆる売上税というものを提案いたしましたわけでございします。しかしながらこの問題は、国民の皆様方の理解と協力を得るに至らなかったわけでございします。

ただ、福岡委員に正直に申し上げますことは、この「多段階、包括的、網羅的、普遍的」という表現を使いまして、そして免税点が高くて、それからこの税外品が多かった。それが少なくなつたという点につきましては、あるいは多段階、包括的、網羅的の方へ今度の案の方がむしろ近づいておるのではないかと批判は、あえて受けなければならぬと思つておるところであります。

その次の問題が、売上税の挫折に伴うところの反省からくる今度の問題になつてくるわけでございします。もろもろの意見を集約していただきまして、今度の税制改革案を提案したところでありまして、国民の皆様方にその手順等十分御理解を得なきやならぬという考えからいたしまして、今手順をお示しになりましたが、地方公聴会等も根を詰めてやりました。そしてまた、いろいろな段階に当たって各団体等の御意見も十分に承りました。そうして成案を得て今日御議論をいただいておりますというのが現状ではなからうかというふうに私は認識をいたしております。

○福岡知事 総理の答弁そのまゝ私は了解するわけにはまいらぬわけでありますけれども、いずれにしても、私たちとしては消費税ありきというのがまず前提になつてゐるということにめぐりまわることができないのであります。ということは、今次国会における審議を一つ見まして、七月に開かれた臨時国会、初期は七十日であった。第二段階は五十九日延長された。今回は年末二十八日まで三十四日間という都合百六十三日にわたる通常国会よりも長い会期が設定されて審議が行われているわけであります。

本来、アメリカのレーガンさんの減税政策一つとつても、あるいはまたヨーロッパにおけるサッチャーさんを初め諸国の税制議論の実態を見ますと、少なからずこれは他の法案などよりははるばる時間をかけ、濃密な審議というものをやっている。私は承知をしております。そういう意味では、臨時という名のつく国会で二回も会期を延長して、それでもせいぜい半年足らずでございします。そういう拙速主義といふか、やや強引ともいえるような法案の処理の姿勢にまず私は納得がいかない。先ほどの御質問者への御答弁じやありませんが、環境が熱したからだというそういうとらえ方、それだけでは国民は必ずしも納得しないのじやないでしょうか。

ましてや、今回のようにリクルート問題というのがその前段で大きく世間を覆つたわけでありますから、そういう中の国会というのは、むしろ政治論理という竹下総理の姿勢を具体的に示すならば、いち早く国会は終わって出直さうということに私は議会制民主主義の筋ではないかと思ふんです。決して私たち野党がこの税制問題について考えを及ぼさないうという事ではないのであります。来年もあるわけですから、そういう点で、私はどうも強引なやり方が納得できないというところを冒頭申し上げておきたいと思ふのであります。

さて、税制のあり方ということにつきまして

は、それぞれ国民の立場でも考え方に相違はあらうとは思ふんです。それを究極的には国会の議論を通じて与野党間で取れんをしないやならない、これは私たちの義務でもあるわけでありまして、そういう前提ではあります。それだけに単にいわゆる政策論というものを優先するということであつては、私たち日本における国会としての責務は果たせるのかどうか、政策論に埋没をしてしまつちやいけないのじやないか。ある専門家は、この税制についての理論的な考え方として二つの点を指摘しております。

その一つは、税制というのは、その国の、そしてその時代の国民性や風土、社会、文化等の表現でなければならぬ。したがって、日本の現段階の諸事情を十分に踏まえて、それに最も適合する税制のあり方を追求すべきである、これはわかりますね。

それからもう一つ大事なことは、今申した日本的な特殊性を踏まえた上で税制を憲法秩序に組み込まなければならぬという大事な視点であります。二十一世紀を志向しようとお互い口にしてゐるわけでありまして、それならば、二十一世紀を志向するところのいわゆる福祉憲法、平和憲法である日本国の憲法の諸原理に基づいて、それに最も適合するような税制を追求すべきではないか。基本的な考え方としてそういう二つを強く指摘する向きがあるわけであります。

私ももちろんこれは同感であります。朝方の議論でも、国民の主権という立場からこの税制というものを考えていくことが大事であるということに言われ、また竹下総理みづからも、そもそも国会というものが生まれたのも、言うならば税金をどう取つてどう使うかということが国民的の大問題だから国会というものが生まれたという歴史を語つておられましたね。私もそれには同感であります。それはど諸事万端、今日の複雑な社会の中で国会が処理すべき政策課題は山積してあります。なかんずくこの税制という問題は、国民諸階層に大きな利害を与える関係を持つてゐるわけで

すから、そもその昔に国会はそこを一つ象徴的に議論する場として発生したということもなすけるわけでありまして。そんなことで、私は今回の税制の扱いについて先ほど申したようにまず胸にドスンと落ちない、何だか強引に審議に引張り込まれてゐるというふうな印象を払拭できないのであります。

さて、私はきょうは限られた時間でございしますから、消費税を中心に幾つか質疑をしたいと思います。その前に、その前提として衆議院段階における改革法案として消費税法にかかわる修正項目、これに關してまずお伺いをしたいと思ふのであります。

まず最初に、価格の転嫁に関する規定がございします。税制改革法第十一條でございしますが、簡易課税制度の見直し規定の挿入、第十七條。そして三つ目は、六十四年九月三十日までの弾力運賃の規定挿入、十七條の二項。退職所得控除百二十万円の引上げ、この五点があるわけであります。消費税法ではなく立法形式上はあつても、追徴金をいきなり課すなどという意図、あるいは徴税はあくまでも四月一日から行ふというふうであります。このあたりはその後具体的にどのように固まつておりますか。

○政府委員(水野勝君) 衆議院の本案におきまして御指摘のような修正が行われ、具体的には税制改革法案の十七條二項といたしまして「国税当局においては、昭和六十四年九月三十日までは、消費税になじみの薄い我が国の現状を踏まえ、その執行に当たり、広報、相談及び指導を中心として弾力的運営を行うものとする」という条文を私どももいただいたわけでございします。まさにこの条文の趣旨に則しまして、それからまた、本日から具体的にお願いをいたしております当参議院におきましてこの御審議も踏まえまして、私どもそれから国税当局あわせまして積極的にこの中身につきまして検討をしまいたしたいと思います。本日からの御審議も踏まえるということとござい



○政府委員(水野勝君) ただいま申し上げましたように、税制改革法案の中にこうした規定が修正によりまして織り込まれたところでございます。税制改革法案と申しますのは、第一条にもその趣旨が述べられておりますが、いわばこの法律の理念、基本的な考え方、それから今回の税制改革で行おうとしておる基本的な事柄の粗筋をお示しをして、この税制改革法案の規定、条文に従いまして

極めて計算方法は法人税と似ておりまして、会計期間中にその期間の消費税の調査は考えられない。したがって、何のために調査をしたのか、少しわからないわけであります。消費税の調査はしなくても法人税、所得税の調査は可能でありまして、こうした調査をしながら消費税の指導することも十分考えられる。したがって、この修正項目が入ったとしても税務当局の姿勢に変化があるとはもちろん思えません。

て、国税当局としてはこの条文に則した、趣旨に則した運営を行うということでございます。

ただ、現時点でここまでのものでございますということは、これから参議院の御審議をお願いしているところでございますので、具体的にはたゞいま申し上げる段階にはないわけでございますが、いづれにいたしましても、ただ理念だけでは動くわけではございませんので、この御審議も踏まえまして、国税当局、納税者、消費者にもその

税当局ががらりと態度を変えてということはもちろんあり得ないわけでございまして、きめ細かな親切な行政を行うということは、これは変わるべきものではないと思うわけでございます。

ただ、この十七条二項というものが衆議院修正によりまして具体的に挿入をされたというこのことは、私どもといたしまして重く受けとめて、そうした弾力的な親切な運営ということ、プラスしてこの規定が意味のあるようなものとしてはやはり

り私ども何らか具体的なものを考えてまいる必要があると考えておるところでございます。

○福岡知事 応援団から不公平税制やっているんじゃないかという話がありますが、そういうことにつながる危険があるということは否めません。私は、大蔵当局も衆議院でのそういう修正を踏まえて今検討されているだろうと、こう思っていますので、これは速やかに明らかにしたいと国民の不信感が増幅します。そしてまた、まさに不公平な税制だということに非常に悲しい出発をしなければならぬということにもなりかねません。総理もよくこれは心してやっていただきたい。安倍幹事長と一部の野党の幹部とで大体話がそういうところに行つた気配を感じるんですけども、お二人で決めたから責任が持てるわけじゃない、国会がこれをちゃんとしなければ責任はとれません。

次に、中小事業者の事務負担等への配慮についてお聞きします。

修正内容は、小規模事業者に係る免税措置、簡易課税制度等の諸措置については、納税者の事務負担、消費税の転嫁の状況、納税者の税負担の公平の確保の必要性などを踏まえて、消費税の仕組みの定着状況などを勘案しながらその見直しを行うというところでございますが、何だかもう一つはつきりわからないんですけれども、これはわかりやすく言えばどういうことですか。

○政府委員(水野勝彦) 消費税におきましては、中小事業者の事務負担の軽減、転嫁の円滑化等に配慮いたしまして、具体的には簡易課税制度、免税点制度、境界控除制度といった仕組みを設けているところでございます。こうした仕組みにつきましては、衆議院の御審議の段階でもさまざまな御議論をいただいたところでございます。こうした仕組みによってかえって精緻を欠く結果をもたらしているのではないかと、正確な転嫁をむしろあいまにするという点もあるのではないかと、いった御議論も少なくなつたわけでございます。しかしながら、こうした種類の税制といったものになじみのない我が国でございますので、円滑

な導入といった観点からは、このような仕組みはやはりぜひお願いを申し上げたいとして御審議をいただいたところでございます。そうした結果といたしまして、このような特例措置につきましては、こうした税制の定着状況を見てその見直しをする必要があるのではないかと、御議論になりました。これが十七条三項として衆議院修正として加えられたところでございます。

こうした修正規定をいただきましたので、私どもとしても、その規定のまさに趣旨に即しまして今後考えてまいりたいと思つておるところでございます。

○福岡知事 この中小事業者の事務負担の軽減を考へて実行するとなれば、私はみなし課税を行うのがまず最初に考えられる方途ではないかと思つております。これは、諸外国の例におきましても見られるわけであり、○業種で売り上げが○円だ、したがって消費税額は幾らというふうに業種別、売上高別に表をつくつてしまえば税額計算をしなくて済むのに、税務当局としても、法人税等のときに把握できる売上高を見ながら納付された消費税額の過不足をチェックすることはできるわけであり、みなし課税なるものを導入すれば、実質的なことは事業税イコール直接税であります。そういう性格になるわけであり、したが、当局は、このみなし課税を含めて見直しを考へていこうとされているのでしょうか。

○政府委員(水野勝彦) 確かに、諸外国の例によりまして、中小事業に限りまして業種を定め、そのみなし課税率と申しますが、みなし納付税率を決めておるといふ立法例もないことはないわけでございます。

ただ、そうなりますと、じゃ、それぞれの業種をどのように細分するのか、そのみなし税率をどのよう規定するのかといった点をとりまして、これは大きな問題でございますし、それを現実的に執行する際におきましては、それはそのそれぞれの業種がどれに当たるのかといったあたりから大変紛議を起す可能性もあるのではないかと、思

うわけでございます。そうした制度はなかなかどうもとりくくところでございますし、また、御指摘のように、それは結局は事業税的なものにならないかという御議論もあるわけでございます。今般、ここで十七条三項としていただきましたこの修正につきましては、この見直し項目の対象としては、その簡易課税制度なりも入っているものと私も考へております。

ただ、その御指摘の簡易課税制度、こういったものが見直しの対象としては入つておると考へるといたしまして、それを考へて、その点を踏まえてどういうふうな見直しをするのか。御指摘のようみなし課税、業種別みなし課税的な方法を含めて検討することになるのかどうか、これはまずこの税制を執行していただいた上での、その時点での納税者、消費者、執行官庁等のお考えをその時点で承つて考へていくべき問題ではないかと思つたので、今、御指摘のような点も踏まえて、含めて見直しをするかどうかにつきましては、ここで申し上げられないところでございます。

○福岡知事 これも不明確であります。せめてその方向ぐらひはこの国会開会中に明らかにしたいだきたいと思つた。

次に、消費税率の歯どめに関する覚書でございますが、一定の合意が行われたと承知をしておりますが、消費税率が今後経年的に上昇するのではないかと、この国民の懸念に答えるために、引き続き行政改革を推進し、六十五年度特別公債依存体質からの脱却目標の達成を図り、公債依存度を引き下げることに努力し、国債の償還財源について政府保有の土地、株式等の資産の適切な売却に努めるなど最大限の努力を行つて長期的に国民負担率の上昇を抑制する。その上で消費税率の水準については、以上の趣旨を踏まえて、所得、消費、資産等の間の均衡がとれた税体系の確保の必要性に配慮しつつも、極力その維持を図るよう努めるといふことですが、これは総理にお聞きします。

総理は、この文言については、竹下内閣として

は引き上げる所存はないと、こういうふうなお話でございましたけれども、いかがですか。国民が一番これにやはり関心を持ってみえると思つた。

○国務大臣(竹下登) 先ほど来御指摘があつておりますように、租税法主義という建前から、安易に税率が変更できるというふうなものではないと、基本的にそう思つております。

ただ、私が先ほど申ししたのは、本場に竹下内閣というのは歴史のどこまででございます。そしてヨーロッパにおけるいわゆる付加価値税の問題というものの歴史を振り返つてみますと、必ずと言っていいほど所得税の減税をしながら消費税率を上げていったと、こういう歴史を持つておる。そういうことから考へてみましても、やはり最終的には国民の皆さん方が判断されることであるから、私は未来永劫これに手をつけるべきものでないというのはいさしおこがましいんじゃないかと。したがって、少なくとも竹下内閣において、この国会に税率アップなどを提案する考へはございませんというの、一応政治家としての、ちょっと角度を変えた一つの良心かなというふうにも率直に思つておるわけでございます。

しかしながら、今の御指摘にありましたように、まずそれにはやっぱりちゃんとした姿勢を示さなければならぬんじゃないかということになりますと、やはり行政改革、なかなか具体的に示されております国債の償還財源、一応六十五年度赤字公債依存体質からの脱却ができたという前提の上で立てて考へましても、この国債の償還財源等については、それこそNTT株式を売却していただいたりいろいろしておりますが、まだこれからいろいろ考へられるものが、政府の土地もとりございまして、国民の財産を国民の負債の償還に充てていくという立場から、これらに最大限の努力をしなければならぬことは当然のことである。

したがって、そもそも国民負担率そのものの中に含まれるものでございますけれども、そういう努力をやつて、そこでこの歯どめの問題を絶えず

念頭に置いて努めるべきであるということの申し合わせがなされたものであるというふうに私は考えております。

それから、今日までこのように議論をしてきまして、そう上げましようかなんという提案はちょっと幾ら何でもできるものではないじゃないかというのが素直な私の気持ちでございます。(「了解」と呼ぶ者あり)

○福岡知事 了解という声がありました。私は了解いたしました。これはしたがって訓示規定だと。今のつけ足された最後の総理のお気持ちは十分しんしゃくはいたしますが、さりとて内閣の権利だとかあるいはまた義務を明定しているわけでもありませんので訓示規定だ、あとは多分に政治的な問題だと思ひます。国会が今のような状況では非常に危険である、こういうことを私たちは思っているわけでありませう。

ところで大蔵省、今まで触れましたこの修正あるいは修正合意内容と関連しまして、いわゆるこの消費税導入に伴う歳出面での関連対策の骨格が固まったと報道されております。これはもちろん予算関連という側面がある分野、部分だけだと思ひますけれども、昨日報道されたのですが、そのとおりでございますか。

○政府委員(橋沢恭助君) 一部新聞に報道がございますが、これらにつきましては現在予算編成の中で検討事項として鋭意検討を進めておる話でございます。結論を得たというようなことはございません。

○福岡知事 しかし、あれじゃないですか、鋭意検討中とはいえ、皆さんの方がリクしたから新聞に出たのじゃないんですか。非常に細かく具体的に載っていますよ。

内容の一つは、「年金給付、生活保護費の引き上げ」、「公共事業など国の歳出への消費税負担分の上乗せ」、「三つ目に「納税事務合理化など個別業界向け補助金の創設」など総額で四千億円以上になると。先ほど触れた中小企業のいわば事務合理化のための対策として予算化するのには、「商工

会などによる記帳代行のオンライン化助成、コンピュータ導入への低利融資など。三百億円程度の一般会計の財源が必要となる見通し」、こゝまで詳しく触れているんですよ。想像ではこれは記者は書けません。

○政府委員(橋沢恭助君) 新聞の中に幾つかの項目が出ておりますが、真に手を差し伸べるべき方々、生活保護者等の皆様への配慮といったようなことは、当然のことながら今後の予算編成の中の適切に措置をすべき重要な課題である、これは事実でございます。

それから、消費税の導入に伴いまして、国が消費・サービスの購入者、受益者としたしまして相当の負担増が生じます。したがって、こういうものにつきましては、これは予算の編成過程で適切に計上を行うということも前から申し上げておりました。そういう金額が予算編成過程で当然固まってくる。これまで衆議院段階で六十四年度予算に對しましてどれだけの影響があるかということ、これは予算編成の最終段階でないと固まりませんので困難でございますけれども、六十三年度の成立予算というものを前提として一定の試算を行うということでは、平年度ベースで三千四百億円程度というふうな数字などは申し上げたこととでございます。

それから、中小企業関係で、この消費税の円滑な導入のためにいろいろのような対策を講ずるかというふうなことにございまして、例えば補正予算の重要な課題として現在検討に取り組んでおるといったようなことでございます。

それらもろもろの検討が現に進みつつあるというところは事実でございますので、それらを踏まえて新聞の方で適宜アレンジをされたものというふううに私どもは解釈をしておるわけでございます。

○福岡知事 六十三年度の実績等も踏まえては三千四百億円を下ることはないという印象を受けましたが、そのように先ほど来触れた課題についても早目に前倒しでひとつ政府としての対処策を講じていただくことを要望しておきたいと思ひます。

ます。

次に、同じその修正内容の一つに石油諸税の問題があります。「六十四年度予算編成あるいは税制改正の中で負担軽減の措置を講ずる」となっています。どういふふうな措置が考えられるんでしようか。

○政府委員(水野勝君) 消費税の仕組みを構成するに当たりましては、既存の個別の間接税につきましてもの扱いにつきましている議論、検討をいたしたところでございます。

たばこにつきましては、その価格を維持することといたしまして、その分はたばこ税の部分で減額いたしまして、結果として全体の負担がかわらないようにいたしておるところでございます。

酒につきましては、先ほどの議論のございまして、ウイスキーを中心とした減税が強く求められていたところでございますので、その部分の要望にもこたえるような減額措置をする。結果として、酒税といたしましては、消費税を含めまして全体として減税になってございます。

それに対して、石油関係諸税につきましては、これは御承知のように、その税収の使途が特定されているところでございます。したがって、酒、たばこのようにこれを減額調整いたしますと、そうした特定財源に響くわけでございまして、したがって、これは御提案を申し上げておる税制におきましては、石油は既存の間接税プラスその消費税ということで御提案はいたしておりますが、これにつきましては、なお石油関係諸税の負担につきまして年末までに検討をするという経緯で来ておるところでございます。その点が先般の衆議院段階でも議論がございまして、その結論といたしまして、昭和六十四年度予算編成、昭和六十四年度税制改正の中でこの問題を取り上げるというふうな処理がされているところでございます。

○福岡知事 原重油の関税、大体税収一千億円、これが削られるわけでありませう。これは、要するに石炭対策にそっくり使われているわけですから、心配が関係部門としてもあるわけですね。一、千億円を一般会計で補てんする、充足する、石炭はやめなんだと、こういうことを私は明確にすべきじゃないかと思うわけであります。これは大蔵省と通産省の間にお聞きをしたいと思います。

○國務大臣(田村元君) 大変重要な微妙な問題でございますので、大蔵省より先に発言をさせていただきます。

現在お世話になっております第八次策、これが計画的に着々と進んでおります。この八次策の方針に変更を加えるつもりはございません。御質問の原油関税問題でございますけれども、いわゆる石炭三原則、一つは石炭勘定の維持、それから二番目が原油関税にかわる安定的財源の確保ができるかどうかということによって対応がございまして、石炭三原則に必要ならぬ確保、これを我々は石炭三原則と呼んでおります。いずれにいたしましても、石炭に迷惑をかけるようなことはいたしたくございませんし、私としては責任を持ってその遂行を進めるつもりでございます。

なお、こういう場合に原油関税をどうするかというところを決定したわけではございません。要するに、石炭対策に支障を来さないようにということで鋭意折衝中でございますが、こそくな話し合いをするつもりはさらさらございません。私どもとしては、せつかくこの構造調整等の一つのサンプルとも言うべき石炭対策について、政府もそれから業界も労働者も、すべての人々が意欲を失うようなことがあっては大変でございます。これは断じて守っていく所存でございます。

○政府委員(水野勝君) ただいまの通産大臣からの御発言を念頭に置きまして、私どもその趣旨を踏まえながら、ただいま関税のお話もございまして、私ども大蔵省の中におきましては関係局、主税局、主計局それから関税局、それぞれ関係局

がございませう。三局一線になりまして積極的にこの解決を図るべく現在検討中のところでございませう。先ほども申し上げました六十四年度予算編成、税制改正の中で適切に対処してまいりたいと考えておるところでございませう。

○福岡知事 これは今後の対応を見守る以外にはありません。私は、断じて石炭対策をおろそかにするようなことのないように、通産省はもちろんでございませうが、大蔵当局、財政当局に対してお願いをしておきたいと思ひます。

それから、この修正問題の最後にもう一点たゞしておきたいと思ひますが、いわゆる軽自動車対策について、「規格要件等について引き続き検討する」と、こういうことになっておりますが、これは甚だ微妙なものでありまして、運輸当局、通産当局、大蔵当局、そのどちらもそのものずばり担当とは言えないらしいんですが、一遍大蔵当局から聞きましようか。ありませんか。運輸の方はいかがですか。

○政府委員(阿部雅昭君) この問題に対します私どもの考え方を述べさせていただきます。

現在の軽自動車の規格改定につきましては、自動車工業会の内部においてその具体的な検討が現在行われておると聞いておりますので、運輸省としましては、業界の意見が一致してまゝとしまして私どもにも要望されますれば、その規格の問題について、安全、公害上の観点から関係各省ともよく相談して慎重に検討してまいりたいというのが現在の考え方でございます。

○福岡知事 世上いろんなことが言われておりますが、まあここでそれを申し上げてもさしたる意味がありませんから、今後の検討にゆだねなければなりません。おっしゃるとおり、業界での意思統一がまず大事ですが、なかなかそれぞれのメーカー間の利害がありまして難しさがあるようでございます。軽自動車は車庫証明が要らないとか定期検査の方法が普通車とは違ふとか、いろいろあります。また、その割に高速道路を走る料金は割高だとか、それを下げたらどうか、いろ

いろな議論があるようでございます。一概にどれがいいとも言えませんが、やはりそれぞれを生産しているメーカー間で、この扱いにかんづいては大手メーカーが軽自動車に進出をするという可能性も残っているわけでありまして、なかなかデリケートな問題だと思ひます。要は国民の利益を第一義にして、一方また今の自動車をめぐるニーズ、そういうこともあわせ考えなきゃならぬだろうと思ひます。せつかくこれは検討を進めてもらいたいと思ひます。

それから、ちょっと順序を変えて、公取委員長長くお待ちください。でございますので、消費税と独禁法との関係について承りたいと思ひます。

消費税法の中の、流通段階における消費税の円滑転嫁を図るために消費税を上乗せする、いわゆる価格カルテルというものを附則に盛り込んでおりますが、これは消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為と消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為、いわゆる価格の転嫁のカルテル、表示のカルテル、こう言われているんですが、これを独占禁止法の適用除外にするということとでございますけれども、消費税転嫁カルテルを認めることは、公正競争秩序という消費者利益の確保という側面だけでなく、中小企業にとつても経営の発展を阻害することになりかねないとも考えます。特に中小企業にとつては不利じゃないか。カルテルは中小企業に限ってはいけませんけれども、中小企業の組合でもできることになっており、現行中小企業組合法は、その構成組合員数の三分の一以下であれば大企業が入っても構わないことになっております。

したがって、少数で価格決定権のある大企業と数の多い価格決定能力のない弱い中小企業で構成される業界の組合では、結果として消費税の転嫁が容易な大企業にまで転嫁カルテルを認めることになりはしないだろうか。その結果、大企業数社が独占価格をつくり、そこから仕入れざるを得ない川下の中小企業は、三割以上の転嫁を乗せた価格で仕入れることになるんじゃないだろうか。中

小企業のためという名目で導入されたこの転嫁カルテルも、大企業がますます有利となって、競争上弱い立場の中小企業がかえって不利な結果になってしまふ。こういう危険が実態の経済活動、産業活動の中では十分に予測されますが、公取はどういうふうに御認識されておりますか。

○政府委員(梅澤節男君) ただいまの御質問、いろいろ多岐にわたつておるわけでございますけれども、今回のいわゆる転嫁の方法の決定に関するカルテルについて、お説のとおり中小企業者が三分の二以上占めている場合には大企業が混在しておつても共同行為が認められる、それはかえつて中小企業に不利ではないかという御質問に焦点を合わせてお答えをいたします。

今回のこの共同行為の制度そのものは、既に御案内のとおり我が国の中小企業助成策について各種の立法がございませう。典型的には中小企業団体法等でございませうが、その場合に中小企業と大企業が混在しているような業種につきましては、中小企業に焦点を合わせて助成をする場合に、当該大企業も三分の一以下である場合にはその参加を認めることがかえつて中小企業の助成の効果を発揮する、そういう我が国の中小企業の政策体系になっておるわけでございます。今回の共同行為の立法も、ただいま申しました我が国の中小企業助成政策に対する基本的な政策タイプの立法例を踏襲しておるわけでありませう。

さて、そういうことになるとかえつて大企業が強い立場に立つて、本来の中小企業の価格転嫁を容易にするべきはずのカルテルがそれた方向に行くんではないかという御懸念かと思ひます。であります。私どもは今回の立法に関する限りそれは当たつていないだろうというふうに率直に考えております。と申しますのは、今回の転嫁の方法に関するカルテルと申しますのは、いわゆる本体価格のカルテルは、これは独占禁止法違反のカルテルとして認められないことになっておるわけでありませう。つまり、それぞれの企業がそれぞれの価格政策を持って対応していく場合に、消費税相当額を

上乗せする部分についての共同行為を認める。したがって、大企業と中小企業が混在しているような業種につきまして、中小企業が主体となる共同行為に大企業が参加してございませう。当該企業の価格決定能力というのは共同行為自体には全然関係がないわけでございます。したがって、大企業が混在しているからといって中小企業に不利になるということは必ずしも当たらない。

ただ問題は、そういう共同行為に仮装いたしました。本来法律が予想していない価格カルテルなり便乗カルテルというものになりました場合には、それはそもそも独禁法違反のカルテルとして公正取引委員会として厳正に対処するというところでございませう。今回の立法措置は、その意味で必ずしも申しますか、そのことによつて大企業が有利になっているというふうな判断は私は当たらないのではないかとこのように考えております。

○福岡知事 いや、価格カルテルの話合いの対象というのは、今申し上げた三分の二以上が中小企業であること、逆に言えば大企業が三分の一未満であればどれほど大きな大企業でもよいということになりませう。この場合の三分の一未満とは、転嫁カルテルのために話し合いをした事業者団体の数のことでありませう。このため数では三分の一未満であっても売り上げシェアでは七〇%以上、八〇%以上持つておられるところの大企業は何の問題もないということになっております。シェアの大きな大企業が入れば、中小企業者のためといつても大企業の発言力が大きくなるのは当たり前じゃありませんか。結果として税額分を実際の価格に転嫁できることに疑問が生じてくるんじゃないか。

○政府委員(梅澤節男君) 今、委員がおっしゃいましたように、事業者で三分の一以下であればよい、これはもう御指摘のとおりでございます。問題は、そういった共同行為が行われた場合に、大企業に有利なように決定をされる結果、中小企業

が不利になるということでございますけれども、これは繰返しになって恐縮でございますけれども、本来中小企業が大多数を占める業界について、たまたま大企業が混在している場合に、かえって大企業を切り離すことによってその中小企業の共同行為の有効性を持たないというところにこの政策の基本的な考え方があるわけでございます。

問題は、先ほど申しましたように、これ自体は価格全体の本体価格のカルテルは認められないわけですが、ベースにある価格というものはみんなお互いに自由に競争しております。たまたま消費税が導入された結果、消費税相当分をいかに転嫁していくか、それを決めるわけでありまして、大企業であらうと中小企業であらうと、消費税相当額を上乗せするという価格行為については質的な差はないというふうに考えますと、もちろん委員が基本的に御懸念になっておられるのは、大企業が非常に実質的に発言力があって、実際はその業界に価格カルテルができてしまふんではないかという御懸念があるのかと思えますけれども、それは先ほど申しましたように、本来、今回の制度が認められているものではないわけでございます。したがって、今回の立法措置が適正に運用される限りにおいて、やはり受益するものは、私は数の上で大部分を占めておる中小企業であらうというふうに考えてよいのではないかと思っております。

○福岡知事 公取委員長は本体価格をやるんじやないとおっしゃいますけれども、実際は私はそういうことではおさまらないのではないかと、こういうふうに思います。

税額分あるいは三割の上乗せ分を現行価格に上乗せをする、あるいはまた税額に相当する分だけ量目を変更したりして価格を据え置く、あるいは端数処理の方法をどうするかを決める、こういう相談が考えられますけれども、もちろんこれは本体価格の話ではありません。しかし、業者が話し合いをするときには、転嫁の仕方についての話し合いだけでは断じて済まないと思えます。灯油裁判の例をまづまでもありませんが、話し合い、い

わゆる談合の内容が本体価格をどうするかの話になることの方が、むしろ実態の経済の動きでは自然だとも言えるのであります。そうなりますと、この独禁法で禁止されている価格カルテルそのものになるわけでありまして。

ところで、竹下総理も懸念されておられますように、この価格転嫁カルテル、表示カルテルを認めるといふ独禁法の暫定的な緩和、こういう措置がやはりなし崩しの将来にわたって拡大をしていく、こういう懸念がないのかと私は懸念を持つわけですが、竹下総理もそういうことについては発言されたようです。

しかし、公取委員長、このカルテルは同じ業種だけしか認められないのじゃないのであります。業種別である必要はないということですから、例えば〇〇町の商店会で行ってもよろしいし、大企業と下請、孫請業者で行ってもよろしい。全国至るところで、いろいろな形で公取委員会に届け出をしてカルテルの話し合いが行われる、こういうことが予測されますが、公取委員会の現在の職員は五百名前後であります。公取委員会の仕事は数万件をこなしているわけですね、年間に。聞くところによると、消費税が通ってこういうカルテルが認められるようになれば、一件当たり三分から五分でけりをつけるにやいかぬと、そういう実情だと聞いておるんです。公取委員長、大丈夫ですか。

○政府委員(梅澤節男君) 公取委員会の事務体制について大変御心配をいたしまして恐縮でございます。できるかできないかじゃなくて、やらなければならぬ問題であるわけでございまして。

届け出につきましては、先ほど委員が御指摘になりましたように、そういった違法カルテルにならないように事前に届け出制度がとられておるわけでありまして、私どもはこの制度が非常に重要であると考えております。届け出の段階での指導はもとよりでございますけれども、その届け出を中心にしたしまして、事後の監視あるいは指導、これを綿密にやっつけていかなければならないと考えております。そのためにやはり大事なものは、

何といつても事前のPRも含めまして、同時にこれはやはり消費者にも非常に関心を持っていただくということによって、かなり市場の牽制効果もあるということでもございまして。

我々としても、与えられました任務を的確に達成できるように努力してまいりる所存でございますけれども、財政事情大変困難な状況ではございますが、やはり予算等の面で必要最小限の手当ては確保していただきたいと考えております。

○福岡知事 公取委員長、公取で働いている方々の意見として、とにかく大変なんだ、一件当たりの処理が本当に三分か五分間ぐらいでやらなきゃならない。今、特許庁は大型コンピュータを入れて、ペーパーレスで、とにかくせめてアメリカ並の処理を短期にしたいと、こう頑張っているわけですが、公取として、例えばこういう今のカルテル問題などはコンピュータでどうのこうのというわけにはいきませんからね。そんな問題じゃないんですが、そうすると人手ということになりまして、人手もそんなに思うようにはふやすわけにはいかぬとするならば、公取委員長としては自信がありますか。

○政府委員(梅澤節男君) 先ほど申し上げましたように、やれるかやれないかではなくて、やらなきゃならぬわけでございまして。もちろん、人員等々の面でも必要最小限の御手配もいたしたいと考えておりますけれども、公正取引委員会は、現在ささやかではございますけれどもコンピュータのシステムも持っております。若干の追加コストをかけることによって、今回相当数の届け出が出てまいりますけれども、そういったものをコンピュータによって処理し、事後の検索に活用するといふような方法もいろいろ考えながら、現在その対応について事務局で検討いたしておるところでございます。

○福岡知事 まあ、これ以上このカルテル問題もやっつけられないんですが、諸外国でおおむねこの付加価値税的なものを導入した際には、便乗値上げを防ぐための対策を講じた例はあるけれども、

も、転嫁についての適用除外カルテルを認めた例はないと、こういうふうに承知しております。

諸外国から見た場合の批判、これは限定的な限りません。そうでなくとも今までは御承知のような関係でございまして、それに輪をかけた批判が出るかもしれない。これに適切に対処しなきゃならぬというふうに思います。

さらにはまた、今後のカルテルがそういうことで実施段階に入りまして、業界内で競争が激しかったり新規参入者が多かったり、結果として実効性が上がらない、こういうことが考えられるわけでありまして。

さらにはまた、消費税額分の転嫁の方法をどうするか。例えば、三割にすると端数の何円何十銭あるいは何銭、十銭というふうなものが出た場合に切り上げるのか切り下げるのか、こんなことも相談したいことになっておるんですけれども、こういうふうになかなか現場では厄介な事態が出てまいりまして、本体カルテルは認めないけれども、などと言っても、実際はそれとつながった談合といたことが出てくる可能性が十分にあるということとを指摘しておきたいと思っております。

最後に、公取はガイドラインを出すということですが、早くこれは進めてもらいたい、こういうことを要望しておきたいと思っております。

じゃ次に、消費税のアンバランスな産業別の影響、これについて、第一次産業、第二次産業、第三次産業に分類して当局はどういう御判断を持っておられますか。

○政府委員(水野勝君) 消費税の課税の仕組みに当たりましては、これが極力経済活動に異なった影響を及ぼすことのないように、いわば税制改革法案の中でも中立性といった点を挙げておるわけでございますが、中立的な仕組みとなるように考えておるところでございます。

特に、今回の改正に当たりまして、一方におきまして物品税等の個別消費税が廃止され、一方にうしたものが導入されるわけですが、そのように極めて中立的なものとなるように仕組んでおりま



すので、特設産業別にこれがアンバランスを引き起こすというふうには考えていないわけでございます。

○福岡知之君 そんなことは私はないと思いますよ。この現行の第二次製造産業を中心にしたいわゆる個別間接税、物品税と言われるもの、これはますますなるわけですから、その産業はそれにかわって三つの消費税が対象になる。それだけとてみてその産業は大きな変化があります。それを他の産業と比較してみたらどうなのかとお聞きをしています。

○政府委員(水野勝君) 今回の税制改革は、産業に対しては中立的になるようにということを念頭に置いていることは申し上げたとおりでございます。そうした観点からいたしますと、例えば物品税でございますと、八十五品目という品目を限りましてそうした物品に課税をお願いしているというところ、その点につきましては、むしろ産業に対しては、経済に対してはある意味では非中立的な課税であった。そうしたものが今回の消費税といたって一律三つのものに置きかえられるというところは、そういう意味におきましては私どもは産業に対して、経済に対してはより中立的なものになると言えるのではないかと考えています。

ただ、そうした八十五品目につきまして、かなり負担の税をお願いしているものがなくなるといことが、それが経済に影響を及ぼすということであれば、それはそうした影響が全くないということは申し上げられないわけでございますが、しかし税制全体として見れば、それはより中立性を確保した税制になるというふうにも言えるわけでございます。

ただ、基本的には、そもそも間接税というのは、それは特に今回の消費税はそうでございますが、消費者に御負担をいただく、転嫁されるべき税でございます。現在の物品税等もそうした消費税の本質は変わらないわけでございますので、そうした意味からすれば今回の間接税改正、消費税

の創設といったものが非中立的な影響を与えるものとは考えないところでございます。

○福岡知之君 例えば製造業中心の第二次産業では、消費税額は約一兆七千八百億、現行の物品税、個別間接税の廃止額が約一兆七千三百五十億、ほぼとんであります。ところが第三次産業になりますと、消費税額は新たに三兆五千億に見込まれております。これは消費税額全体の六五％。第二次産業の場合はこれよりもむしろ小さいわけでありまして、消費税額全体の額は第二次産業の場合は三二％、約三分の一、第三次は三分の二、こういうことに予想されています。いち早く日本経済新聞社が六十四年度のベースで予測をしていますが、鉱山業を除く二次産業の納税額は約二兆九千四百億になる、こういうことを予測しています。これは全産業の三三％、消費税の三分の一、こういうことです。こういうふうなまさに総理じゃないけれども、大きく三次部門にシフトしていくということになっているわけでありまして、私も、これは、これがいろいろな意味を持つていっていると思うんですよ。

かつて、昨年売上税の議論のときに、一年余りで三兆兆円を上回るようないわゆる円高差益が出た。予算委員会でも私お聞きをしたんです、どれだけ還元されたかと。これは七〇％還元されています、ほぼ七〇％です、二十一、二兆円です。じゃ、あとの九兆円はどこへ行ったんですか、そのときに議論したわけです。予算委員会でも、私の担当の商工でも田村通産大臣とやったわけですが、要するに流通部門を中心にした三次産業部門というのは、すぐれて人手に頼っている部分が多い。これは逆に言えば、そこに雇用のかなりの部分が吸収されているということでもあります。だから、そのことの評価は別にして、この三次部門に今度の消費税というものがかなり強いインパクトを与えるということだけは否めません。特に競争の激しい業界でもありますし、例えば大店舗と中小零細店舗との絶えざる競争、競争関係というものが繰り返されておまして、厳しさはもう

御案内のとおりであります。

「委員長退席、理事斎藤十朗君着席」

そういうところにこの税が大きなインパクトを与える、特に中小零細企業に与えるんじゃないかというのを私はやっぱり見逃すわけにはいかない。だから、売上税のとき、あるいはまた円高差益の問題のときに、日本の三次部門、なかなか流通構造というふうなものに目をいたしたときに、これは大変厄介な問題だ、単なる流通構造だけの問題じゃない、日本の社会、日本の雇用、日本の経済全体をとらえてこれを近代化していく必要がある、こういうことをあのときに強く意識したんですが、総理は、今私が申し上げたようなこと、この流通部門に大きなインパクトを与えることによって生ずる社会的な摩擦、こういうものについてはどう御認識を持っていますか。

○国務大臣(竹下登君) 総じて、一番最初の転嫁のお話がちょっとございましたが、この間、ヨーロッパから元フランスの大蔵大臣でありましたオルトリさんが見えになりました、私が転嫁論争をいたしましたら、オルトリさんは消費税というものは転嫁が前提とされたものだから、転嫁論争がどうしてありますかと、こんなお話でございしました。しかし、だんだん詰めてまいりましたら、あの人が一事務官であったときにやはりその転嫁論争をしたそうでございます。だから、日本において転嫁論争というのが起こってくるのは当然であると、こういう議論を二人の間でしたわけでございますが、その際もやっぱり流通部門における問題をお話しなすっておったことは事実でございます。それによってある種の流通革命が起きまして、か、こういう質問に対しては必ずしもイエスでございませんでしたけれども、流通形態が変わってきたというふうなお話はございました。

そういうことを考えるにつけ、やはりなかなか中小企業の流通部門にインパクトを与える問題について、免税点とかいろいろな問題は別といたしまして、今、通商産業省がいろいろ苦心して考えておられる補正予算をも含めての施策というふうなもの

なものをやっぱりきちんとやっていかなきゃならぬのではないかなという感じを深ういたしたところでございます。

経済全体に対する中立性の問題というのは一応理論的には構築できますが、製造業間におきましても、いわばメリット産業という言葉が適切でございまして、そういう産業とデメリット産業とがあり得るわけでございますし、なかなか流通部門における大店舗と中小企業との問題とか、そうした課題に対しては政策的配慮を行っていかなくやならぬ問題はあらうというのを私も承知いたしておるところでございます。

○福岡知之君 あと半時間ぐらいでございますが、消費税の中身としては、例えば問題が幾つかあります。帳簿方式の採用によって、それ自体非常に基本的な欠陥を持っている、これはもう総理も認識されていると思うんですけれども、あるいはまた単一の税率であるということによる不合理、そういう側面も持っていると思います。あるいは簡易課税制度を採用することによる問題点、種々あるわけでございますけれども、またこれは同僚議員に譲るとしまして、私は最後に、この消費税と歳入と歳出の関係についてお伺いをしたいと思います。

まず、六十一年度及び六十二年、特に六十二年の国税収入の見込みについて、大体終わりましたから言えると思うんですが、当初予算と決算の乖離はおの何兆円で何％ぐらいありますか。

○政府委員(水野勝君) 六十一年度は四千兆五千六百億、当初予算でございます。これに対して、決算額は四千一兆八千七百六十八億、乖離額は一兆三千六百六十八億、三・二％の乖離でございました。六十二年度は、当初予算額四千一兆九百四十億、決算額は四千六兆七千九百七十九億、乖離額は五兆六千三百三十九億、一三・六％の乖離でございました。

○福岡知之君 六十二年の乖離が五兆六千億、一三・六％と、いかにも大きいですね。六十

三年度における自然増収額は現時点ではどのくらいですか。予算額に対して何%、何兆円の伸びが予想されますか。

○政府委員(水野勝君) 六十三年度につきましては、ただいままで、十月末までの税収がほぼ判明しているところでございます。これは四十五兆九百億円に達しまして十月末で十八兆九百九十五億円、四〇・三%収納されておるわけでございまして、これは前年同期比に達しまして十月分が四・二%、十月分を含めまして全体といたしましては五・一%の伸びとなっております。

他方、今委員御指摘のように、六十二年度は決算額と当初予算額とに乖離がございました。その関係から、六十二年決算額と六十三年度予算額とではむしろ六十三年度予算額が九六・四%という数字になってございます。したがって、三・六%少なくないという数字になっておるわけでございまして、十月末まででございまして五・一%の増加になっておる、こういう現象になっておるところでございまして、六十三年度におきまして六十三年度の決算額の乖離五兆円以上のものがございまして、それは土台に入っております。いまいせんので、そうしたことがこのような数字になってあらわれておるところでございまして、六十三年度におきましても相応の額の自然増収が生ずるというところは否定できないところでございまして。

ただ、今申し上げましたように、十月末はまだ四〇・三%でございまして、したがって、この時点で直ちに六十三年度におきましての自然増収を明確に申し上げることはできないところでございまして、しかし、ある程度と申しますか、相応の程度の自然増収が生ずるというところは否定できないところでございまして。

〔理事斎藤十朗君退席、委員長着席〕

○福岡知事 大体九月、十月で対前年度比五・三%ぐらいの伸び、こういうふうには衆議院で水野さんは答弁をされましたね。まあ今から先、今年度末までもう四月分足らずでありますから大きな

な狂いはないんじゃないか、経済の実態がそう悪くなっているとは思いますが、そういふふうには思わないで、その中で特に法人税の伸びが大きいですね、一七・五%。物品税は二〇・三%、こういう伸び方をしております。

ところで、水野主税局長は衆議院十一月七日の答弁で、消費税収入のGNPの弾性値につきまして従来の一・〇%を下回るといふ考え方に對して、消費税〇・七%、所得税、法人税は一・一%、新しい消費税は消費支出におおむねスライドして、国民の最終消費支出はGNPにはほぼ連動するものなので、消費税の弾性値が一・〇%より小さいというふうに考えることもない、こういう答弁をされておるけれども、六十二年決算ベースでマイナス五・六%、弾性値は一・〇%よりも小さいことを前提として見積もられたところの消費税収入の見込みは、したがって課税ベースを百八十兆円、グロスで五兆四千億円、ネットで二兆円という税収見込みはこれは当然修正する必要があるんじゃないか、六十年度及び平年度における課税ベース及び税収見込みを改めて提示すべきではないか。いかがでございましてか。

○政府委員(水野勝君) 今回の税制改革に伴いますところの増減収額は、すべて減税部分それから増収部分、六十三年度ベースとして計算をいたしておるところでございまして。

消費税について申し上げますと、六十一年度ベースでの課税標準額を算定いたしました、これに六十三年度それから六十三年度の民間最終消費支出の伸びを乗じたものでございまして、したがって、そういうことからいいますと、民間最終消費支出はおおむねGNPと連動するものでございまして、そういう意味におきましては非常に大きいつばに言えば弾性値は一に近いということが言えようかと思っておりますが、具体的に

にはただいま申し上げましたように民間最終消費支出の伸びで六十一年度から六十三年度に伸ばしてございまして、そうした意味では六十三年度のものとして私どもも適切なものであらうかと思

わけでございます。

○福岡知事 適切かどうかは時間がたてばわかりますが、私は過小見積もりだ、こういうふうには思っています。いわゆる税収見積もりにつきましては静岡大学のシミュレーションもありまして、向こうでは六兆七千億円、こういうふうに出していますが、いずれにしろ不明確な点が多少は残っております。

問題は、今やとりをいたしましたように、当局は、税収の見積もり修正ということが行われると、今まで示した増減収バランス、これが崩れる、あるいは勤労各所得収入階層別増減収額、これも崩れる、増減収ラインすべてが再修正を迫られるから、つきりと考え方を改めようというわけでございまして、これは甚だ遺憾なものであります。私はこういうことからも、この消費税というものは、やはり重大な判断基準が、価値がそこにあると思っております。冒頭申し上げたように、特に昨年、ことし引き続いて自然増収というものが、かつたなく大きいのですから、我々は税制の審議についても十分時間をかけてやるべきだ。また、消費税なるものが必要であれば、やはり修正を思い切つてやるべきである、こういうふうにも思っております。当局の言い分だけでは納得できないことが、こういう税収面なんかでも出てきているということを示したわけであります。

ところで、GNPに国民最終消費支出が連動し、消費税が消費支出にスライドするならば、消費税収入は上昇して当然であります。そうすると、第一に、大蔵省が提示した収入別増減収バランスによる年収二百七十四万円超では減税になる、二百七十三万円以下では増税という、この限界ラインも当然変わってくる、こういうふうになるのです、いかがですか。

また、二つ目には、生涯収支モデルというのがあります。人間一生働いていくわけですから、その若年から定年六十五歳になるまでの収支のモデル、これで〇・二万円の増税という数値が出ていますが、これも当然変わるんじゃないですか、計算をされますか。

算をされますか。

○政府委員(水野勝君) 先ほども申し上げましたように、今回税制改革で準備いたし、御提出申し上げている数字は、すべて六十三年度ベースのものを示して御審議を願っているところでございまして、六十三年度ベースという数字につきましては、全体の経済の規模、税収等が明らかにあります段階におきましては、現時点におきましては、この六十三年度のもので御審議を賜りたいと思っております。

御指摘のように、消費税の税収も六十四年度ベースになれば、それはそれで増加をすることでもございまして、一方、給与所得者の給与税額、これはむしろ弾性値は二前後でございまして、その分だけ給与税収はふえる。したがって、その減税額といふものもその二倍程度の伸びで大きくなるわけでございまして、減税額もやはり相当ふえるという計算になるかと、思っております。したがって、六十三年度ベースにいたしましたところの増減収の試算は、大きな筋としてはこれは動かない、全体の傾向は特に動くものではないと思っております。

○福岡知事 同様の意味で直間比率、税収に占める割合はどうなるのかということも定かにはできませんか。

○政府委員(水野勝君) これにつきましても、六十三年度ベースでの試算は一応いたしておるところでございまして、国税で申し上げれば、六十三年度直接税七二・二%、間接税二七・八%という数字を国会にもお出しをいたしておるところでございまして、これを前提といたしまして税制改革を繰り込みますと、おおむね直接税、間接税二対一、六六対三四といった数字になるものと現在試算をいたしておるところでございまして。

○福岡知事 次に、消費税が導入されたという前提ではないんですけれども、一応の試算としてお聞きをさせていただきますけれども、歳出との関係であります。消費税が歳出に与える影響につきま

て、大蔵省は六十三年度一般会計歳出予算額五十六兆七千億、課税対象となる財貨・サービスの購入等に係る予算額十一兆五千億、その三％は三千四百億、これは国であります。消費税の歳出に及ぼす影響額だということでございますが、確かでございますか。

また自治省は、同じように六十三年度地方財政計画歳出額五十七兆八千億、課税対象財貨・サービスの購入額二千兆二千億、その三％で六千億としておりますが、確かでございますか。

○政府委員(橋沢恭助君) 先ほどもちょっと触れさせていただきましたわけですが、消費税の導入に伴います一般会計の歳出への影響額ということではいろいろ考えてまいっておるわけでございますが、消費税の導入に伴います、まず国が消費・サービスの購入者または受益者として相当の負担増が生ずるわけでございます。これは適切に見積もりまして計上をして、転嫁を現実ならしめるという意味でもきちっと計算をしておる必要があるかと思ひます。また、これ以外に物価上昇に伴う歳出への影響というのがあるわけでございます。そういったものが予算編成中の現段階で、六十四年度予算に対してどの程度の影響が生ずるかというところを見込むことは現段階でまだ困難でございますが、審議の御参考といたしまして、もう既に成立しております六十三年度の成立予算、これを前提として、また計算できます種類のものとして財貨・サービスの購入者、受益者として負担する額ということでマクロ的に推計をいたしましたのが、ただいま先生御指摘の三千四百億程度という数字でございます。マクロ的な推計としてはそのようなものがあるわけでございます。

ただ、実際問題といたしまして、その三千四百億というの、それでは六十四年度予算を前提としたその財貨・サービスの購入者としての影響額、負担額であるかと、そのとおりに同じ金額になるのかとおっしゃれば、そこは多少の異同が当然生じてくるわけでございます。それにつきましては六十四年度の予算編成の中で、消費税法案の成立を踏まえまして、所要の額を総合的に精査いたしまして、予算編成段階できちんと計上していくということになるかと思っております。ただ、この三千四百億というのは、そういう性格のものであるという意味においてはそれとおりでございます。

○政府委員(津田正君) 推計の条件は、今大蔵省が説明したものと同様なものでございまして、六十三年度の地方財政計画で、経過措置等を考えない全くの平年度ベースで財貨・サービスの購入者、受益者として普通会計に生じる負担額はマクロで六千億と、このように見込んでおります。○福岡知事君 この特別会計や公営企業関係については示されておられますが、大蔵、自治、それぞれその影響額は幾らぐらいと見積もりは出ておりますか。

○政府委員(橋沢恭助君) 国の特別会計等におきましても、当然財貨・サービスの購入者あるいは受益者ということで消費税に絡む負担増が生ずるわけでございますが、予算編成中の現段階で、六十四年度予算に対してどの程度の影響が生ずるかを見込むことはちょっと困難でございますので、お許しをいただきたいと思います。

特別会計について一般会計と同じようなマクロ推計を考えられないかということも考えてみたのでございますが、特別会計におきましては、御承知のとおりその歳入の内容がまた多種多様でございます。特に特別会計相互間とか特別会計内の勘定相互間の繰り入れとかいう問題がございまして、全体として概数としてのマクロ計算が大変推計が難しいものでございますので、この点につきましては特に行っておりません。

○政府委員(津田正君) 地方公営企業関係でございますが、この大部分は恐らく事業者としての立場と、こういうような格好になります。先生御指摘のとおり、確かに最終の財貨・サービスの購入者として、こういうような面があるかと思ひます。ただ、この地方公営企業を中心といたします特別会計は種々雑多でございますし、先ほど大蔵

省から答弁ございましたように、いわゆる会計間相互に繰り入れたり繰り出したり、こういうふうなもの、支出、収入の内容が非常に多様でございますので、現在のところ確度ある計算を行えないような状況でございます。

○福岡知事君 これは今後の特に問題として、やはり新しい状況に見合つて試算をされ直すという必要があると思ひます。それはまた急いでやっていただきたいと思ひます。

次に、厚生省と労働省にお伺いします。

いわゆる福祉プランが提示されましたが、消費税導入の条件である福祉の充実に関する方針に基づいて歳出増の計画があると思ひますが、公共投資を含めて全体で幾らぐらいになるのか。計画額と計画年度をお聞かせください。

○国務大臣(藤本孝雄君) 本格的な高齢化社会を迎えまして、明るい生きがいのある長寿・福祉社会を建設するために社会保障の制度、医療とか年金とか福祉につきまして再構築をしていくわけであります。その場合の基本的な考え方なり目標水準等につきまして、先般いわゆる福祉ビジョンとして国会の御審議の参考に提出したわけでございます。

厚生省の施策の中には公共事業的なものもございますし、また福祉関係につきましては、例えて言えば在宅福祉の充実のために七十五年度を目標にいたしましてホームヘルパーであるとか、その他数字を入れた計画も福祉ビジョンの中に挙げておるわけでございますが、医療、年金につきましては御承知のように審議会の御審議であるとか国民のコンセンサスにまたなければならぬ、そういう特殊な性格を持つておるわけでございますので、定性的な内容はお示しできるわけでございますが、それらの問題につきましては定量的に年次計画であるとか、金額をお示するということはなかなか困難なわけでございます。今後できるだけ具体的に内容をお示したすわけでございますが、この福祉プランの実現につきましては、毎年毎年の予算の編成の中で実現のために努力を

してまいる、かような考え方でおるわけでございまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中村太郎君) 御案内のとおり、人生八十年という高齢化社会のもとで今と同じような活力を維持するために一番大事なことは、やっぱりお年寄りが長年培ってきた技能とか知識とか能力、これを本十分に発揮するような雇用就業の場を確保するということがこれからの長寿社会における基本的な課題であるというふうに承知をいたしております。したがって、福祉ビジョンの中で示しております雇用計画というものは、あくまで骨格だけをお示したしたわけでございまして、それに基づきまして、これからは具体的な、あるいは総合的な肉づけをいたしまして、よりきめの細かい具体策を実施していかねばいけないというふうに考えておるわけであります。

○福岡知事君 消費税がいわゆる高齢化社会に備えるため云々ということが言われてきているわけでありまして、そうであるなら当然これは年金とかかわってきます。六十四年に再計算が予定されている年金にかかわる保険料などの部分が消費税収入についてどういふふうにかかわっているのか、また福祉の充実策として示された福祉ビジョンにおいて年金支給開始年齢が六十五歳に引き上げられるということが示されているわけですが、それで果たして福祉の充実策と言えるのか、端的にそういう疑問があります。細かい理屈はそれは別として、国民にしてみればそうです。なぜこの際、消費税に反対する声が大いにあるのに、福祉ビジョンを出して、しかも六十五歳に年金支給開始年齢延期、一体これはどういふことなんだという疑問があることはこれは間違いないですね。要するに高齢化社会に備えるためとされているこの消費税収入というものの、年金の支給年齢引き上げ、おくらすというふうなことがあるというのはなおさらのことです。今、労働大臣じゃないけれども、大枠を示したというだけじゃ少し無責任だと思ひます。もっと大胆にここは踏み込んで、

政府はこういうビジョンで長期的、中期的な福祉というものを確実にやっていきますよということがないわけじゃないんじゃないでしょうか。まして今こういう消費税を入れようなどとしているわけなんですから、なおさらじゃないですか。日本の政治に足らぬのは、そういう一つの決断が不十分だということです。私は前からそう思っているのです。ぜひこれは厚生省、労働省が先頭に立つてこの福祉ビジョンのより具体的肉づけというものをやってもらわなきゃ、暗に国会で精神的な合意だけじゃ何にもこれは国民は納得はいきにくいと思います。

次に、昨年の政府の税制改正におきまして、いわゆる貸倒引当金の圧縮などが政府案には入っておりませんでした。今回は入っていないようなんですね。ところが、衆議院の審議におきまして我が党の細谷議員の質問に宮澤前大蔵大臣が答えているのを見ますと、税制改革大綱における収税見積もりでは二年ないし三年のうちに改正するとして、法人税のうち引当金、宮澤前大蔵大臣の答弁をかりと、大きなもの三つぐらいを是正するから入れているんだと、その額は全体で三千億円、地方税はそのうち九百億円ぐらいの収税になるんだとされています。竹下総理・大蔵大臣は、この三千億円の法人税制適正化について、何年度に、何の引当金を、どのような方法で是正することを想定して三千億円を計上したのかお聞かせ願いたいのであります。

それからきょうの朝刊によりますと、それは六十四年はやらないと報道されていましたが、だとすればいつからやるのかということもあわせてお聞きをしたいと思います。

○政府委員(水野勝君) まず、ただいま御指摘の新聞報道は、全く私もそうしたのは心当たりがないわけでございますので、その点を最初に申し上げたいと思います。

それから三千億円の件につきましては、衆議院の段階でいろいろ御議論をいただき、また、やや紛議を呼びまして私どもおわびしたところでござ

います。三千億円と申しますのは、六月中旬に、今回の税制改革のいわば骨格というもので一度記者発表をしたことがございますが、その骨格の中には入ってございまして、しかし、今回具体的に六法案を御提案している中で改革の中には含まれていないわけでございますが、したがって具体的なものがあるわけではございません。しかし今回の税制改革を通じて税制調査会の審議の過程、それから結果といたしまして法人税率は引き下げを行う。一方課税ベースの拡大につきましては、この点につきまして努力をするという方向になっておるわけでございますが、そうした点がいれば宿題として申しますか、そういったものが残されておるわけでございます。

それから、先ほどお話のございました二、三年中に申しますのは、衆議院の段階で与野党で企業課税も含めましていろいろ協議が行われていた。その中で野党サイドからの御要請として貸倒引当金を中心に課税ベースの拡大を図るべしというお話があり、それに対して与野党側からは貸倒引当金を含む引当金制度については二、三年中におきまして具体的に検討を行う、そのようなお答えがなされているところでございまして、そうした点を受けまして、ただいまお話しのような衆議院での議論になったわけでございます。企業税制のあり方については、全体としての法人の負担軽減が図られる中で、引当金等がどうあるべきかについて二、三年内を目途にさらに検討をするというものが、これが与野党からのお答えでございます。

それで今、三つの大きなものを対象としてというお話がございました。引当金は六つございまして、御指摘のように大きなものは退職給与引当金、貸倒引当金、賞与引当金でございます。検討をするとして三つのものが恐らく具体的な対象になるであろうという意味で三つという御議論になったかと思うわけでございます。いずれいませぬけれども、二、三年中の検討課題として

今後検討を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○国務大臣(竹下登君) 大筋、ただいま水野局長からお答え申し上げたとおりでございますが、あのときのお話を私もそばから聞いておりまして、が、年度改正の中で、今後国会の議論等を正確に税制調査会にお伝えして、そして御議論をいただくわけでございますから、この二、三年というところがまさに年度改正の中で、抜本改革とはちょっと別でございますけれども、議論されてしかるべき方向が提示されるであろうというふうに思っております。

○福岡知事(君) 総理、また大蔵省、これは不公平は正という観点から、衆議院段階でも与野党寄って議論された中身の一つであります。二、三年先までにはというよりも早く手を染めていただくことが必要じゃないかと、こういうふうに要望しておきます。

時間が参りました。最後に私、所見を申し述べたいと思っております。

今、この消費税と歳入歳出の関係についてもいろいろと見てまいりましたけれども、歳入弾性値は三・三という数値が異常であるのか継続するものなのかは別にしまして、ここ数年は収税の伸びが順調であることは予測されております。そうした意味で、消費税を来年四月から導入するという根拠は私はないというのを言いたかったわけなんです。具体的な財政の裏づけから見まして、だから時間をかけて竹下さん議論しなさいやと、こういうことを言いたかったわけでありまして。

また、消費税収入の見込みも、ある程度これは不透明なものがあります。大蔵省の増減税バランスも、全くうそだとは言いませんが、それに近いというふうなことを感ずるわけでありまして。さらに、福祉の充実などと言いますが、その中身はもう一つ判然といたしておりません。年金改悪だけが先ほど申したようにクローズアップした感があります。したがって政府は、改めてこれらの明確な資料を早急に提示をしていただきたい。その間、消費税の導入は見送ることが妥当だとい

とを提言し、要望して私の質問を終わります。(拍手)

○委員長(橋本又三君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、明日は午前十時に委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後六時十五分散会

十二月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する諸願(第四〇一九号)

一、消費税の導入反対に関する諸願(第四〇二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一〇、三一一、三一二、三一三、三一四、三一五、三一六、三一七、三一八、三一九、三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五〇、三五二、三五三、三五四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七〇、三七二、三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八〇、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九〇、三九二、三九三、三九四、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇、四〇〇、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、四〇九、四一〇、四一〇、四一二、四一三、四一四、四一五、四一六、四一七、四一八、四一九、四二〇、四二〇、四二二、四二三、四二四、四二五、四二六、四二七、四二八、四二九、四三〇、四三〇、四三二、四三三、四三四、四三五、四三六、四三七、四三八、四三九、四四〇、四四〇、四四二、四四三、四四四、四四五、四四六、四四七、四四八、四四九、四五〇、四五〇、四五二、四五三、四五四、四五五、四五六、四五七、四五八、五五九、五五九、五六〇、五六〇、五六二、五六三、五六四、五六五、五六六、五六七、五六八、五六九、五七〇、五七〇、五七二、五七三、五七四、五七五、五七六、五七七、五七八、五七九、五八〇、五八〇、五八二、五八三、五八四、五八五、五八六、五八七、五八八、五八九、五九〇、五九〇、五九二、五九三、五九四、五九五、五九六、五九七、五九八、五九九、六〇〇、六〇〇、六〇二、六〇三、六〇四、六〇五、六〇六、六〇七、六〇八、六〇九、六一〇、六一〇、六一二、六一三、六一四、六一五、六一六、六一七、六一八、六一九、六二〇、六二〇、六二二、六二三、六二四、六二五、六二六、六二七、六二八、六二九、六三〇、六三〇、六三二、六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九、六四〇、六四〇、六四二、六四三、六四四、六四五、六四六、六四七、六四八、六四九、六五〇、六五〇、六五二、六五三、六五四、六五五、六五六、六五七、六五八、六五九、六六〇、六六〇、六六二、六六三、六六四、六六五、六六六、六六七、六六八、六六九、六七〇、六七〇、六七二、六七三、六七四、六七五、六七六、六七七、六七八、六七九、六八〇、六八〇、六八二、六八三、六八四、六八五、六八六、六八七、六八八、六八九、六九〇、六九〇、六九二、六九三、六九四、六九五、六九六、六九七、六九八、六九九、七〇〇、七〇〇、七〇二、七〇三、七〇四、七〇五、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九、七一〇、七一〇、七一二、七一三、七一四、七一五、七一六、七一七、七一八、七一九、七二〇、七二〇、七二二、七二三、七二四、七二五、七二六、七二七、七二八、七二九、七三〇、七三〇、七三二、七三三、七三四、七三五、七三六、七三七、七三八、七三九、七四〇、七四〇、七四二、七四三、七四四、七四五、七四六、七四七、七四八、七四九、七五〇、七五〇、七五二、七五三、七五四、七五五、七五六、七五七、七五八、七五九、七六〇、七六〇、七六二、七六三、七六四、七六五、七六六、七六七、七六八、七六九、七七〇、七七〇、七七二、七七三、七七四、七七五、七七六、七七七、七七八、七七九、七八〇、七八〇、七八二、七八三、七八四、七八五、七八六、七八七、七八八、七八九、七九〇、七九〇、七九二、七九三、七九四、七九五、七九六、七九七、七九八、七九九、八〇〇、八〇〇、八〇二、八〇三、八〇四、八〇五、八〇六、八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一〇、八一二、八一三、八一四、八一五、八一六、八一七、八一八、八一九、八二〇、八二〇、八二二、八二三、八二四、八二五、八二六、八二七、八二八、八二九、八三〇、八三〇、八三二、八三三、八三四、八三五、八三六、八三七、八三八、八三九、八四〇、八四〇、八四二、八四三、八四四、八四五、八四六、八四七、八四八、八四九、八五〇、八五〇、八五二、八五三、八五四、八五五、八五六、八五七、八五八、八五九、八六〇、八六〇、八六二、八六三、八六四、八六五、八六六、八六七、八六八、八六九、八七〇、八七〇、八七二、八七三、八七四、八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八八〇、八八〇、八八二、八八三、八八四、八八五、八八六、八八七、八八八、八八九、八九〇、八九〇、八九二、八九三、八九四、八九五、八九六、八九七、八九八、八九九、九〇〇、九〇〇、九〇二、九〇三、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八、九〇九、九一〇、九一〇、九一二、九一三、九一四、九一五、九一六、九一七、九一八、九一九、九二〇、九二〇、九二二、九二三、九二四、九二五、九二六、九二七、九二八、九二九、九三〇、九三〇、九三二、九三三、九三四、九三五、九三六、九三七、九三八、九三九、九四〇、九四〇、九四二、九四三、九四四、九四五、九四六、九四七、九四八、九四九、九五〇、九五〇、九五二、九五三、九五四、九五五、九五六、九五七、九五八、九五九、九六〇、九六〇、九六二、九六三、九六四、九六五、九六六、九六七、九六八、九六九、九七〇、九七〇、九七二、九七三、九七四、九七五、九七六、九七七、九七八、九七九、九八〇、九八〇、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九〇、九九〇、九九二、九九三、九九四、九九五、九九六、九九七、九九八、九九九、一〇〇〇、一〇〇〇、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇五、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇、一〇一〇、一〇一二、一〇一三、一〇一四、一〇一五、一〇一六、一〇一七、一〇一八、一〇一九、一〇二〇、一〇二〇、一〇二二、一〇二三、一〇二四、一〇二五、一〇二六、一〇二七、一〇二八、一〇二九、一〇三〇、一〇三〇、一〇三二、一〇三三、一〇三四、一〇三五、一〇三六、一〇三七、一〇三八、一〇三九、一〇四〇、一〇四〇、一〇四二、一〇四三、一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇四八、一〇四九、一〇五〇、一〇五〇、一〇五二、一〇五三、一〇五四、一〇五五、一〇五六、一〇五七、一〇五八、一〇五九、一〇六〇、一〇六〇、一〇六二、一〇六三、一〇六四、一〇六五、一〇六六、一〇六七、一〇六八、一〇六九、一〇七〇、一〇七〇、一〇七二、一〇七三、一〇七四、一〇七五、一〇七六、一〇七七、一〇七八、一〇七九、一〇八〇、一〇八〇、一〇八二、一〇八三、一〇八四、一〇八五、一〇八六、一〇八七、一〇八八、一〇八九、一〇九〇、一〇九〇、一〇九二、一〇九三、一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一一〇〇、一一〇〇、一一〇二、一一〇三、一一〇四、一一〇五、一一〇六、一一〇七、一一〇八、一一〇九、一一一〇、一一一〇、一一一二、一一一三、一一一四、一一一五、一一一六、一一一七、一一一八、一一一九、一一二〇、一一二〇、一一二二、一一二三、一一二四、一一二五、一一二六、一一二七、一一二八、一一二九、一一三〇、一一三〇、一一三二、一一三三、一一三四、一一三五、一一三六、一一三七、一一三八、一一三九、一一四〇、一一四〇、一一四二、一一四三、一一四四、一一四五、一一四六、一一四七、一一四八、一一四九、一一五〇、一一五〇、一一五二、一一五三、一一五四、一一五五、一一五六、一一五七、一一五八、一一五九、一一六〇、一一六〇、一一六二、一一六三、一一六四、一一六五、一一六六、一一六七、一一六八、一一六九、一一七〇、一一七〇、一一七二、一一七三、一一七四、一一七五、一一七六、一一七七、一一七八、一一七九、一一八〇、一一八〇、一一八二、一一八三、一一八四、一一八五、一一八六、一一八七、一一八八、一一八九、一一九〇、一一九〇、一一九二、一一九三、一一九四、一一九五、一一九六、一一九七、一一九八、一一九九、一二〇〇、一二〇〇、一二〇二、一二〇三、一二〇四、一二〇五、一二〇六、一二〇七、一二〇八、一二〇九、一二一〇、一二一〇、一二一二、一二一三、一二一四、一二一五、一二一六、一二一七、一二一八、一二一九、一二二〇、一二二〇、一二二二、一二二三、一二二四、一二二五、一二二六、一二二七、一二二八、一二二九、一二三〇、一二三〇、一二三二、一二三三、一二三四、一二三五、一二三六、一二三七、一二三八、一二三九、一二四〇、一二四〇、一二四二、一二四三、一二四四、一二四五、一二四六、一二四七、一二四八、一二四九、一二五〇、一二五〇、一二五二、一二五三、一二五四、一二五五、一二五六、一二五七、一二五八、一二五九、一二六〇、一二六〇、一二六二、一二六三、一二六四、一二六五、一二六六、一二六七、一二六八、一二六九、一二七〇、一二七〇、一二七二、一二七三、一二七四、一二七五、一二七六、一二七七、一二七八、一二七九、一二八〇、一二八〇、一二八二、一二八三、一二八四、一二八五、一二八六、一二八七、一二八八、一二八九、一二九〇、一二九〇、一二九二、一二九三、一二九四、一二九五、一二九六、一二九七、一二九八、一二九九、一三〇〇、一三〇〇、一三〇二、一三〇三、一三〇四、一三〇五、一三〇六、一三〇七、一三〇八、一三〇九、一三一〇、一三一〇、一三一二、一三一三、一三一四、一三一五、一三一六、一三一七、一三一八、一三一九、一三二〇、一三二〇、一三二二、一三二三、一三二四、一三二五、一三二六、一三二七、一三二八、一三二九、一三三〇、一三三〇、一三三二、一三三三、一三三四、一三三五、一三三六、一三三七、一三三八、一三三九、一三四〇、一三四〇、一三四二、一三四三、一三四四、一三四五、一三四六、一三四七、一三四八、一三四九、一三五〇、一三五〇、一三五二、一三五三、一三五四、一三五五、一三五六、一三五七、一三五八、一三五九、一三六〇、一三六〇、一三六二、一三六三、一三六四、一三六五、一三六六、一三六七、一三六八、一三六九、一三七〇、一三七〇、一三七二、一三七三、一三七四、一三七五、一三七六、一三七七、一三八〇、一三八〇、一三八二、一三八三、一三八四、一三八五、一三八六、一三八七、一三八八、一三八九、一三九〇、一三九〇、一三九二、一三九三、一三九四、一三九五、一三九六、一三九七、一三九八、一三九九、一四〇〇、一四〇〇、一四〇二、一四〇三、一四〇四、一四〇五、一四〇六、一四〇七、一四〇八、一四〇九、一四一〇、一四一〇、一四一二、一四一三、一四一四、一四一五、一四一六、一四一七、一四一八、一四一九、一四二〇、一四二〇、一四二二、一四二三、一四二四、一四二五、一四二六、一四二七、一四二八、一四二九、一四三〇、一四三〇、一四三二、一四三三、一四三四、一四三五、一四三六、一四三七、一四三八、一四三九、一四四〇、一四四〇、一四四二、一四四三、一四四四、一四四五、一四四六、一四四七、一四四八、一四四九、一四五〇、一四五〇、一四五二、一四五三、一四五四、一四五五、一四五六、一四五七、一四五八、一五五九、一五六〇、一五六〇、一五六二、一五六三、一五六四、一五六五、一五六六、一五六七、一五六八、一五六九、一五七〇、一五七〇、一五七二、一五七三、一五七四、一五七五、一五七六、一五七七、一五七八、一五七九、一五八〇、一五八〇、一五八二、一五八三、一五八四、一五八五、一五八六、一五八七、一五八八、一五八九、一五九〇、一五九〇、一五九二、一五九三、一五九四、一五九五、一五九六、一五九七、一五九八、一五九九、一六〇〇、一六〇〇、一六〇二、一六〇三、一六〇四、一六〇五、一六〇六、一六〇七、一六〇八、一六〇九、一六一〇、一六一〇、一六一二、一六一三、一六一四、一六一五、一六一六、一六一七、一六一八、一六一九、一六二〇、一六二〇、一六二二、一六二三、一六二四、一六二五、一六二六、一六二七、一六二八、一六二九、一六三〇、一六三〇、一六三二、一六三三、一六三四、一六三五、一六三六、一六三七、一六三八、一六三九、一六四〇、一六四〇、一六四二、一六四三、一六四四、一六四五、一六四六、一六四七、一六四八、一六四九、一六五〇、一六五〇、一六五二、一六五三、一六五四、一六五五、一六五六、一六五七、一六五八、一六五九、一六六〇、一六六〇、一六六二、一六六三、一六六四、一六六五、一六六六、一六六七、一六六八、一六六九、一六七〇、一六七〇、一六七二、一六七三、一六七四、一六七五、一六七六、一六七七、一六八〇、一六八〇、一六八二、一六八三、一六八四、一六八五、一六八六、一六八七、一六八八、一六八九、一六九〇、一六九〇、一六九二、一六九三、一六九四、一六九五、一六九六、一六九七、一六九八、一六九九、一七〇〇、一七〇〇、一七〇二、一七〇三、一七〇四、一七〇五、一七〇六、一七〇七、一七〇八、一七〇九、一七一〇、一七一〇、一七一二、一七一三、一七一四、一七一五、一七一六、一七一七、一七一八、一七一九、一七二〇、一七二〇、一七二二、一七二三、一七二四、一七二五、一七二六、一七二七、一七二八、一七二九、一七三〇、一七三〇、一七三二、一七三三、一七三四、一七三五、一七三六、一七三七、一七三八、一七三九、一七四〇、一七四〇、一七四二、一七四三、一七四四、一七四五、一七四六、一七四七、一七四八、一七四九、一七五〇、一七五〇、一七五二、一七五三、一七五四、一七五五、一七五六、一七五七、一七五八、一七五九、一七六〇、一七六〇、一七六二、一七六三、一七六四、一七六五、一七六六、一七六七、一七六八、一七六九、一七七〇、一七七〇、一七七二、一七七三、一七七四、一七七五、一七七六、一七七七、一七八〇、一七八〇、一七八二、一七八三、一七八四、一七八五、一七八六、一七八七、一七八八、一七八九、一七九〇、一七九〇、一七九二、一七九三、一七九四、一七九五、一七九六、一七九七、一七九八、一七九九、一八〇〇、一八〇〇、一八〇二、一八〇三、一八〇四、一八〇五、一八〇六、一八〇七、一八〇八、一八〇九、一八一〇、一八一〇、一八一二、一八一三、一八一四、一八一五、一八一六、一八一七、一八一八、一八一九、一八二〇、一八二〇、一八二二、一八二三、一八二四、一八二五、一八二六、一八二七、一八二八、一八二九、一八三〇、一八三〇、一八三二、一八三三、一八三四、一八三五、一八三六、一八三七、一八三八、一八三九、一八四〇、一八四〇、一八四二、一八四三、一八四四、一八四五、一八四六、一八四七、一八四八、一八四九、一八五〇、一八五〇、一八五二、一八五三、一八五四、一八五五、一八五六、一八五七、一八五八、一八五九、一八六〇、一八六〇、一八六二、一八六三、一八六四、一八六五、一八六六、一八六七、一八六八、一八六九、一八七〇、一八七〇、一八七二、一八七三、一八七四、一八七五、一八七六、一八七七、一八七八、一八七九、一八八〇、一八八〇、一八八二、一八八三、一八八四、一八八五、一八八六、一八八七、一八八八、一八八九、一八九〇、一八九〇、一八九二、一八九三、一八九四、一八九五、一八九六、一八九七、一八九八、一八九九、一九〇〇、一九〇〇、一九〇二、一九〇三、一九〇四、一九〇五、一九〇六、一九〇七、一九〇八、一九〇九、一九一〇、一九一〇、一九一二、一九一三、一九一四、一九一五、一九一六、一九一七、一九一八、一九一九、一九二〇、一九二〇、一九二二、一九二三、一九二四、一九二五、一九二六、一九二七、一九二八、一九二九、一九三〇、一九三〇、一九三二、一九三三、一九三四、一九三五、一九三六、一九三七、一九三八、一九三九、一九四〇、一九四〇、一九四二、一九四三、一九四四、一九四五、一九四六、一九四七、一九四八、一九四九、一九五〇、一九五〇、一九五二、一九五三、一九五四、一九五五、一九五六、一九五七、一九五八、一九五九、一九六〇、一九六〇、一九六二、一九六三、一九六四、一九六五、一九六六、一九六七、一九六八、一九六九、一九七〇、一九七〇、一九七二、一九七三、一九七四、一九七五、一九七六、一九七七、一九七八、一九七九、一九八〇、一九八〇、一九八二、一九八三、一九八四、一九八五、一九八六、一九八七、一九八八、一九八九、一九九〇、一九九〇、一九九二、一九九三、一九九四、一九九五、一九九六、一九九七、一九九八、一九九九、二〇〇〇、二〇〇〇、二〇〇二、二〇〇三、二〇〇四、二〇〇五、二〇〇六、二〇〇七、二〇〇八、二〇〇九、二〇一〇、二〇一〇、二〇一二、二〇一三、二〇一四、二〇一五、二〇一六、二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇二〇、二〇二〇、二〇二二、二〇二三、二〇二四、二〇二五、二〇二六、二〇二七、二〇二八、二〇二九、二〇三〇、二〇三〇、二〇三二、二〇三三、二〇三四、二〇三五、二〇三六、二〇三七、二〇三八、二〇三九、二〇四〇、二〇四〇、二〇四二、二〇四三、二〇四四、二〇四五、二〇四六、二〇四七、二〇四八、二〇四九、二〇五〇、二〇五〇、二〇五二、二〇五三、二〇五四、二〇五五、二〇五六、二〇五七、二〇五八、二〇五九、二〇六〇、二〇六〇、二〇六二、二〇六三、二〇六四、二〇六五、二〇六六、二〇六七、二〇六八、二〇六九、二〇七〇、二〇七〇、二〇七二、二〇七三、二〇七四、二〇七五、二〇七六、二〇七七、二〇八〇、二〇八〇、二〇八二、二〇八三、二〇八四、二〇八五、二〇八六、二〇八七、二〇八八、二〇八九、二〇九〇、二〇九〇、二〇九二、二〇九三、二〇九四、二〇九五、二〇九六、二〇九七、二〇九八、二〇九九、二一〇〇、二一〇〇、二一〇二、二一〇三、二一〇四、二一〇五、二一〇六、二一〇七、二一〇八、二一〇九、二一一〇、二一一〇、二一一二、二一一三、二一一四、二一一五、二一一六、二一一七、二一一八、二一九九、二二〇〇、二二〇〇、二二〇二、二二〇三、二二〇四、二二〇五、二二〇六、二二〇七、二二〇八、二二〇九、二二一〇、二二一〇、二二一二、二二一三、二二一四、二二一五、二二一六、二二一七、二二一八、二二一九、二二二〇、二二二〇、二二二二、二二二三、二二二四、二二二五、二二二六、二二二七、二二二八、二二二九、二二三〇、二二三〇、二二三二、二二三三、二二三四、二二三五、二二三六、二二三七、二二三八、二二三九、二三四〇、二三四〇、二三四二、二三四三、二三四四、二三四五、二三四六、二三四七、二三四八、二三四九、二三五〇、二三五〇、二三五二、二三五三、二三五四、二三五五、二三五六、二三五七、二三五八、二三五九、二三六〇、二三六〇、二三六二、二三六三、二三六四、二三六五、二三六六、二三六七、二三六八、二三六九、二三七〇、二三七〇、二三七二、二三七三、二三七四、二三七五、二三七六、二三七七、二三八〇、二三八〇、二三八二、二三八三、二三八四、二三八五、二三八六、二三八七、二三八八、二三八九、二三九〇、二三九〇、二三九二、二三九三、二三九四、二三九五、二三九六、二三九七、二三九八、二三九九、二四〇〇、二四〇〇、二四〇二、二四〇三、二四〇四、二四〇五、二四〇六、二四〇七、二四〇八、二四〇九、二四一〇、二四一〇、二四一二、二四一三、二四一四、二四一五、二四一六、二四一七、二四一八、二四一九、二四二〇、二四二〇、二四二二、二四二三、二四二四、二四二五、二四二六、二四二七、二四二八、二四二九、二四三〇、二四三〇、二四三二、二四三三、二四三四、二四三五、二四三六、二四三七、二四三八、二四三九、二四四〇、二四四〇、二四四二、二四四三、二四四四、二四四五、二四四六、二四四七、二四四八、二四四九、二四五〇、二四五〇、二四五二、二四五三、二四五四、二四五五、二四五六、二四五七、二四五八、二四五九、二四六〇、二四六〇、二四六二、二四六三、二四六四、二四六五、二四六六、二四六七、二四六八、二四六九、二四七〇、二四七〇、二四七二、二四七三、二四七四、二四七五、二四七六、二四七七、二四八〇、二四八〇、二四八二、二四八三、二四八四、二四八五、二四八六、二四八七、二四八八、二四八九、二四九〇、二四九〇、二四九二、二四九三、二四九四、二四九五、二四九六、二四九七、二四九八、二四九九、二五〇〇、二五〇〇、二五〇二、二五〇三、二五〇四、二五〇五、二五〇六、二五〇七、二五〇八、二五〇九、二五一〇、二五一〇、二五一二、二五一三、二五一四、二五一五、二五一六、二五一七、二五一八、二五一九、二五二〇、二五二〇、二五二二、二五二三、二五二四、二五二五、二五二六、二五二七、二五二八、二五二九、二五三〇、二五三〇、二五三二、二五三三、二五三四、二五三五、二五三六、二五三七、二五三八、二五三九、二五四〇、二五四〇、二五四二、二五四三、二五四四、二五四五、二五四六、二五四七、二五四八、二五四九、二五五〇、二五五〇、二五五二、二五五三、二五五四、二五五五、二五五六、二五五七、二五五八、二五五九、二五六〇、二五六〇、二五六二、二五六三、二五六四、二五六五、二五六六、二五六七、二五六八、二五六九、二五七〇、二五七〇、二五七二、二五七三、二五七四、二五七五、二五七六、二五七七、二五八〇、二五八〇、二五八二、二五八三、二五八四、二五八五、二五八六、二五八七、二五八八、二五八九、二五九〇、二五九〇、二五九二、二五九三、二五九四、二五九五、二五九六、二五九七、二五九八、二五九九、二六〇〇、二六〇〇、二六〇二、二六〇三、二六〇四、二六〇五、二六〇六、二六〇七、二六〇八、二六〇九、二六一〇、二六一〇、二六一二、二六一三、二六一四、二六一五、二六一六、二六一七、二六一八、二六一九、二六二〇、二六二〇、二六二二、二六二三、二六二四、二六二五、二六二六、二六二七、二六二八、二六二九、二六三〇、二六三〇、二六三二、二六三三、二六三四、二六三五、二六三六、二六三七、二六三八、二六三九、二六四〇、二六四〇、二六四二、二六四三、二六四四、二六四五、二六四六、二六四七、二六四八、二六四九、二六五〇、二六五〇、二六五二、二六五三、二六五四、二六五五、二六五六、二六五七、二六五八、二六五九、二六六〇、二六六〇、二六六二、二六六三、二六六四、二六六五、二六六六、二六六七、二六六八、二六六九、二六七〇、二六七〇、二六七二、二六七三、二六七四、二六七五、二六七六、二六七七、二六八〇、二六八〇、二六八二、二六八三、二六八四、二六八五、二六八六、二六八七、二六八八、二六八九、二六九〇、二六九〇、二六九二、二六九三、二六九四、二六九五、二六九六、二六九七、二六九八、二六九九、二七〇〇、二七〇〇、二七〇二、二七〇三、二七〇四、二七〇五、二七〇六、二七〇七、二七〇八、二七〇九、二七一〇、二七一〇、二七一二、二七一三、二七一四、二七一五、二七一六、二七一七、二七一八、二七一九、二七二〇、二七二〇、二七二二、二七二三、二七二四、二七二五、二七二六、二七二七、二七二八、二七二九、二七三〇、二七三〇、二七三二、二七三三、二七三四、二七三五、二七三六、二七三七、二七三八、二七三九、二七四〇、二七四〇、二七四二、二七四三、二七四四、二七四五、二七四六、二七四七、二七四八、二七四九、二七五〇、二七五〇、二七五二、二七五三、二七五四、二七五五、二七五六、二七五七、二七五八、二七五九、二七六〇、二七六〇、二七六二、二七六三、二七六四、二七六五、二七六六、二七六七、二七六八、二七六九、二七七〇、二七七〇、二七七二、二七七三、二七七四、二七七五、二七七六、二七七七、二七八〇、二七八〇、二七八二、二七八三、二七八四、二七八五、二七八六、二七八七、二七八八、二七八九、二七九〇、二七九〇、二七九二、二七九三、二七九四、二七九五、二七九六、二七九七、二七九八、二七九九、二八〇〇、二八〇〇、二八〇二、二八〇三、二八〇四、二八〇五、二八〇六、二八〇七、二八〇八、二八〇九、二八一〇、二八一〇、二八一二、二八一三、二八一四、二八一五、二八一六、二八一七、二八一八、二八一九、二八二〇、二八二〇、二八二二、二八二三、二八二四、二八二五、二八二六、二八二七、二八二八、二八二九、二八三〇、二八三〇、二八三二、二八三三、二八三四、二八三五、二八三六、二八三七、二八三八、二八三九、二八四〇、二八四〇、二八四二、二八四三、二八四四、二八四五、二八四六、二八四七、二八四八、二八四九、二八五〇、二八五〇、二八五二、二八五三、





田淵外二万三千九百九十九名  
紹介議員 諫山 博君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇二八号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
消費税の導入反対に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市稲葉三ノ三ノ二  
中川カヨ子外二万三千九百九十九名  
紹介議員 市川 正一君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇二九号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
消費税の導入反対に関する請願  
請願者 横浜市戸塚区平戸一ノ三ノ四〇  
二 朝野英彦外二万三千九百九十九名  
紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇三〇号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
消費税の導入反対に関する請願  
請願者 北海道富良野市山部町四町内 島  
強外二万三千九百九十九名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇三一号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
消費税の導入反対に関する請願  
請願者 京都市左京区聖護院東町一三ノ二  
舟飯洋子外二万三千九百九十九名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇三二号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
消費税の導入反対に関する請願  
請願者 神戸市東灘区住吉山手七ノ三ノ二  
古田康子外二万三千九百九十九名  
紹介議員 杏脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇三三号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
消費税の導入反対に関する請願  
請願者 福岡市東区箱崎二ノ一四ノ二六  
山本一清外二万三千九百九十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇三四号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
消費税の導入反対に関する請願  
請願者 京都市上京区千本一条上ル六六三  
ノ一ノ三ノ六〇七 吉田豊子外二  
万三千九百九十九名  
紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇三五号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
消費税の導入反対に関する請願  
請願者 福岡市東区箱崎五ノ一ノ二ノ五  
〇八 金田順子外二万三千九百九十九名  
紹介議員 下田 京子君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

請願者 大阪府池田市泉服町一ノ一ノ六一  
六 原俊雄外二万三千九百九十九名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇三七号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
消費税の導入反対に関する請願  
請願者 横浜市長谷区藤塚町三二二ノ  
九三 山田理子外二万五千七百七十四名  
紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇三八号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
消費税の導入反対に関する請願  
請願者 大阪府豊中市宮山町二ノ五ノ一八  
小野田求外二万三千九百九十九名  
紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇三九号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
消費税の導入反対に関する請願  
請願者 神戸市垂水区神和台三ノ四ノ二  
鎌田道生外二万三千九百九十九名  
紹介議員 宮本 順治君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。  
第四〇四一号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
消費税の導入反対に関する請願  
請願者 大阪府吹田市長野東一〇ノ二五ノ  
五〇九 岡本武外二万三千九百九十九名  
紹介議員 吉井 英勝君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇四二号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
消費税の導入反対に関する請願  
請願者 福岡市東区多々良一ノ二四ノ二九  
長正道外二万三千九百九十九名  
紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇四三号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
消費税の導入反対に関する請願  
請願者 大阪府高槻市西町三七ノ七 荒谷  
次郎外二万三千九百九十九名  
紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇四四号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の全容解明に関する請願  
請願者 東京都荒川区西尾久二ノ三〇ノ六  
宮本幸人外七千名  
紹介議員 諫山 博君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇四五号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久四ノ八ノ八  
村田伸行外七千名

紹介議員 市川 正一君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇四六号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都北区田端新町二ノ一四ノ一  
〇 鈴木洋一外七千名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇四七号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川七ノ二五ノ六  
鴨田東司外七千名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇四八号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都荒川区町屋七ノ二〇ノ八町  
屋ハイム三〇一 内田郁子外七千名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇四九号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都荒川区町屋四ノ一九ノ二三  
植本明子外七千名

紹介議員 杏脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇五〇号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都荒川区西日暮里一ノ三六ノ  
六 上井武恭外七千名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇五一号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都墨田区江東橋四ノ三〇ノ一  
ノ三二〇 伊賀礼子外一万二千  
八百六十七名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇五二号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都足立区小台二ノ四九ノ一一  
小松房江外七千名

紹介議員 下田 京子君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇五三号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都台東区三ノ輪一ノ二五ノ九  
阿部孝子外七千名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇五四号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願(二通)

請願者 東京都荒川区西尾久二ノ一ノ四  
篠田正治外七千九百九十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇五五号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都荒川区西尾久一ノ一〇ノ一  
〇 山本秀男外七千名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇五六号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都豊島区巢鴨五ノ五ノ九 山  
内春代外七千名

紹介議員 宮本 昭治君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇五七号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都台東区蔵前二ノ一五ノ七ノ  
七〇二 鈴木とよ外七千名

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇五八号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久五ノ一三ノ二  
二 山口藤市外七千名

紹介議員 吉井 英勝君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇五九号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久五ノ二三ノ六  
北本武雄外七千名

紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇六〇号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都荒川区南千住一ノ三〇ノ六  
吉田うた子外七千名

紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四〇六一号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

消費税導入と租税特別措置法第二十六條改悪反  
対、合理的医業税制の確立に関する請願

請願者 愛知県豊田市若林東沖田八八ノB  
寺田勝美外三十三名

紹介議員 杏脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第三〇六七号と同じである。

第四〇六二号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願

請願者 東京都小金井市中町四ノ一ノ一四  
佐藤秀彦外四十九名

紹介議員 諫山 博君  
今、第百十三回国会での最大の焦点は、リクルー  
トコスモス未公開株の譲渡を受けた地方自治体・  
中央官庁・政治家・現職閣僚等のこれに関与した  
者及び江副浩正リクルート前会長を国会の証人に  
呼び、国会の場で真相解明を行うことである。本  
来、真実は一つしかない。その真実の解明を檢察当  
局だけに任せるのではなく、自らの国政調査権を  
基に解明するのが国権の最高機関たる国会の取る  
べき態度である。証人喚問は、国会の国政調査権  
を定めた憲法第六十二條に基づく制度であり、全  
く正当なものである。したがって、すべての関係  
者の証人喚問を実現し、リクルート疑惑の真相を

徹底的に解明することこそが先決であり、これに  
こたえられない政府・自民党に、消費税を始めと  
する税制改革を語る資格はない。政府・自民党は  
昭和六十三年十一月十日、単独で衆議院税制問題  
等に関する調査特別委員会を開き、消費税導入を  
含む税制関連六法案を強行採決し、さらに十一月  
十六日、衆議院本会議でも再び強行採決を行った  
が、この暴挙を絶対に許すわけにはいかない。つ  
いては、次の事項について実現を図られたい。  
一、江副氏以下、関係者の国会証人喚問を實現  
し、リクルート疑惑の真相解明へ徹底した審議  
を行うこと。  
二、国民を苦しめる消費税の導入は絶対にしない  
こと。  
三、大企業・大資産家を優遇する不公平な税制を  
改めること。

第四〇六三号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 埼玉県大宮市横町一ノ八一 近  
藤浩外四十九名  
紹介議員 市川 正一君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇六四号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 埼玉県所沢市上新井一二七 尾崎  
延子外四十九名  
紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇六五号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願

請願者 東京都東大和市中央一ノ一四ノ二  
武田耕一外四十九名  
紹介議員 小等原貞子君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇六六号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 東京都多摩市諏訪一ノ一八ノ八  
三浦章子外四十九名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇六七号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 千葉県船橋市古作町一九四ノ七  
小林雪子外四十九名  
紹介議員 沓脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇六八号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 東京都中野区上鷲宮四ノ二〇ノ一  
三 大高源重外四十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇六九号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 東京都東村山市恩多町二ノ一ノ一  
四 工藤松枝外四十九名  
紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇七〇号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 東京都杉並区天沼二ノ一ノ七 植  
木璋外四十九名  
紹介議員 下田 京子君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇七一号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 埼玉県所沢市下富七〇八ノ七 大  
高きよ子外四十九名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇七二号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 東京都杉並区永福一ノ三九ノ八  
鈴木とき子外四十九名  
紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇七三号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 東京都清瀬市上清戸二ノ二ノ二  
谷清子外四十九名  
紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇七四号 昭和六十三年十一月二十五日受

理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 東京都東村山市美住町二ノ一六ノ  
一五 小山和夫外四十九名  
紹介議員 宮本 願治君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇七五号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 埼玉県川越市霞ヶ関北四ノ七ノ一  
六 大滝や江子外二十八名  
紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇七六号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 埼玉県入間郡日高町原宿七七八ノ  
一四 柳沢慶夫外四十九名  
紹介議員 吉井 英勝君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇七七号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 東京都東久留米市神宝町一ノ一一  
ノ一四 平川正外四十九名  
紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇七八号 昭和六十三年十一月二十五日受  
理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願

請願者 東京都江東区北砂三ノ二七ノ二四  
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四〇七九号 昭和六十三年十一月二十五日受

大型間接税の導入反対、大幅な所得減税に関する請願

請願者 茨城県つくば市倉掛八〇五ノ二  
室生勝外千七百七十九名

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇八一号 昭和六十三年十一月二十六日受

消費税の導入反対に関する請願(二通)

請願者 東京都保谷市東町六ノ四ノ一八  
高梨功外千二百一十一名

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇八七号 昭和六十三年十一月二十八日受

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南四ノ一八ノ五  
花岡末光外五名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四〇八八号 昭和六十三年十一月二十八日受

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都杉並区堀ノ内二ノ三七ノ四  
九 福本充利外四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四〇八九号 昭和六十三年十一月二十八日受

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市緑が丘一、四六  
〇ノ三ノ四〇二 伊藤八重子外三名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四〇九〇号 昭和六十三年十一月二十八日受

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都墨田区墨田四ノ四四ノ一〇  
澤田初子外四名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四〇九一号 昭和六十三年十一月二十八日受

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市大室一、九九四 木村淳

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四〇九二号 昭和六十三年十一月二十八日受

消費税の導入反対に関する請願(二通)

請願者 徳島県鳴門市大麻町堀田字大森三  
四 清水秀男外五十九名

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇九三号 昭和六十三年十一月二十八日受

消費税の導入反対に関する請願

請願者 愛知県知多市南粕谷三ノ二七九  
江口喜由外百五名

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇九四号 昭和六十三年十一月二十八日受

消費税の導入反対に関する請願

請願者 大阪府和泉市弥生町三ノ二ノ九  
横井武外千四百八十九名

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇九五号 昭和六十三年十一月二十八日受

消費税の導入反対に関する請願(二通)

請願者 岐阜県各務原市前渡東町九ノ一六  
片桐克利外八百六十一名

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇九六号 昭和六十三年十一月二十八日受

消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する請願

請願者 川崎市川崎区渡田山王町二ノ四  
小西川昌子

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四〇九七号 昭和六十三年十一月二十八日受

消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する請願

請願者 東京都八王子市明神町四ノ一ノ一  
九 杉崎すみ子

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四〇九八号 昭和六十三年十一月二十八日受

国民不在の税制改革と消費税導入反対に関する請願(一通)

請願者 大阪府西成区天下茶屋一ノ一〇  
ノ七 中尾健三外七千二百六十三名

この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

第四〇九九号 昭和六十三年十一月二十八日受

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都北区田端三ノ一八ノ一二  
片海洋外三十八名

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第四一〇〇号 昭和六十三年十一月二十八日受

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都北区堀船二ノ五ノ八 小林芳三外三百九十四名

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第四一〇一号 昭和六十三年十一月二十八日受

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願

請願者 京都市左京区浄土寺真如町 小林守男

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四一〇二号 昭和六十三年十一月二十八日受

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 長野県上田市大字古里二、二五二

ノ七 上原民恵外三千七百九十六

名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四一〇三号 昭和六十三年十一月二十九日受

理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(二通)

請願者 東京都立川市一番町四ノ六二ノ三

市営北二ノ二〇〇 熊倉敏仁外十

四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一〇四号 昭和六十三年十一月二十九日受

理

消費税の導入反対に関する請願

請願者 島根県松江市西津田三ノ二 松本

敏和外五十九名

紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四一〇五号 昭和六十三年十一月二十九日受

理

消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する請願

請願者 川崎市川崎区桜本一ノ七ノ八 和

田とよ

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四一〇六号 昭和六十三年十一月二十九日受

理

消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する請願

請願者 東京都町田市町四ノ二二ノ二

吉田行雄

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四一〇七号 昭和六十三年十一月二十九日受

理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都北区赤羽西二ノ二二ノ四

藤原芳彰外二十六名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第四一〇八号 昭和六十三年十一月二十九日受

理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都北区桐ヶ丘一ノ二一ノWノ

三五ノ四〇七 渡辺利夫外七名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一〇九号 昭和六十三年十一月二十九日受

理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市金杉七ノ二七ノ七

前川政範外五百四名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四一一〇号 昭和六十三年十一月二十九日受

理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 長野県更級郡上山田町二、〇七六

ノ六 森山洋一外二万七千七百九十

六名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

理

国民不在の税制改革と消費税導入反対に関する請願

請願者 鳥取市相生町二ノ一〇ノ一〇

新木幸雄外八百五十九名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第一七七〇号と同じである。

第四一二二号 昭和六十三年十一月二十九日受

理

消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願(二通)

請願者 東京都練馬区三原台二ノ一ノ三

〇 木村隆外三百八十六名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四一二三号 昭和六十三年十一月二十九日受

理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願

請願者 東京都足立区綾瀬三ノ七ノ二〇

井上由美子外十二名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四一二二二号 昭和六十三年十一月二十九日受

理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市高根台二ノ三ノ三八

ノ三〇一 鶴澤保之四外四百七十九

名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四一二三二号 昭和六十三年十一月二十九日受

理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反対に関する請願

請願者 東京都北区赤羽台三ノ一三ノ一〇

和田カツ子外三名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四一二五号 昭和六十三年十一月三十日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(二通)

請願者 東京都葛飾区水元五ノ一ノ一八

福多泰男外九名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一二六号 昭和六十三年十一月三十日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(四通)

請願者 東京都立川市上砂川一ノ九ノ二八

ニューノース六 深見正春外十九

名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一二七号 昭和六十三年十一月三十日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都中野区弥生町二ノ一〇ノ七

足利裕外九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一二八号 昭和六十三年十一月三十日受理

消費税の導入反対に関する請願

請願者 青森市桜川九ノ一〇ノ六 藤本弘

信外五十九名

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四一二九号 昭和六十三年十一月三十日受理

消費税の導入反対に関する請願(二通)

請願者 兵庫県三木市緑が丘町中一ノ八ノ



四三 若林陸外百二十名

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四一三〇号 昭和六十三年十一月三十日受理

消費税の導入反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市六丁目東町七ノ五

呉原哲男外三十九名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四一三一号 昭和六十三年十一月三十日受理

消費税の導入反対に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市一番町三ノ八ノ一四

齊藤昭宏外二百二十名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四一三二号 昭和六十三年十一月三十日受理

消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する請願

請願者 東京都大田区多摩川一ノ九ノ一八

内藤一

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四一三三号 昭和六十三年十一月三十日受理

消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する請願

請願者 東京都町田市広橋六一三 菱山寛

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四一三四号 昭和六十三年十一月三十日受理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 岡山市浦安西町三五ノ七 岩崎正

吾外四百七十一名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四一三五号 昭和六十三年十一月三十日受理

国民不在の税制改革と消費税導入反対に関する請願

請願者 鳥取県境港市花町四一 面谷恒美

外六百三十名

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第一七七〇号と同じである。

第四一三六号 昭和六十三年十一月三十日受理

リクルート疑惑の全容解明に関する請願

請願者 東京都北区滝野川五ノ四ノ八 佐々木良作外二十二名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一八七七号と同じである。

第四一三七号 昭和六十三年十一月三十日受理

消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市八木ヶ谷三ノ一七ノ一一 藤井一郎外七百一名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四一三八号 昭和六十三年十一月三十日受理

消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願

請願者 京都市伏見区羽束師古川町六八

宮本淳平外七百七十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四一三九号 昭和六十三年十一月三十日受理

消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願

請願者 京都市右京区西院三蔵町二一 佐藤弘子外四百六十六名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四一四〇号 昭和六十三年十一月三十日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都国立市谷保四、四六九 森勇外九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都国立市谷保四、四六九 森勇外九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一四一号 昭和六十三年十一月三十日受理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願(三通)

請願者 福岡県三井郡小郡井上一、〇三三ノ五 坂田悦男外三千二名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四一四四号 昭和六十三年十一月三十日受理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 島根県出雲市姫原町三六〇ノ三

松浦茂乃外千九百九十九名

紹介議員 高杉 建忠君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四一四五号 昭和六十三年十二月一日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願(一通)

請願者 東京都葛飾区奥戸四ノ一七ノ二五

渡辺政之助外九名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一四六号 昭和六十三年十二月一日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都立川市柴崎町五ノ七ノ六

須貝儀四郎外九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一四七号 昭和六十三年十二月一日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南四ノ一八ノ五 花岡良子外三名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南四ノ一八ノ五 花岡良子外三名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一四八号 昭和六十三年十二月一日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市神明町四ノ九三

ノ三 武藤記代子外四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一四九号 昭和六十三年十二月一日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都八王子市下恩方町八六八

小出康雄外九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一五〇号 昭和六十三年十二月一日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実現に関する請願

請願者 東京都江戸川区南小岩七ノ三九ノ二 荒川金作外九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一五一号 昭和六十三年十二月一日受理

消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する請願

請願者 埼玉県越谷市大成町七ノ四七三ノ八 土浦きよ子

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四一五二号 昭和六十三年十二月一日受理  
消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する  
請願  
請願者 東京都目黒区目黒本町五ノ一〇ノ  
二一 今成雪子  
紹介議員 久保田真苗君  
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四一五三号 昭和六十三年十二月一日受理  
消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する  
請願  
請願者 千葉県柏市南増尾七二七ノ二六  
海老沢秀治  
紹介議員 高杉 勉忠君  
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四一五四号 昭和六十三年十二月一日受理  
消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する  
請願  
請願者 神戸市北区山田町藍那太谷 長  
尾常廣  
紹介議員 矢田部 理君  
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四一五五号 昭和六十三年十二月一日受理  
消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する  
請願  
請願者 岡山市妹尾三、三一〇ノ一八 大  
山文男外千五百五十八名  
紹介議員 一井 淳治君  
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四一五六号 昭和六十三年十二月一日受理  
消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する  
請願  
請願者 千葉県船橋市咲が丘四ノ八ノ八  
吉田裕外五百五十五名  
紹介議員 村沢 牧君  
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四一五七号 昭和六十三年十二月一日受理  
リクルート疑惑の全容解明に関する請願  
請願者 東京都北区浮間一ノ七ノ二七 橋  
道雄外十一名  
紹介議員 久保田真苗君  
この請願の趣旨は、第二八七七号と同じである。

第四一五八号 昭和六十三年十二月一日受理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 東京都品川区荏原一ノ二ノ一一  
高野春野外五名  
紹介議員 村沢 牧君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四一五九号 昭和六十三年十二月一日受理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 東京都足立区西保木間四ノ一四ノ  
一九 及川しげ子外十一名  
紹介議員 上野 雄文君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四一六〇号 昭和六十三年十二月一日受理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 東京都府中市若松町一ノ二二ノ三  
石井俊二外一名  
紹介議員 本岡 昭次君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四一六一号 昭和六十三年十二月一日受理  
リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願  
請願者 東京都江東区東砂三ノ六ノ三 大  
坪洋一外十名  
紹介議員 安永 英雄君  
この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四一六二号 昭和六十三年十二月一日受理  
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実  
現に関する請願  
請願者 東京都保谷市北町二ノ二ノ一四  
並木要太郎外四名  
紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一六三号 昭和六十三年十二月一日受理  
新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実  
現に関する請願  
請願者 東京都葛飾区西亀有四ノ二二ノ一  
須川昭外六十九名  
紹介議員 上野 雄文君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一六四号 昭和六十三年十二月一日受理  
消費税の導入と生協課税強化反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市今市町一、四六八  
吉田慶子外千九百九十九名  
紹介議員 上野 雄文君  
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四一六五号 昭和六十三年十二月一日受理  
消費税の導入と生協課税強化反対に関する請願  
請願者 島根県安来市安来町七四五ノ一  
勝部洋一外千四百九十九名  
紹介議員 志吉 裕君  
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四一六六号 昭和六十三年十二月一日受理  
消費税の導入と生協課税強化反対に関する請願  
請願者 島根県能義郡広瀬町石原三三六  
遠藤嘉代子外千九百九十九名  
紹介議員 本岡 昭次君  
この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

請願者 青森県弘前市浜の町東二ノ九ノ七  
山口節子外千七百五十七名  
紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四一六八号 昭和六十三年十二月一日受理  
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願  
請願者 愛知県西春日井郡師勝町久地野成  
亥三ノ一 沢村寿外六十六名  
紹介議員 上野 雄文君  
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四一六九号 昭和六十三年十二月一日受理  
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願  
請願者 札幌市白石区大谷地九ノ一中沢庄  
一〇一 深尾祐美子外千三百三十  
一名  
紹介議員 本岡 昭次君  
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四一七〇号 昭和六十三年十二月一日受理  
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願  
請願者 愛知県一宮市奥町芝原二五 石  
井良典外三百三十六名  
紹介議員 稲村 稔夫君  
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四一七一号 昭和六十三年十二月一日受理  
消費税(大型間接税)の導入反対に関する請願  
請願者 京都市下京区夷馬場町三五 片山  
久之助外二百四名  
紹介議員 粕谷 照美君  
この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四一七二号 昭和六十三年十二月一日受理  
消費税の導入と生協課税強化反対に関する請願(三  
通)  
請願者 埼玉県本庄市三ノ二 福島芳之外  
一万四千八百四十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四一七三号 昭和六十三年十二月一日受理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願（三  
通）

請願者 佐賀市高木瀬町東高木一、一六一  
ノ一 横尾千秋外三千二名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四一七九号 昭和六十三年十二月一日受理

新大型間接税の導入取りやめ、大幅減税の早期実  
現に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久一ノ三七ノ一  
〇 丸山久外九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一八〇号 昭和六十三年十二月一日受理

消費税の導入反対に関する請願

請願者 青森市港町二ノ一五ノ一〇 藤田  
久子外十六名

紹介議員 飯田 忠雄君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四一八一号 昭和六十三年十二月一日受理

消費税導入反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市高野台四ノ一ノBノ  
六二ノ一〇八 浦田勉治外九名

紹介議員 飯田 忠雄君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第四一八二号 昭和六十三年十二月一日受理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 大分県日田市吹上町一、三九九  
井上正美外千九百五十七名

紹介議員 梶原 敬義君

昭和六十三年十二月十七日印刷

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四一八三号 昭和六十三年十二月一日受理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 島根県松江市雑賀町五一六ノ一  
藤田幸枝外千九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

第四一八四号 昭和六十三年十二月一日受理

消費税（大型間接税）の導入反対に関する請願（二  
通）

請願者 札幌市北区篠路一条三ノ一ノ二三  
一 今井郁子外五百六十五名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第四一八五号 昭和六十三年十二月一日受理

リクルート疑惑の徹底真相解明、消費税の導入反  
対に関する請願

請願者 東京都足立区青井一ノ二四ノ八  
下島栄子外一名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四〇六二号と同じである。

第四一八六号 昭和六十三年十二月一日受理

消費税の導入取りやめ、大幅減税の実現に関する  
請願

請願者 東京都杉並区和泉二ノ二七ノ三四  
大網静江外三名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第三三〇〇号と同じである。

第四一八七号 昭和六十三年十二月一日受理

消費税導入と生協課税強化反対に関する請願

請願者 島根県出雲市塩冶有原町三ノ六ノ  
三 山中純子外千九百九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六三七号と同じである。

昭和六十三年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局